

## 第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況（地域特性）

対象事業実施区域及びその周囲の概況は、既存資料等により把握した。

その対象範囲は、対象事業実施区域が位置する松阪市上川町、山添町を中心とする地域を基本とした。

### 3-1 自然的状況

#### 3-1-1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

##### 1. 気象の状況

気象庁の地域気象観測所である小俣観測所及び大気汚染常時監視測定局である一般環境局の松阪第五小学校の概要及び位置は、図 3-1-1.1 及び表 3-1-1.1 に示すとおりである。

小俣観測所（対象事業実施区域から東約 9.5km）における 10 年間（平成 24 年～令和 3 年）の気象概況は、表 3-1-1.2(1)～(3)に示すとおりである。また、松阪第五小学校（対象事業実施区域から北西約 3km）では、風向・風速の測定が行われている。松阪第五小学校における 10 年間（平成 21 年～平成 30 年）の気象概況は、表 3-1-1.3 に示すとおりである。

過去 10 年間の平均観測結果を見ると、小俣観測所では年間平均降水量は 1,932.9mm（最大日降水量：473.5mm）、年間平均気温は 15.9℃（最高気温：38.8℃、最低気温：-6.0℃）、年間平均風速は 2.7m/s（最大風速：17.3m/s）、松阪第五小学校では、年間平均風速は 1.5m/s（最大風速：14.9m/s）となっている。

表 3-1-1.1 各地域気象観測所の概要

名称	所在地	北緯	東経	対象事業実施区域からの距離	観測所の標高	風速計の地上高さ	温度計の地上高さ	観測開始年月日
小俣観測所	伊勢市小俣町明野	34 度 31.7 分	136 度 39.9 分	約 9.5km	10.0m	10.0m	1.5m	昭和 54 年 1 月 16 日
松阪第五小学校	松阪市久保町 276	34 度 33 分	136 度 32 分	約 3.0km	14.0m	4.0m	—	昭和 61 年 3 月

出典：「地域気象観測所一覧」（気象庁ホームページ）

「大気環境測定局と測定項目一覧」（三重県ホームページ）



図 3-1-1.1 気象観測所位置図

表 3-1-1.2(1) 小俣観測所の気象概況（降水量、平成 24 年～令和 3 年）

項目 年	年間（月間） 降水量	最大日降水量		最大時間降水量	
	(mm)	(mm)	起日	(mm)	起日
平成 24 年	1,707.0	134.0	6月19日	42.0	8月19日
平成 25 年	1,554.5	141.5	10月15日	30.0	9月15日
平成 26 年	1,655.5	153.5	8月9日	38.5	10月6日
平成 27 年	1,828.5	124.5	9月9日	35.5	9月9日
平成 28 年	1,612.5	97.0	9月20日	50.0	9月20日
平成 29 年	2,107.5	473.5	10月22日	69.5	10月22日
平成 30 年	2,325.0	181.5	9月4日	81.0	9月4日
令和元年	2,094.5	234.5	10月12日	47.0	5月21日
令和 2 年	2,229.5	105.5	10月10日	25.5	7月25日
令和 3 年	2,214.5	113.0	3月13日	43.5	9月18日
1 月	69.0	34.5	1月23日	6.5	1月27日
2 月	99.5	90.0	2月15日	25.0	2月15日
3 月	309.0	113.0	3月13日	39.0	3月13日
4 月	118.0	54.5	4月17日	12.0	4月17日
5 月	173.0	44.0	5月27日	15.0	5月21日
6 月	149.5	50.5	6月19日	12.5	6月16日
7 月	302.5	76.5	7月1日	30.5	7月9日
8 月	310.0	54.0	8月17日	30.0	8月12日
9 月	376.5	87.0	9月18日	43.5	9月18日
10 月	101.5	50.5	10月25日	9.5	10月26日
11 月	89.0	47.0	11月9日	21.5	11月22日
12 月	117.0	37.5	12月7日	14.5	12月1日
全期間	平均 1932.9	最大 473.5	—	最大 81.0	—

出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

表 3-1-1.2(2) 小俣観測所の気象概況（気温、平成 24 年～令和 3 年）

項目 年	年間（月間） 平均気温	最高気温		最低気温	
	(℃)	(℃)	起日	(℃)	起日
平成 24 年	15.2	36.2	7月26日	-6	2月19日
平成 25 年	15.7	38.8	8月10日	-4.4	1月5日
平成 26 年	15.4	36.3	7月25日	-4.5	1月7日
平成 27 年	15.9	37	8月1日	-2.7	2月7日
平成 28 年	16.3	37.3	8月8日	-4.9	1月26日
平成 29 年	15.4	37	8月24日	-3.9	1月26日
平成 30 年	16.2	38	7月23日	-6	2月8日
令和元年	16.3	36.7	9月9日	-4.4	1月10日
令和 2 年	17.2	37.5	8月16日	-4.2	2月10日
令和 3 年	16.4	37.3	8月8日	-5.2	1月9日
1 月	5.1	15.3	1月16日	-5.2	1月9日
2 月	7.1	20.5	2月22日	-4.0	2月18日
3 月	11.3	24.0	3月29日	-0.7	3月11日
4 月	14.6	27.8	4月22日	4.5	4月10日
5 月	19.0	29.4	5月14日	8.2	5月4日
6 月	22.7	31.6	6月8日	15.2	6月1日
7 月	26.7	35.8	7月26日	21.1	7月13日
8 月	27.1	37.3	8月8日	21.3	8月20日
9 月	23.6	32.3	9月23日	17.2	9月27日
10 月	19.0	30.4	10月6日	7.0	10月24日
11 月	12.6	22.5	11月3日	0.0	11月29日
12 月	7.6	18.8	12月1日	-1.6	12月19日
全期間	平均 15.9	最高 38.8	—	最低-6.0	—

出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

表 3-1-1.2(3) 小俣観測所の気象概況（風速及び年間日照時間、平成 24 年～令和 3 年）

年	項目	年間（月間） 平均風速		最大風速		年間（月間） 日照時間
		(m/s)	(m/s)	風向	起日	(時間)
平成 24 年		2.8	13.0	西	4 月 3 日	2,082.5
平成 25 年		2.8	13.1	東南東	9 月 16 日	2,385.0
平成 26 年		2.7	17.2	東北東	10 月 6 日	2,140.3
平成 27 年		2.7	13.1	南	12 月 11 日	2,008.9
平成 28 年		2.6	12.4	南南東	9 月 20 日	2,109.1
平成 29 年		2.7	14.1	南南東	9 月 17 日	2,206.5
平成 30 年		2.7	17.3	南南東	9 月 4 日	2,313.3
令和元年		2.6	14.0	西北西	10 月 12 日	2,076.8
令和 2 年		2.5	13.6	西	12 月 30 日	2,154.5
令和 3 年		2.6	11.7	西北西	2 月 15 日	1741.7
	1 月	3.0	11.0	西北西	1 月 8 日	182.1
	2 月	3.0	11.7	西北西	2 月 15 日	197.7
	3 月	2.9	10.4	西北西	3 月 14 日	178.9
	4 月	2.9	9.8	北西	4 月 5 日	206.8
	5 月	2.4	9.4	西北西	5 月 2 日	153.2
	6 月	2.1	7.7	西北西	6 月 20 日	150.4
	7 月	2.1	8.3	西北西	7 月 9 日	211.3
	8 月	2.3	10.5	南	8 月 9 日	161.5
	9 月	2.1	7.3	北西	9 月 18 日	108.0
	10 月	2.5	9.2	西北西	10 月 17 日	183.0
	11 月	2.5	9.8	西北西	11 月 24 日	181.4
	12 月	3.2	11.1	西北西	12 月 31 日	207.2
全期間		平均 2.7	最大 17.3	—	—	年平均 2,121.9

値欄記号「」統計を行う対象資料が許容範囲で欠けている（準正常値）。「】」統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている（資料不足値）。「\_」前後のデータが均質でないことを示す。

出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

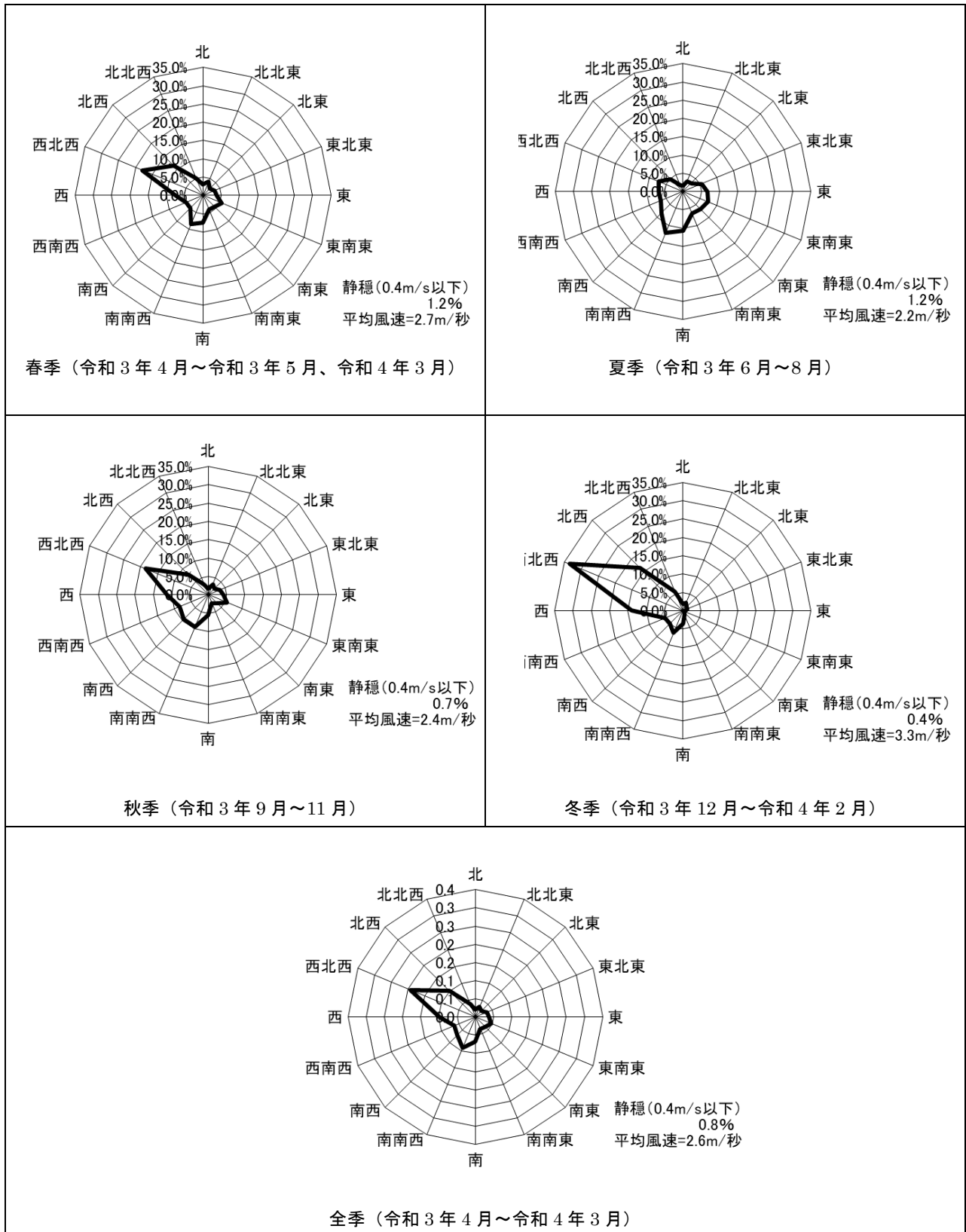
表 3-1-1.3 松阪第五小学校の気象概況（風速、平成 21 年～平成 30 年）

年	項目	年間（月間） 平均風速		最大風速	
		(m/s)	(m/s)	風向	起日
平成 21 年		1.4	8.8	西北西	3 月 22 日
平成 22 年		1.5	8.1	東	3 月 29 日
平成 23 年		1.5	9.6	北	9 月 21 日
平成 24 年		1.4	6.3	西南西, 西, 西北西	2 月 1 日, 2 日, 5 月 6 日
平成 25 年		1.5	7.8	北	3 月 10 日
平成 26 年		1.5	8.6	南東	8 月 10 日
平成 27 年		1.4	10.7	南南西	12 月 11 日
平成 28 年		1.3	9.8	南南西	4 月 17 日
平成 29 年		1.5	10.8	南	9 月 17 日
平成 30 年		1.5	14.9	南	9 月 4 日
	1 月	2.1	6.7	北	1 月 26 日
	2 月	1.9	6.8	西南西	2 月 5 日
	3 月	1.9	10.0	西北西	3 月 1 日
	4 月	1.4	8.8	南南西	4 月 11 日
	5 月	1.1	5.2	北北西	5 月 19 日
	6 月	1.1	6.2	南	6 月 29 日
	7 月	1.1	13.3	北北東	7 月 29 日
	8 月	1.7	11.8	南	8 月 24 日
	9 月	1.4	14.9	南	9 月 4 日
	10 月	1.3	6.5	西	10 月 1 日
	11 月	1.2	4.5	西北西	11 月 23 日
	12 月	1.8	6.3	西北西	12 月 29 日
全期間		平均 1.5	最大 14.9	—	—

出典：「三重県大気環境情報」（三重県ホームページ）

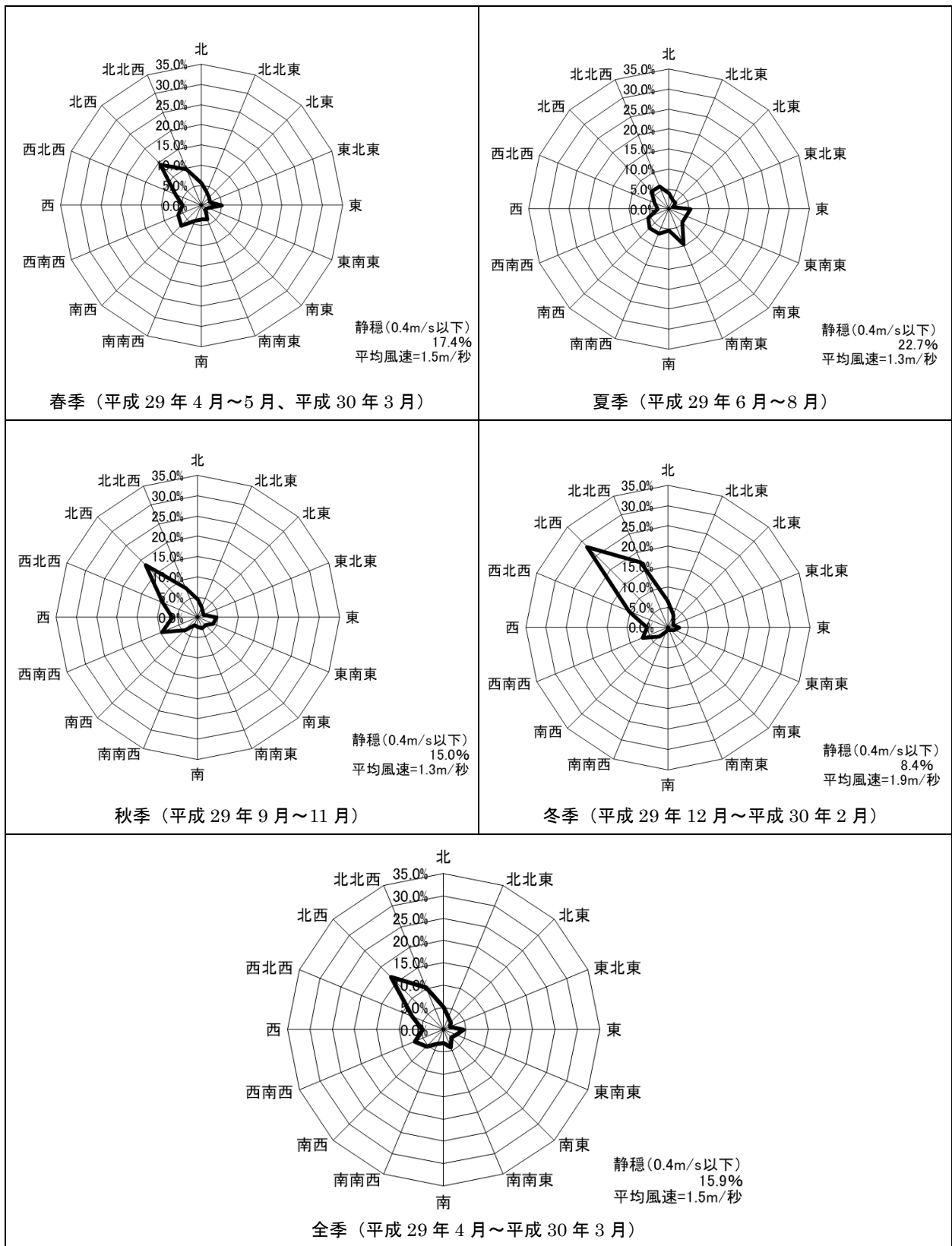


また、小俣観測所及び松阪第五小学校における季節別風配図は、図 3-1-1.2(1) (2) に示すとおりである。全季の風配図を見ると、小俣観測所では西北西の風が、松阪第五小学校では北西の風が卓越している。



出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）より作成

図 3-1-1.2(1) 小俣観測所における風配図（令和3年4月～令和4年3月）



出典：「三重県大気環境情報」（三重県ホームページ）より作成

図 3-1-1.2(2) 松阪第五小学校における風配図（平成29年4月～平成30年3月）

## 2. 大気質の状況

### (1) 大気環境の状況

三重県内では、大気汚染常時監視測定局として一般環境測定局は25局、自動車排出ガス測定局は8局設置されている。また、その他の測定地点として、市内2地点において二酸化硫黄、市内7地点において二酸化窒素の簡易測定が、市内1地点においてダイオキシン類の測定が行われている。

対象事業実施区域周辺では、図3-1-1.3に示すとおり一般環境測定局は1局、その他の測定地点は4地点が含まれる。なお、自動車排出ガス測定局は、対象事業実施区域周辺には設置されていない。

各測定局の測定項目は表3-1-1.4に示すとおりである。

表3-1-1.4 各測定地点の測定項目

種別	測定地点名	所在地	測定項目							対象事業実施区域からの距離
			二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	ダイオキシン類	風向・風速	
一般局	1 松阪第五小学校	松阪市	○	○	○	○	○	—	○	約3km
その他	① 殿町測定局	松阪市	○	—	—	—	—	—	—	約5km
	② 中核工業団地	松阪市	—	○	—	—	—	—	—	約3.5km
	③ ワークセンター松阪	松阪市	—	○	—	—	—	—	—	約3km
	④ 松阪市健康センター	松阪市	—	—	—	—	—	○	—	約4km

出典：「令和3年度版 三重県サステナビリティレポート」令和3年10月（三重県）  
「平成28年度環境調査結果（大気調査）」（松阪市ホームページ）



図 3-1-1.3 大気環境常時監視測定局位置図

## ① 二酸化硫黄

対象事業実施区域及びその周辺の一般局における二酸化硫黄の令和2年度の測定結果は表3-1-1.5に示すとおりである。また、年平均値の経年変化は表3-1-1.6及び図3-1-1.4に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の測定局における日平均値の2%除外値は0.04ppm以下であり、かつ日平均値が0.04ppmを越えた日が2日以上連続したことがないことから、長期的評価として環境基準を達成している。また、1時間値が0.1ppmを越えたことがないことから、短期的評価としても環境基準を達成している。

年平均値の経年変化は、0.001ppm以下で推移している。

なお、その他の測定局においても二酸化硫黄は環境基準を達成している。参考として、平成28年度の測定結果を表3-1-1.7に示す。

表3-1-1.5 二酸化硫黄の環境基準達成状況（一般局、令和2年度）

No.	測定局名	年平均値 (ppm)	環境基準との比較				1時間値 の最大値 (ppm)	環境基準の長期的評価		
			1時間値が 0.1ppmを越 えた時間数とそ の割合		日平均値が 0.04ppmを越 えた日数とそ の割合			日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppmを 越えた日が 2日以上連 続したこと の有無	達成状況 ○：達成 ×：非達成
			時間 数	割合 %	日数	割合 %				
1	松阪第五 小学校	0.001	0	0.0	0	0.0	0.023	0.002	無	○

出典：「令和3年度版 三重県サステナビリティレポート」令和3年10月（三重県）

表3-1-1.6 二酸化硫黄年平均値の推移

測定局名/年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	松阪第五小学校	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001

単位：ppm

出典：「令和3年度版 三重県サステナビリティレポート」令和3年10月（三重県）

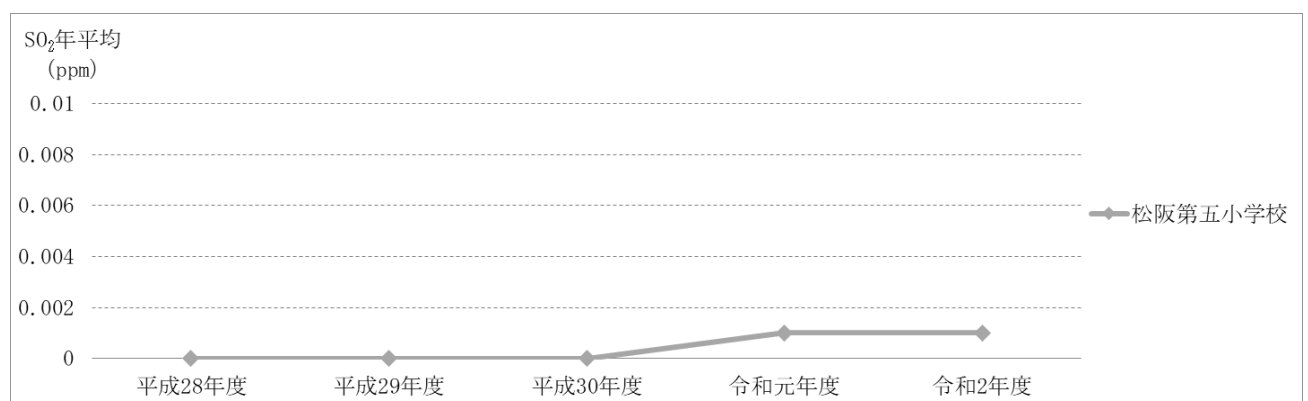


図3-1-1.4 二酸化硫黄年平均値の推移（一般局、平成28年度～令和2年度）

表 3-1-1.7 二酸化硫黄の環境基準達成状況：参考（その他、平成 28 年度）

No.	測定局名	年平均値 (ppm)	環境基準との比較				1 時間値の最大値 (ppm)	環境基準の長期的評価		
			1 時間値が 0.1ppm を越えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を越えた日数とその割合			日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm を越えた日が 2 日以上連続したことの有無	達成状況 ○：達成 ×：非達成
			時間数	割合 %	日数	割合 %				
①	殿町測定局	0.0007	0	0.0	0	0.0	0.029	0.003	無	○

出典：「平成 28 年度環境調査結果（大気調査）」（松阪市ホームページ）

## ② 二酸化窒素

対象事業実施区域及びその周辺の一般局における二酸化窒素の令和 2 年度の測定結果は表 3-1-1.8 に示すとおりである。また、年平均値の経年変化は表 3-1-1.9 及び図 3-1-1.5 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の測定局における日平均値の年間 98%値は 0.06ppm 以下であり、環境基準を達成している。

年平均値の経年変化は、0.005ppm～0.006ppm を横ばいに推移している。

なお、参考としてその他の測定局で行われた平成 28 年度の二酸化窒素簡易測定結果を表 3-1-1.10 に示す。

表 3-1-1.8 二酸化窒素の環境基準達成状況（一般局、令和 2 年度）

No.	測定局名	年平均値 (ppm)	環境基準との比較				1 時間値の最大値 (ppm)	環境基準の長期的評価	
			日平均値が 0.06ppm を越えた日数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合			日平均値の年間 98%値 (ppm)	達成状況 ○：達成 ×：非達成
			日数	割合 %	日数	割合 %			
1	松阪第五小学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.039	0.015	○

出典：「令和 3 年度版 三重県サステナビリティレポート」令和 3 年 10 月（三重県）

表 3-1-1.9 二酸化窒素年平均値の推移

単位：ppm

測定局名/年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1 松阪第五小学校	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005

出典：「令和 3 年度版 三重県サステナビリティレポート」令和 3 年 10 月（三重県）

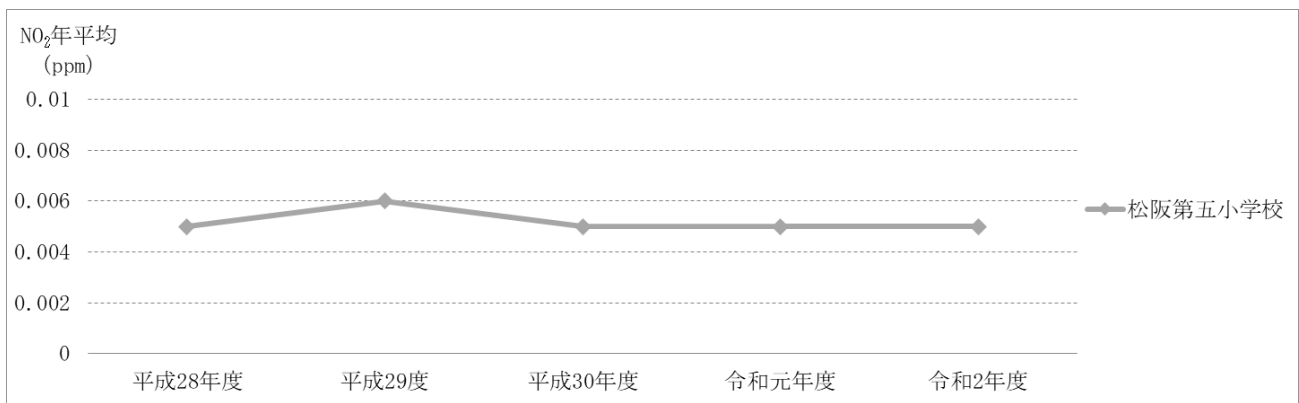


図 3-1-1.5 二酸化窒素年平均値の推移 (一般局、平成 28 年度～令和 2 年度)

表 3-1-1.10 二酸化窒素の簡易測定結果：参考 (その他、平成 28 年度)

単位：μg・NO<sub>2</sub>/100cm<sup>2</sup>/日

No.	測定局名/測定月	平成 28 年										平成 29 年			最大	最小	平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
②	中核工業団地	5.1	5.0	4.7	3.9	4.8	7.7	8.2	6.4	14.0	10.9	12.6	7.4	14.0	3.9	7.6	
③	ワークセンター 松阪	6.8	17.9	6.6	5.2	4.8	11.5	12.4	15.8	18.3	13.4	9.7	7.3	18.3	4.8	10.8	

出典：「平成 28 年度環境調査結果 (大気調査)」(松阪市ホームページ)

### ③ 光化学オキシダント

対象事業実施区域及びその周辺の一般局における光化学オキシダントの令和 2 年度の測定結果は表 3-1-1.11 に示すとおりである。また、昼間の 1 時間値が 0.12ppm (光化学スモッグ注意報の発令基準レベル。ただし、注意報はこの状態が継続すると判断されるときに発令される) 以上の日数の経年変化は、表 3-1-1.12 に示すとおりである。

昼間の 1 時間値が 0.06ppm を越えた日数は 73 日であり、環境基準は達成されていない。なお、過去 5 年間で昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日はなかった。

表 3-1-1.11 光化学オキシダントの環境基準達成状況 (一般局、令和 2 年度)

No.	測定局名	環境基準との比較						昼間の 1 時間値の最高値 (ppm)	昼間の日最高 1 時間値の平均値 (ppm)
		昼間の 1 時間値が 0.06ppm を越えた日数及び時間数とその割合			昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数及び時間数とその割合				
		日数	時間数	割合%	日数	時間数	割合%		
1	松阪第五小学校	73	367	6.75	0	0	0.00	0.091	0.050

出典：「令和 3 年度版 三重県サステナビリティレポート」令和 3 年 10 月 (三重県)

表 3-1-1.12 光化学オキシダントの昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数の推移

単位：日

No.	測定地点/年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1	松阪第五小学校	0	0	0	0	0

出典：「令和 3 年度版 三重県サステナビリティレポート」令和 3 年 10 月 (三重県)

「令和 2 年度版 三重県サステナビリティレポート」令和 3 年 3 月 (三重県)

「令和元年度版 環境白書」令和元年 11 月 (三重県)

「平成 30 年度版 環境白書」平成 30 年 10 月 (三重県)

「平成 29 年度版 環境白書」平成 29 年 10 月 (三重県)

#### ④ 浮遊粒子状物質

対象事業実施区域及びその周辺の一般局における浮遊粒子状物質の令和 2 年度の測定結果は表 3-1-1.13 に示すとおりである。また、年平均値の経年変化は表 3-1-1.14 及び図 3-1-1.6 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の測定局における日平均値の 2%除外値は 0.10mg/m<sup>3</sup> 以下であり、日平均値が 0.10 mg/m<sup>3</sup> を越えた日は 2 日以上連続したことはなく、長期的評価として環境基準を達成している。また、1 時間値が 0.20 mg/m<sup>3</sup> を越えたことはなく、短期的評価として環境基準も達成している。

年平均値の経年変化は、概ね横ばい傾向である。

表 3-1-1.13 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況（一般局、令和 2 年度）

No.	測定局名	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を越 えた時間数とそ の割合		日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を越 えた日数とそ の割合		環境基準との比較		
			時間 数	割合 %	日数	割合 %	日平均値の 2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を越えた日 が 2 日以上 連続したこ との有無	○：達成 ×：非達成
1	松阪第五小学校	0.016	0	0.0	0	0.0	0.041	無	○

出典：「令和 3 年度版 三重県サステナビリティレポート」令和 3 年 10 月（三重県）

表 3-1-1.14 浮遊粒子状物質年平均値の推移

単位：ppm

測定地点/年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年	令和 2 年
1 松阪第五小学校	0.017	0.017	0.018	0.016	0.016

出典：「令和 3 年度版 三重県サステナビリティレポート」令和 3 年 10 月（三重県）

「令和 2 年度版 三重県サステナビリティレポート」令和 3 年 3 月（三重県）

「令和元年度版 環境白書」令和元年 11 月（三重県）

「平成 30 年度版 環境白書」平成 30 年 10 月（三重県）

「平成 29 年度版 環境白書」平成 29 年 10 月（三重県）

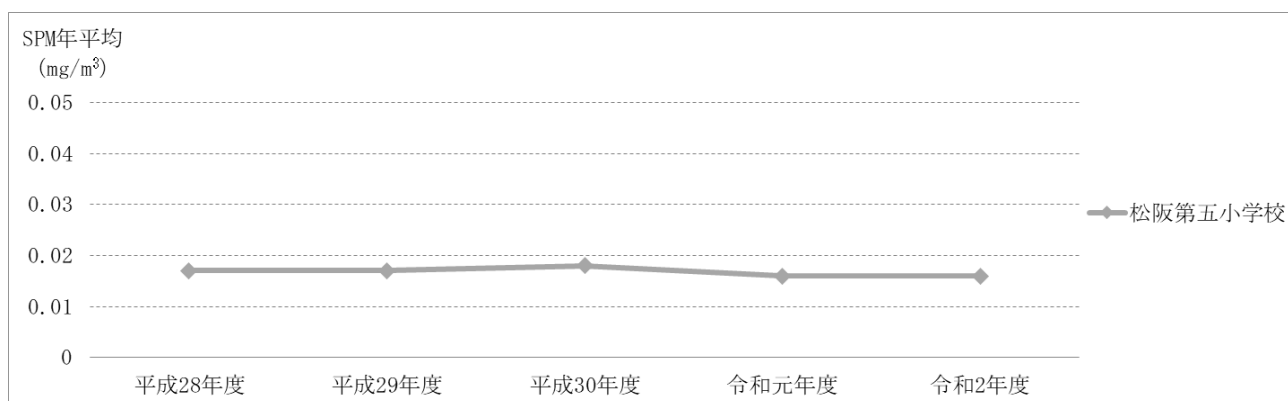


図 3-1-1.6 浮遊粒子状物質年平均値の推移（一般局、平成 28 年度～令和 2 年度）



### ⑤ 微小粒子状物質

対象事業実施区域及びその周辺の一般局における微小粒子状物質の令和 2 年度の測定結果は表 3-1-1.15 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の測定局における年平均値は  $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、日平均値が  $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であるため、長期基準、短期基準のいずれにおいても環境基準を達成している。

表 3-1-1.15 微小粒子状物質の環境基準達成状況（一般局、令和 2 年度）

No.	測定局名	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値の 98 パーセンタイル値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を越えた 日数とその割合		日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を越えた 日数とその割合		環境基準の 評価 ○：達成 ×：未達成
				日数	割合%	日数	割合%	
1	松阪第五小学校	9.6	24.1	48	13.8	1	0.3	○

出典：「令和 3 年度版 三重県サステナビリティレポート」令和 3 年 10 月（三重県）

### ⑥ ダイオキシン類

対象事業実施区域周辺におけるダイオキシン類の平成 28 年度の測定結果は表 3-1-1.16 に示すとおりである。

測定結果は、環境基準を達成している。

表 3-1-1.16 ダイオキシン類の環境基準達成状況（その他、平成 28 年度）

No.	測定地点	年平均値 (pg-TEQ/ $\text{m}^3$ )	環境基準との比較 ○：達成 ×：未達成	環境基準 (pg-TEQ/ $\text{m}^3$ )
④	松阪市健康センター	0.0072	○	0.6 以下

出典：「平成 28 年度環境調査結果（大気調査）」（松阪市ホームページ）

### (2) 苦情等の状況

「令和 3 年度版 三重県サステナビリティレポート」（令和 3 年、三重県）によれば、令和元年度の大気汚染に関する苦情は本市で 11 件報告されているが、具体的な位置や内容は記載されていない。

### 3. 騒音の状況

#### (1) 騒音の状況

本市内では、環境騒音の測定を9地点、自動車交通騒音の測定を4地点で実施している。そのうち、対象事業実施区域周辺では、環境騒音8地点及び自動車交通騒音1地点が含まれる。各測定地点の測定結果及び環境基準達成状況は表3-1-1.17(1)(2)に、測定地点の位置図は図3-1-1.7に示すとおりである。

測定結果は、いずれの地点においても環境基準を達成している。

表3-1-1.17(1) 環境騒音の環境基準達成状況（令和2年度）

No.	測定地点	地域 類型	用途地域	対象事業実 施区域から の 距離	等価騒音レベル (昼間)			等価騒音レベル (夜間)		
					$L_{Aeq}$ (dB)	環境基準		$L_{Aeq}$ (dB)	環境基準	
						基準値 (dB)	達成 状況		基準値 (dB)	達成 状況
1	市職員駐車場	B	第2種 住居地域	5.3km	48	55	○	41	45	○
2	八雲神社	C	商業地域	4.5km	43	60	○	35	50	○
3	浅間公園	C	近隣 商業地域	4.2km	47	60	○	39	50	○
4	善覚寺駐車場	C	準工業地域	4.0km	50	60	○	41	50	○
5	荒木公園	B	第1種 住居地域	3.6km	45	55	○	42	45	○
6	駅部田町岡入公園	A	第1種低層 住居専用地域	3km	45	55	○	36	45	○
7	久保町 河原山公園	B	準住居地域	2.7km	47	55	○	40	45	○
8	レインボータウン 四季の街北公園	A	第1種中高層住居 専用地域	2.5km	45	55	○	39	45	○

表3-1-1.17(2) 自動車交通騒音の環境基準達成状況（令和2年度）

No.	測定地点	地域 類型	用途地域	対象事業実 施区域から の 距離	等価騒音レベル		環境基準		要請限度	
					$L_{Aeq}$ (dB)	基準値 (dB)	適合 状況	基準値 (dB)	適合 状況	
										昼間
1	一般国道42号	C	近隣 商業地域	3.8km	昼間	65	70	○	75	○
					夜間	60	65	○	70	○

出典：「令和3年度版 三重県サステナビリティレポート」令和3年10月（三重県）

#### (2) 苦情等の状況

「令和3年度版 三重県サステナビリティレポート」（令和3年、三重県）によれば、令和元年度の騒音に関する苦情は本市で17件報告されているが、具体的な位置や内容は記載されていない。



図 3-1-1.7 環境騒音調査地点

#### 4. 振動の状況

##### (1) 振動の状況

本市内では、自動車交通振動の測定は2地点で実施されている。そのうち、対象事業実施区域周辺には1地点が存在している。なお、本市では環境振動の測定は実施されていない。測定地点における調査結果及び要請限度達成状況は表3-1-1.18に、測定地点の位置図は図3-1-1.8に示すとおりである。

測定結果は、要請限度を達成している。

表3-1-1.18 自動車交通振動の要請限度達成状況（令和2年度）

No.	道路名	測定地点	用途地域	振動レベル		要請限度		要請限度 の判定 ○：達成 ×：未達成
				昼間	夜間	昼間	夜間	
				(dB)	(dB)	(dB)	(dB)	
1	県道松阪環状線	海会寺公園	第1種住居地域	38	37	65	60	○

出典：「令和3年度版 三重県サステナビリティレポート」令和3年10月（三重県）

##### (2) 苦情等の状況

「令和3年度版 三重県サステナビリティレポート」（令和3年、三重県）によれば、令和元年度の振動に関する苦情は本市で1件報告されているが、具体的な位置や内容は記載されていない。

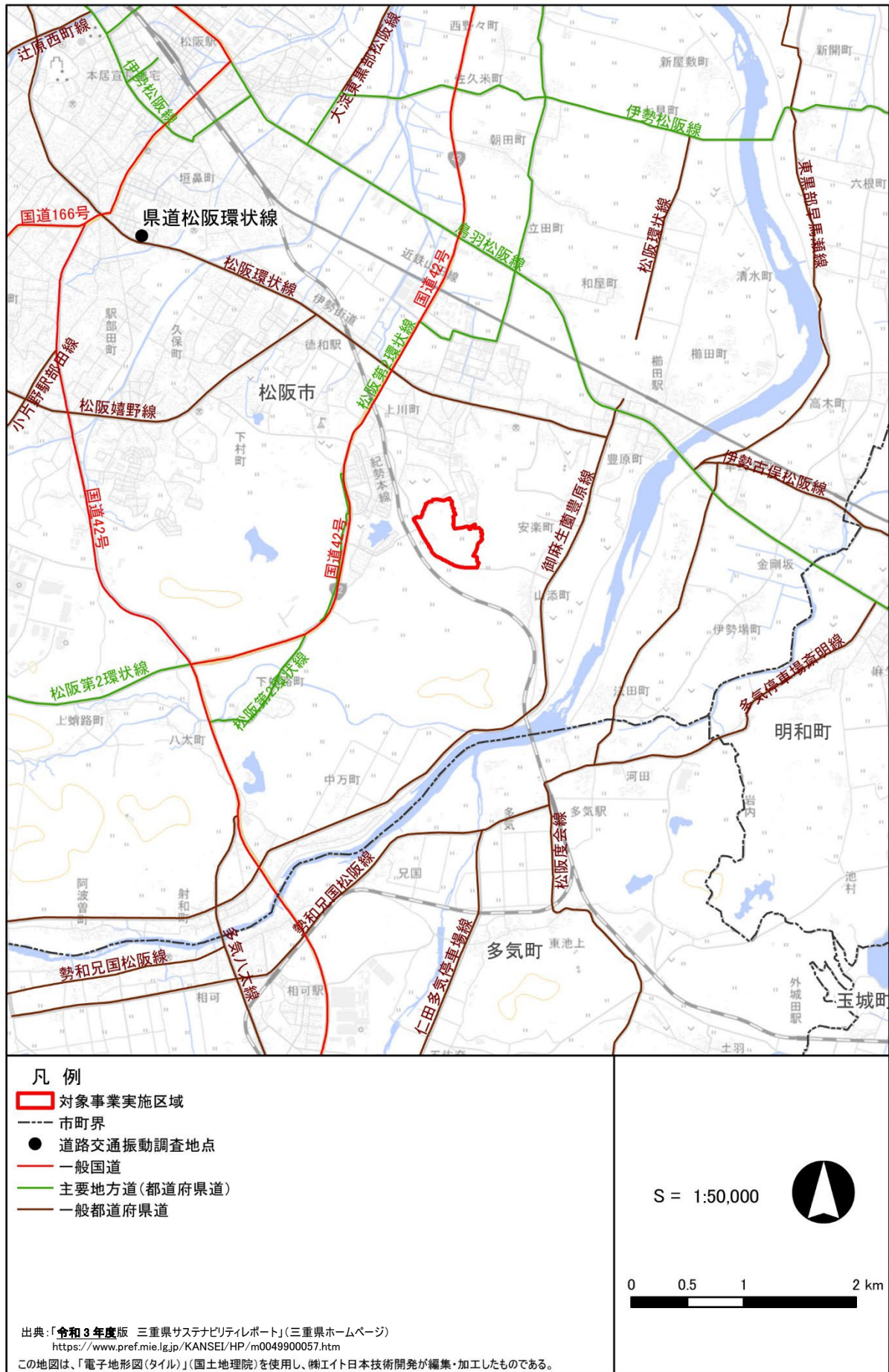


図 3-1-1.8 道路交通振動調査地点

## 5. その他の大気に係る環境の状況

### (1) 悪臭の状況

対象事業実施区域周辺では、平成 29 年度に対象事業実施区域から西南西約 3.5km の地点で悪臭の測定が実施されており、各測定物質における規制基準を達成している。測定地点における悪臭の調査結果及び規制基準達成状況は表 3-1-1.19 に、測定地点の位置図は図 3-1-1.9 に示すとおりである。

表 3-1-1.19 悪臭規制基準達成状況（平成 29 年度）

No.	測定地点	測定物質	測定結果 (ppm)	規制基準 (ppm)	達成状況 ○：達成 ×：未達成
1	松阪広陽工場 敷地境界	硫化水素	0.002 未満	0.02	○
		アセトアルデヒド	0.005	0.05	
		プロピオンアルデヒド	0.005 未満	0.05	
		ノルマルブチルアルデヒド	0.0009 未満	0.009	
		イソブチルアルデヒド	0.002 未満	0.02	
		ノルマルバレルアルデヒド	0.0009 未満	0.009	
		イソバレルアルデヒド	0.0003 未満	0.003	
		イソブタノール	0.09 未満	0.9	
		酢酸エチル	0.3 未満	3	
		メチルイソブチルケトン	0.1 未満	1	
		トルエン	1 未満	10	
		スチレン	0.04 未満	0.4	
		キシレン	0.1 未満	1	

出典：松阪市資料

### (2) 苦情等の状況

「令和 3 年度版 三重県サステナビリティレポート」（令和 3 年、三重県）によれば、令和元年度の悪臭に関する苦情は本市で 12 件報告されているが、具体的な位置や内容は記載されていない。



図 3-1-1.9 悪臭調査地点

## 3-1-2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

### 1. 水象の状況

対象事業実施区域及びその周辺の主要な河川の状況は、図 3-1-2.1 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の水系に注目すると、対象事業実施区域北側には金剛川水系が、東～南側には榑田川水系がみられ、対象事業実施区域はこの 2 水系流域の境界部からやや金剛川水系寄りに位置する。さらに北側には、2 級河川の阪内川本流が河口付近で金剛川に沿って流れており、これらの水系は最終的に伊勢湾に注ぐ。対象事業実施区域の位置する金剛川水系は、松阪低地を形成した河川で、その源は山室町妙楽寺の南の山麓地から東に向かって流れ、真盛川と名古須川、勢々川、愛宕川の順に合流して伊勢湾へと流れる。

対象事業実施区域付近では、すぐ西側に 2 級河川の真盛川が近接して北方へ流れている。対象事業実施区域付近の真盛川は、川幅 3m 程度の三面コンクリート構造で、川沿いの水田耕作地の灌漑用水として利用されている。





図 3-1-2.1 河川の状況

## 2. 水質の状況

### (1) 水質の状況

三重県内では、国土交通省及び三重県、本市等によって、河川の水質調査が実施されている。対象事業実施区域及びその周辺において実施されている公共用水域の水質測定地点は、表 3-1-2.1、図 3-1-2.2(1)に示すとおりである。橿田川における令和2年度の測定結果を表 3-1-2.2 に示す。国土交通省が実施した橿田橋及び両郡橋地点では、大腸菌群数が環境基準を超過していたが、その他の項目は環境基準を達成している。

国土交通省により橿田川及び金剛川で実施されている水質のダイオキシン類調査について、過去5年間における測定結果を表 3-1-2.3(1)に示す。測定結果は、全ての測定地点で環境基準を達成している。また、三重県等により実施されている測定結果を表 3-1-2.3(2)に示す。測定結果は、金剛川、笹笛川の下流付近において環境基準を超過していた。

また、松阪市が実施した真盛川及び高田地区河川の調査結果は、表 3-1-2.4 に示すとおりである。

表 3-1-2.1 公共用水域水質測定地点

河川名	地点番号	地点名	類型	調査機関名
橿田川	1	橿田橋	A	国土交通省
	2	両郡橋	(A) <sup>*</sup>	国土交通省
金剛川	3	金剛橋	D	松阪市
真盛川	4	処分場上流	-	松阪市
真盛川	5	処分場下流	-	松阪市
真盛川	6	葛岡井堰	-	松阪市
真盛川	7	県道環状線横	-	松阪市
高田地区河川	8	高田地区河川	-	松阪市

※ ( ) は、環境基準指定水域内の基準点以外の測定点（補足地点）である。

出典：「令和3年度版 三重県サステナビリティレポート」令和3年10月（三重県）

「平成29年度 環境調査結果」平成29年度（松阪市）

松阪市資料



図 3-1-2. 2(1) 水質測定地点

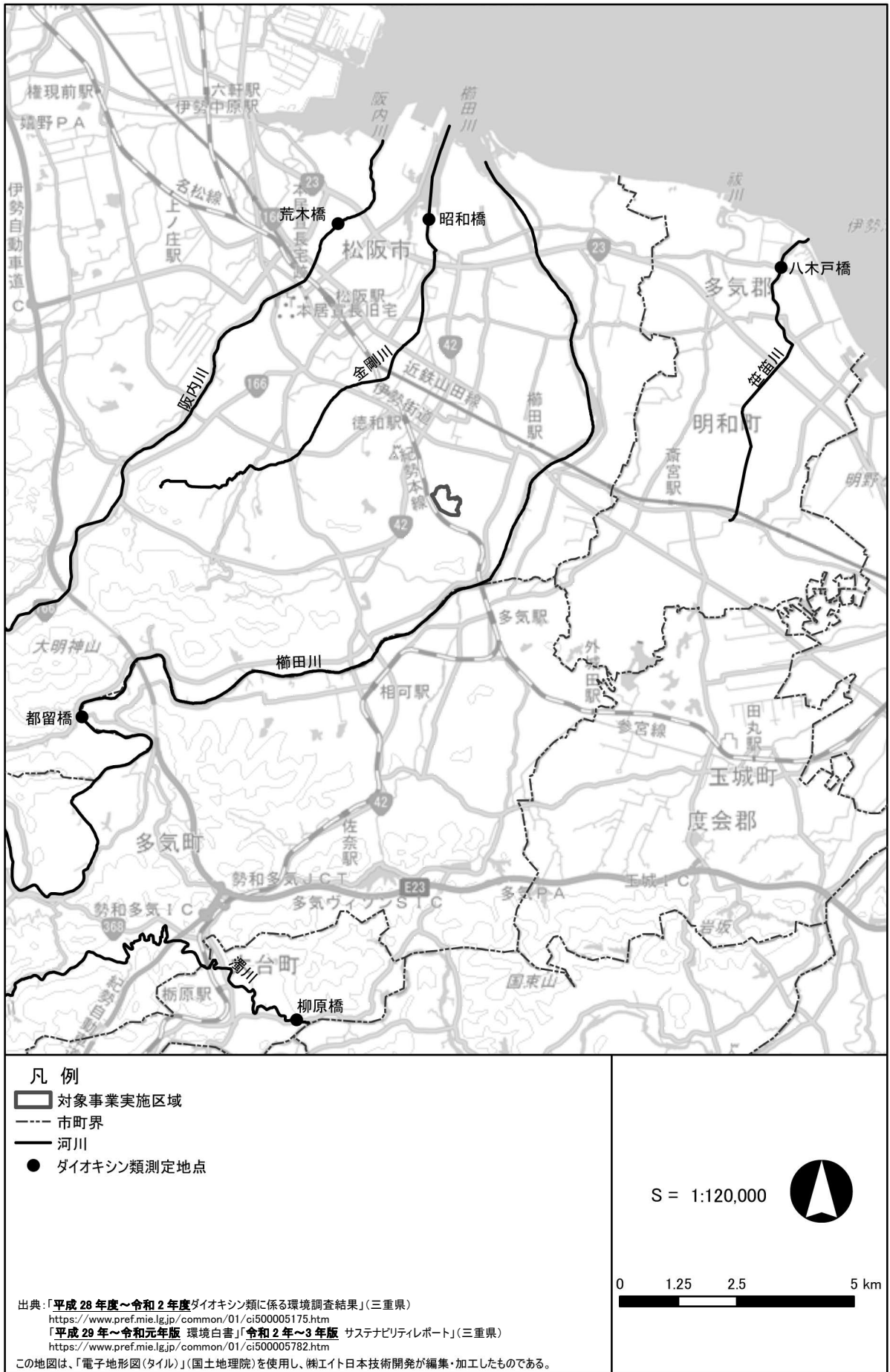


図 3-1-2. 2(2) 水質測定地点 (ダイオキシン類)

表 3-1-2.2 水質測定結果（河川）

項目	測定地点名	河川		環境基準	
		榊田川			
		榊田橋	両郡橋		
河川類型		A 生物 A	(A)	A 生物 A	
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)		7.7	7.8	6.5~8.5
	溶存酸素 (DO) (mg/L)		10.3	10.3	7.5 以上
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)		0.6	0.5	2 以下
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)		1.4	1.2	-
	浮遊物質量 (SS) (mg/L)		2	1	25 以下
	大腸菌群数 (MPN/100mL)		2,186	7,393	1,000 以下
	窒素含有量 (mg/L)		0.6	0.5	-
	燐含有量 (mg/L)		0.015	0.014	-
	全亜鉛 (mg/L)		<0.001	<0.001	0.03 以下
	ノニルフェノール (mg/L)		<0.00006	-	0.001 以下
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)		<0.0007	-	0.03 以下
健康項目	カドミウム (mg/L)		<0.0003	-	0.003 以下
	全シアン (mg/L)		<0.1	-	検出されないこと。
	鉛 (mg/L)		<0.005	-	0.01 以下
	六価クロム (mg/L)		<0.01	-	0.02 以下
	砒素 (mg/L)		<0.005	-	0.01 以下
	総水銀 (mg/L)		<0.0005	-	0.0005 以下
	ポリ塩化ビフェニル (mg/L)		<0.0005	-	検出されないこと。
	ジクロロメタン (mg/L)		<0.002	-	0.02 以下
	四塩化炭素 (mg/L)		<0.0002	-	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)		<0.0004	-	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.002	-	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.004	-	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0005	-	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0006	-	0.006 以下
	トリクロロエチレン (mg/L)		<0.001	-	0.01 以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)		<0.0005	-	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		<0.0002	-	0.002 以下
	チウラム (mg/L)		<0.0006	-	0.006 以下
	シマジン (mg/L)		<0.0003	-	0.003 以下
	チオベンカルブ (mg/L)		<0.002	-	0.02 以下
	ベンゼン (mg/L)		<0.001	-	0.01 以下
	セレン (mg/L)		<0.002	-	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		0.49	-	10 以下
ふっ素 (mg/L)		<0.08	-	0.8 以下	
ほう素 (mg/L)		<0.02	-	1 以下	
1,4-ジオキサン (mg/L)		<0.005	-	0.5 以下	

注 表中の値は、年平均値。

出典：「公共用水域の水質測定結果【河川】令和2年度」（三重県）

表 3-1-2.3(1) ダイオキシン類の測定結果

単位：pg-TEQ/L

河川名	地点番号	地点名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	環境基準
榊田川	1	榊田橋	0.13	0.15	0.10	0.13	0.14	1 以下
金剛川	3	金剛橋	0.94	-	-	-	-	

出典：「ダイオキシン類対策（平成28年度～令和2年度）」（三重県ホームページ）

表 3-1-2.3(2) ダイオキシン類の測定結果

単位：pg-TEQ/L

市町名		松阪市		多気町		明和町	
河川名		阪内川	金剛川	櫛田川	濁川	笹笛川	
地点名		荒木橋	昭和橋	都留橋	柳原橋	八木戸橋	
調査機関		三重県	三重県	三重県		三重県	明和町
平成 28年度	夏期	0.33	0.74～	-	-	0.28～	1.5
	冬季	0.058	3.7	-	-	5.2	0.82
	年平均値	0.19	1.9	-	-	2.3	1.2
平成 29年度	夏期	0.19	0.13～	0.043	0.035	0.26～	3.2
	冬季	0.034	3.0	-	-	4.3	0.20
	年平均値	0.11	1.1	0.043	0.035	1.4	1.7
平成 30年度	夏期	0.094	0.16～	-	-	0.32～	1.0
	冬季	0.046	0.31	-	-	1.4	0.24
	年平均値	0.070	0.26	-	-	0.87	0.62
令和 元年度	夏期	0.15	0.20～	0.058	0.057	0.31～	1.8
	冬季	-	1.8	-	-	3.0	0.72
	年平均値	0.15	0.92	0.058	0.057	1.2	1.3
令和 2年度	夏期	0.29	1.5	-	-	2.3	1.3
	冬季	-	0.26	-	-	0.29	0.28
	年平均値	0.29	0.75	-	-	1.2	0.79

注 網掛けは環境基準（年平均1 pg-TEQ/L以下）を超過した項目を示す。

金剛川昭和橋及び笹笛川八木戸橋（三重県調査分）については、6月～1月までの調査の最大値、最小値。

出典：「平成28年度～令和2年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」（三重県）

表 3-1-2.4 水質測定結果（河川）

項目	単位	令和元年度（11月14日）			令和2年度（11月26日）			令和3年度（11月18日）			環境基準		
		処分場上流 30度以上	処分場下流 30度以上	高田地区 30度以上	処分場上流 30度以上	処分場下流 30度以上	高田地区 30度以上	処分場上流 30度以上	処分場下流 30度以上	高田地区 30度以上			
透視度	度	7.4	7.3	7.5	8.4	7.6	7.6	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	6.0~8.5
水素イオン濃度	mg/L	検出せず	1.1	1.0	1.2	1.0	1.0	1.0	0.8	0.9	0.9	0.9	8
生物化学的酸素要求量	mg/L	0.8	0.9	1.2	1.2	1.0	1.0	0.8	0.9	0.9	1.2	1.2	20
化学的酸素要求量	mg/L	2	4	2	3	6	6	6	6	2	1	1	100
浮遊物質	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
ノルマルヘキササン抽出物質	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
鉛	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.01
シアン	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出されないこと
カドミウム	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.003
総水銀	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.0005
アルキル水銀	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出されないこと
フェノール類	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
銅	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.04	0.06	0.04	
亜鉛	mg/L	0.07	0.06	0.02	0.07	0.03	0.03	0.23	0.23	0.02	0.10	0.11	
溶解性鉄	mg/L	0.29	0.30	0.15	0.12	0.13	0.13	0.02	0.14	0.06	0.07	0.07	0.8
溶解性マンガン	mg/L	0.11	0.15	0.14	検出せず	0.03	0.03	0.11	0.03	0.09	0.03	0.03	
フッ素	mg/L	0.3	0.15	0.29	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
全リン	mg/L	検出せず	検出せず	0.2	0.1	0.1	0.1	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
有機リン化合物	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.05
六価クロム化合物	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.01
砒素及びその化合物	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
ボリ塩化ビフェニール	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出されないこと
全窒素	mg/L	0.3	0.5	1.1	1.4	1.5	1.5	0.3	0.6	0.6	1.5	1.5	
大腸菌数	MPN/100ml	82	93	130	100	740	53	54	61	89	180	120	0.01
トリクロロエチレン	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.01
ジクロロメタン	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.02
四塩化炭素	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.006
1,1,3-ジクロロプロパン	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.002
チウラム	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.01
チオベンカルブ	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.006
ベンゼン	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.02
1,4-ジオキサン	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.05
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.37 (11/21)				0.25		0.37 (11/5)					1

出典：松阪市資料

## (2) 苦情等の状況

「令和3年度版 三重県サステナビリティレポート」（令和3年、三重県）によれば、令和元年度の水質汚濁に関する苦情は本市で12件報告されているが、具体的な位置や内容は記載されていない。

## 3. その他の水に係る環境の状況

### (1) 地下水の状況

現最終処分場において、定期的に地下水のモニタリング調査が実施されている。

地下水の水質測定地点は、図3-1-2.3に示すとおりである。

令和元年度～令和3年度の測定結果を表3-1-2.5に示す。全ての測定地点で環境基準を満足している。

表3-1-2.5 地下水質測定結果

調査項目	調査年度 測定地点名 地点番号	令和元年度（10月17日）			令和2年度（7月16日）			令和3年度（7月15日）			環境基準
		湧水	個人宅	個人宅	湧水	個人宅	個人宅	湧水	個人宅	個人宅	
		1	2	3	1	2	3	1	2	3	
カドミウム	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.003以下
全シアン	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出されないこと。
鉛	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.01以下
六価クロム	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.05以下
砒素	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.01以下
総水銀	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.0005以下
アルキル水銀	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出されないこと。
ジクロロメタン	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.02以下
四塩化炭素	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.002以下
クロロエチレン	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.006以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.01以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.01以下
1,3-ジクロロプロパン	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.002以下
チウラム	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.006以下
シマジン	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.003以下
チオベンカルブ	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.02以下
ベンゼン	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.01以下
セレン	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.04	5.6	0.15	0.05	3.7	0.13	0.10	4.2	0.18	10以下
ふっ素	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.8以下
ほう素	(mg/L)	0.01	検出せず	0.01	0.01	検出せず	検出せず	0.01	検出せず	検出せず	1以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	0.05以下
ダイオキシン	(pg-TEQ/L)	0.027	0.023	0.039	0.056	0.055	0.055	0.063	0.063 (7月14日)	0.067	1以下

出典：松阪市資料



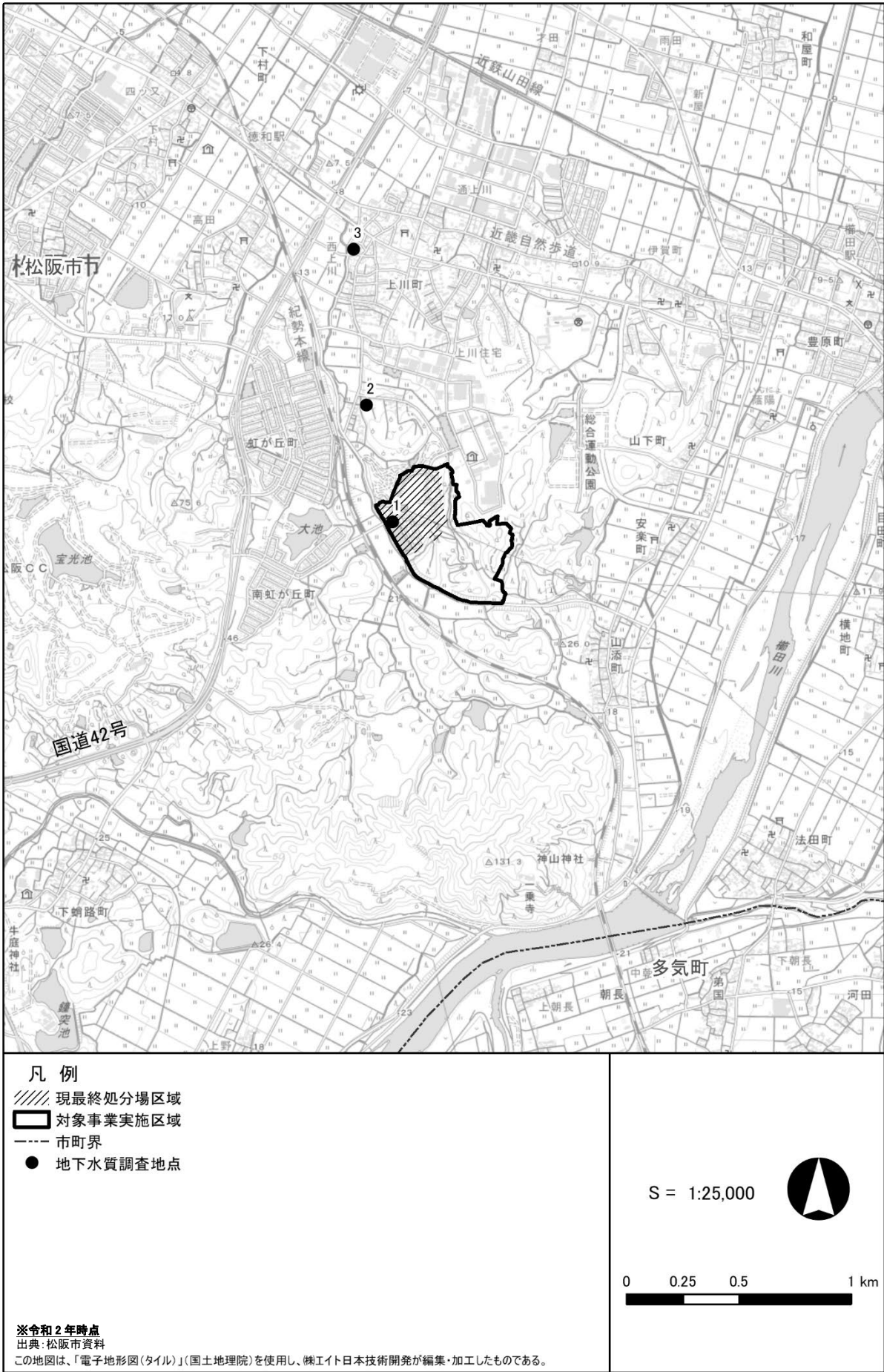


図 3-1-2.3 地下水の水質測定地点

(2) 放流水の状況

現最終処分場の浸出水処理施設の放流水測定結果を表 3-1-2.6、測定地点を図 3-1-2.4 に示す。

全ての項目及び測定日で基準値を満足している。

表 3-1-2.6 放流水測定結果

項目	単位	基準値	令和3年度													
			放流水													
			4月27日	5月20日	6月17日	7月15日	8月19日	9月16日	10月21日	11月18日	12月16日	1月20日	2月17日	3月3日		
異常の有無			無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
水素イオン濃度(PH)		5.8~8.6	7.1	7.5	6.9	7.1	7.6	7.4	7.1	7.1	7.0	7.0	7.0	7.0	7.4	
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/ℓ	10	検出せず	1.3	0.8	1.0	1.1	0.6	0.7	1.5	検出せず	0.7	1.0	1.6		
化学的酸素要求量(COD)	mg/ℓ	20	0.6	0.6	0.6	0.8	0.8	1.0	1.3	1.4	1.4	1.3	0.9	検出せず		
浮遊物質(SS)	mg/ℓ	10	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
鉛(Pb)	mg/ℓ	0.1	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
シアン(T-CN)	mg/ℓ	1	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
カドミウム(Cd)	mg/ℓ	0.03	0.002	検出せず	0.001	検出せず	0.001	検出せず	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	検出せず		
総水銀(T-Hg)	mg/ℓ	0.005	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
アルキル水銀(R-Hg)	mg/ℓ	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
全窒素(T-N)	mg/ℓ	120	5.5	3.0	7.8	4.1	3.8	3.3	5.3	4.8	6.2	6.7	5.5	2.8		
全リン(T-P)	mg/ℓ	16	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	3000	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類)	mg/ℓ	30	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類)	mg/ℓ	5	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
フェノール類(Ph)	mg/ℓ	5	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
銅(Cu)	mg/ℓ	3	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
亜鉛(Zn)	mg/ℓ	2	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06	0.06	0.07	0.07	0.04	0.04	0.04	0.04		
溶解性鉄(S-Fe)	mg/ℓ	10	検出せず	0.04	0.04	0.02	0.04	0.04	0.02	0.04	0.02	0.04	0.04	検出せず		
溶解性マンガン(S-Mn)	mg/ℓ	10	0.02	0.02	0.02	検出せず	0.02	0.02	0.02	0.04	0.04	0.04	0.04	検出せず		
全クロム(T-Cr)	mg/ℓ	2	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
フッ素(F)	mg/ℓ	15	0.14	0.22	0.17	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.24		
有機リン化合物(O-P)	mg/ℓ	1	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
六価クロム化合物(Cr+6)	mg/ℓ	0.5	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
砒素及びその化合物(As)	mg/ℓ	0.1	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
ポリ塩化ビフェニール(PCB)	mg/ℓ	0.003	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.1	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.1	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
ジクロロメタン	mg/ℓ	0.2	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
四塩化炭素	mg/ℓ	0.02	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.04	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	1	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.4	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	3	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.06	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.02	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
ベンゼン	mg/ℓ	0.1	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
チウラム	mg/ℓ	0.06	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
シマラム	mg/ℓ	0.03	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
テオベンカルブ	mg/ℓ	0.2	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.1	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
ほう素及びその化合物	mg/ℓ	50	0.66	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.86	0.79	0.79	0.51	0.51	0.51		
アンモニア性窒素	mg/ℓ	アンモニア性窒素× 0.4+亜硝酸性窒素+ 硝酸性窒素が 200mg/L以下	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ		4.8	5.0	3.0	3.0	2.9	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7		
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	10	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
ダイオキシン類 (コプラナPCB含む)	pg- TEQ/ℓ	10			0.00087											

※ 基準値については、松阪市運用基準

出典：「一般廃棄物処理施設の維持管理の状況」令和3年度（松阪市）

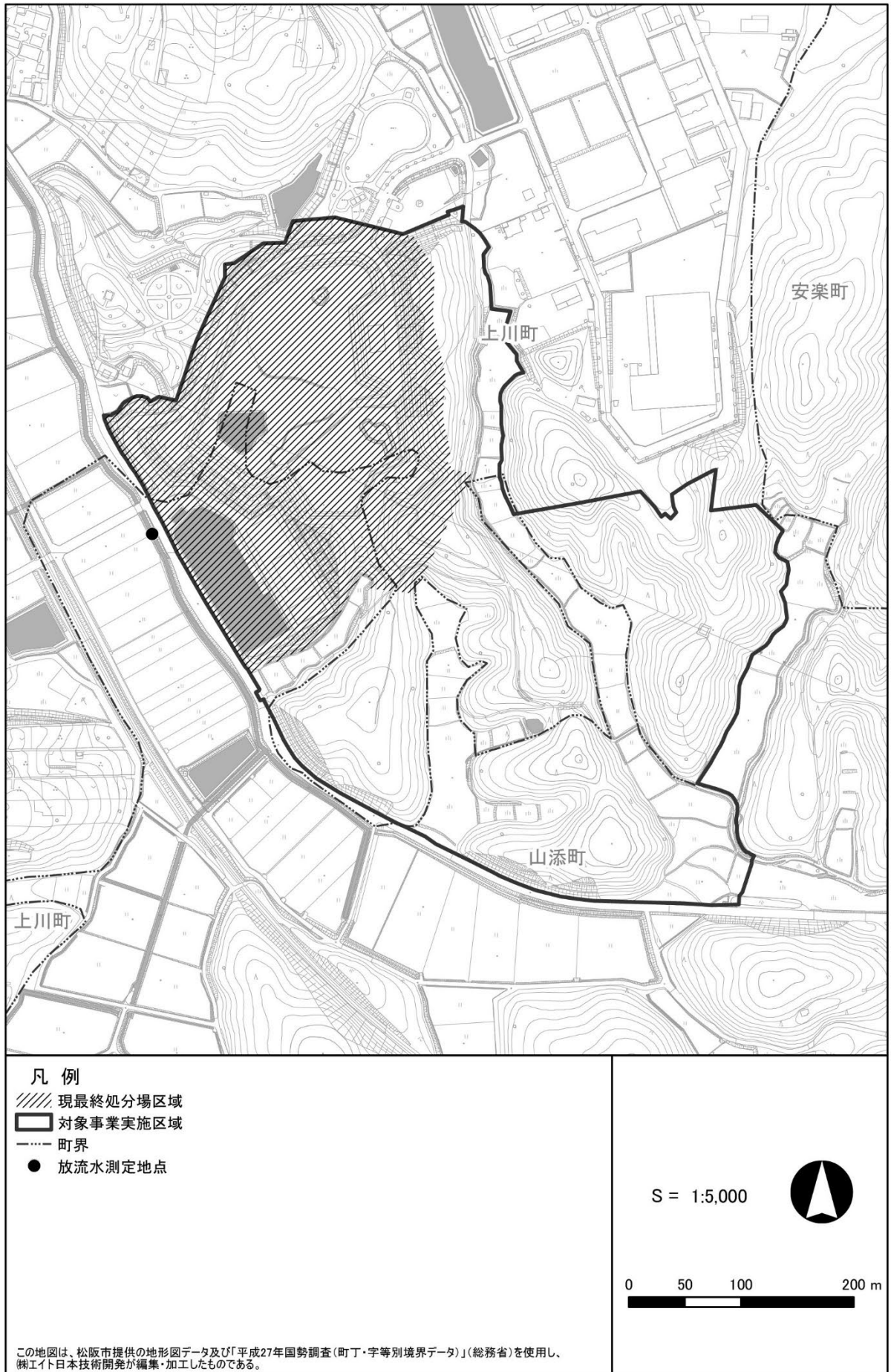


図 3-1-2.4 放流水測定地点

### 3-1-3 地盤及び土壌の状況

#### 1. 地盤の状況

「令和3年度版 三重県サステナビリティレポート」（令和3年、三重県）によれば、令和元年度の地盤沈下に関する苦情は本市では報告されていない。

地盤（地質）の状況については、「3-1-4 地形及び地質の状況 2. 地質の状況」で詳述する。

#### 2. 土壌の状況

##### (1) 森林土壌等の状況

対象事業実施区域周辺の土壌は、図 3-1-3.1 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の土壌は、大別すると、赤色土壌及び細粒グライ土壌、灰色低地土壌に分けられる。対象事業実施区域は赤色土壌であり、周辺を細粒グライ土壌及び灰色低地土壌に囲まれる。細粒グライ土壌は、主に水田や畑地といった耕作地が占めており、灰色低地土壌は櫛田川に沿うように分布する。

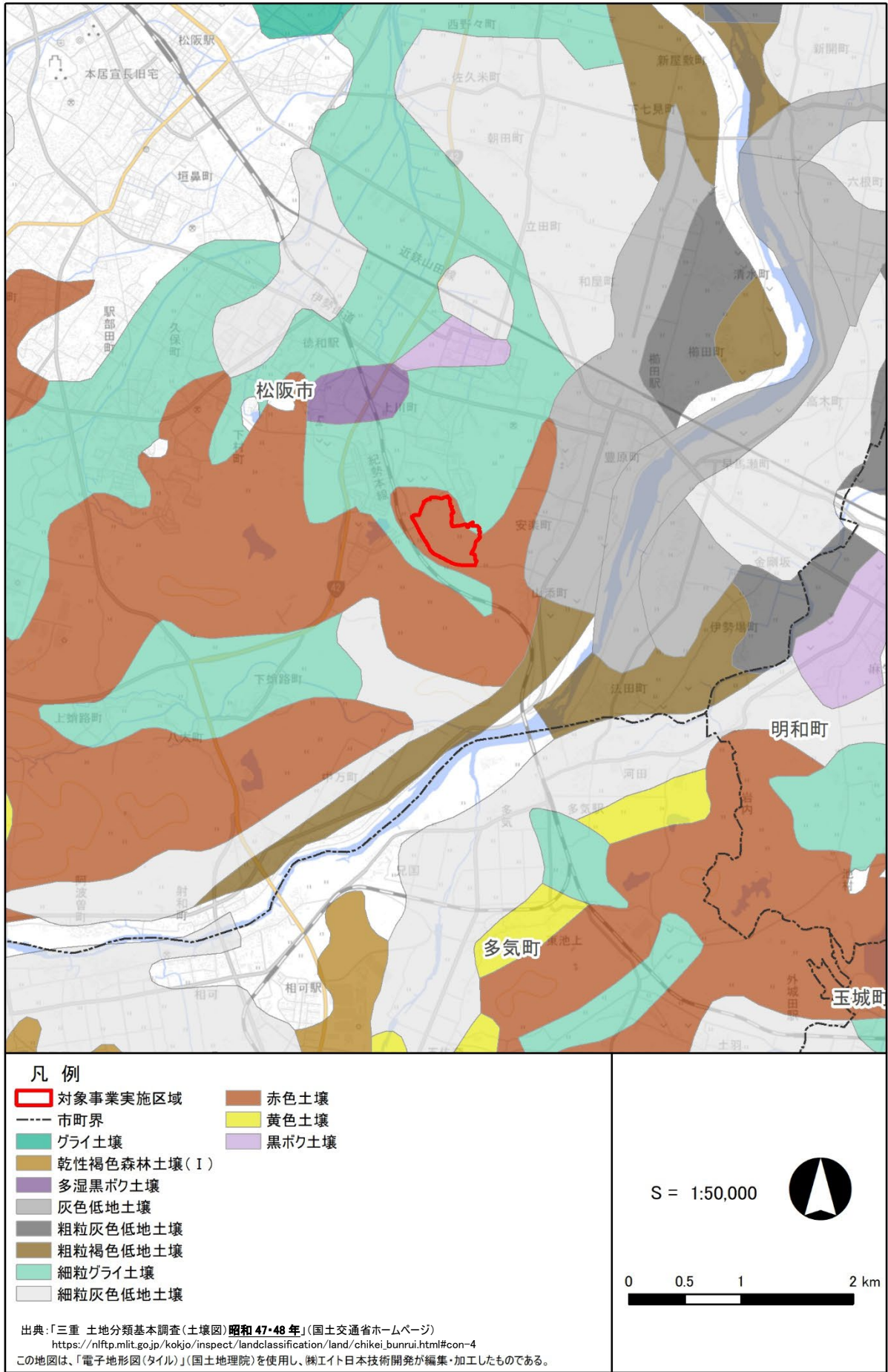


図 3-1-3.1 土壌図

## (2) 土壌汚染の状況

現最終処分場において、定期的に土壌のモニタリング調査が実施されている。

土壌調査地点は、図 3-1-3.2 に示すとおりである。

令和元年度の測定結果を表 3-1-3.1 に示す。全ての測定地点で全ての項目が環境基準を達成している。

## (3) 苦情等の状況

「令和 3 年度版 三重県サステナビリティレポート」（令和 3 年、三重県）によれば、令和元年度の土壌汚染に関する苦情は本市では報告されていない。



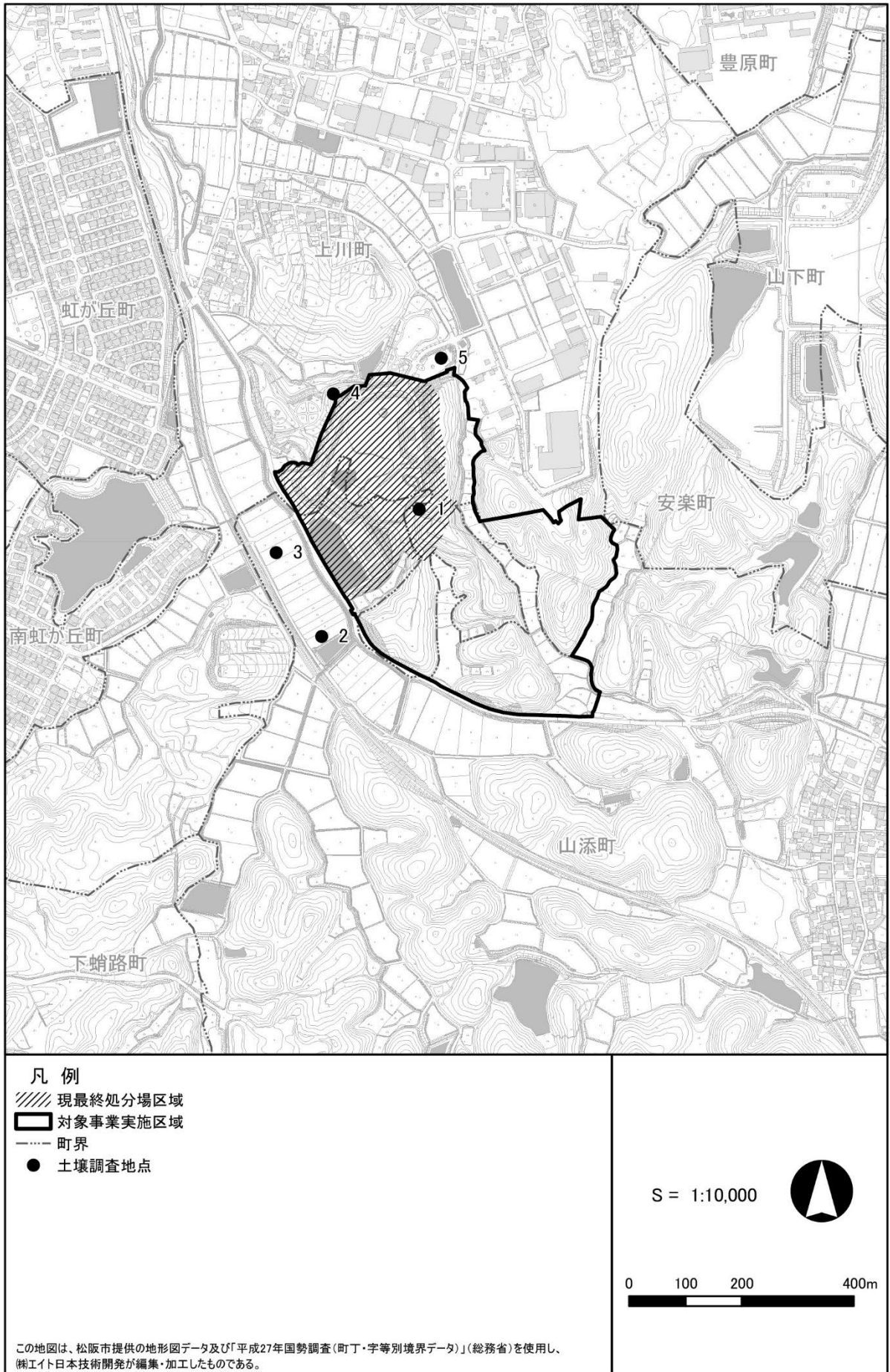


図 3-1-3.2 土壌調査地点

表 3-1-3.1 土壌調査結果

項目	測定地点名 地点番号	鉄塔付近	南側 田-1	正面横 田-2	公園自然林	公園駐車場	環境基準
		1	2	3	4	5	
カドミウム	(mg/L)	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.003
シアン	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと
有機リン化合物		検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと
鉛	(mg/L)	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.002	0.001 未満	0.01
六価クロム化合物	(mg/L)	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05
砒素及びその化合物	(mg/L)	0.001 未満	0.002	0.002	0.001 未満	0.001 未満	0.01
総水銀	(mg/L)	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニール	(mg/L)	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと
銅	(mg/L)	3	6	8	1	1	125 (田に限る)
ジクロロメタン	(mg/L)	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02
四塩化炭素	(mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
クロロエチレン	(mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.004
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	1
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.01
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.01
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
チウラム	(mg/L)	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006
シマジン	(mg/L)	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003
チオベンカルブ	(mg/L)	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02
ベンゼン	(mg/L)	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01
セレン	(mg/L)	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01
ふっ素	(mg/L)	0.08 未満	0.22	0.25	0.08 未満	0.08 未満	0.8
ほう素	(mg/L)	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	1
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05
ダイオキシン (コプラナ PCB 含む)	(pg-TEQ/g)	0.46	71	72	4.8	0.18	1000

出典：松阪市資料



## 3-1-4 地形及び地質の状況

### 1. 地形の状況

対象事業実施区域周辺における地形分類図は図 3-1-4.1 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺は、扇状地性低地に分類され低地が広がる地形である。その中で、対象事業実施区域は山麓地に位置し、およそ丘陵地とは言えないまでも周辺よりやや小高い位置にある。

対象事業実施区域周辺に、「自然のレッドデータブック・三重-三重県の保護上重要な地形・地質および野生生物-」（平成 7 年、三重自然誌の会）、「日本の地形レッドデータブック 第 1 集 -危機にある地形-」（平成 12 年、古今書院）、「日本の地形レッドデータブック 第 2 集 -保存すべき地形-」（平成 15 年、古今書院）に該当する重要な地形はない。

### 2. 地質の状況

対象事業実施区域周辺における表層地質図は図 3-1-4.2 に示すとおりである。

対象事業実施区域は砂岩上に位置し、その周辺は、花崗岩質岩石が西側に分布するほか、礫層の地域が主である。

対象事業実施区域周辺に、「三重県の地質鉱物-三重県地質鉱物緊急調査報告書-」による「花崗岩の深層風化」が存在する。

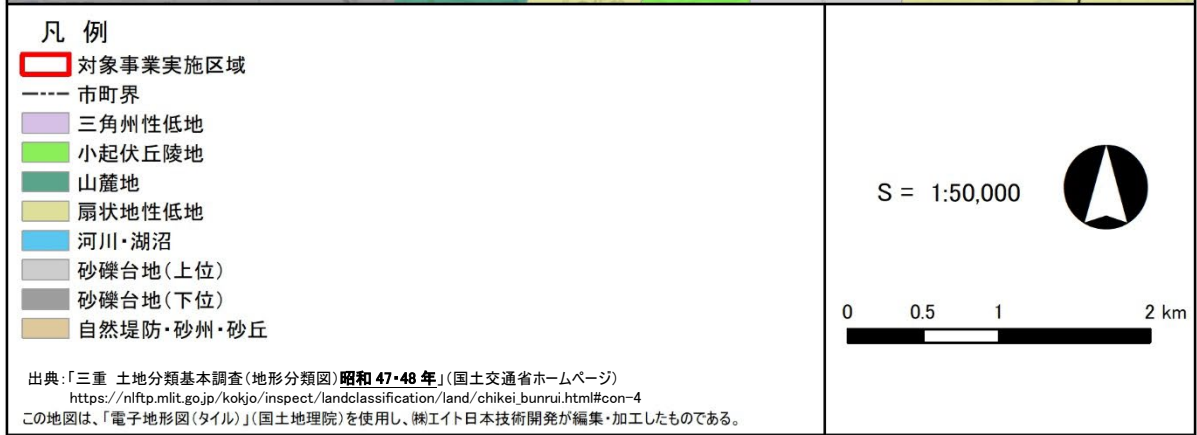
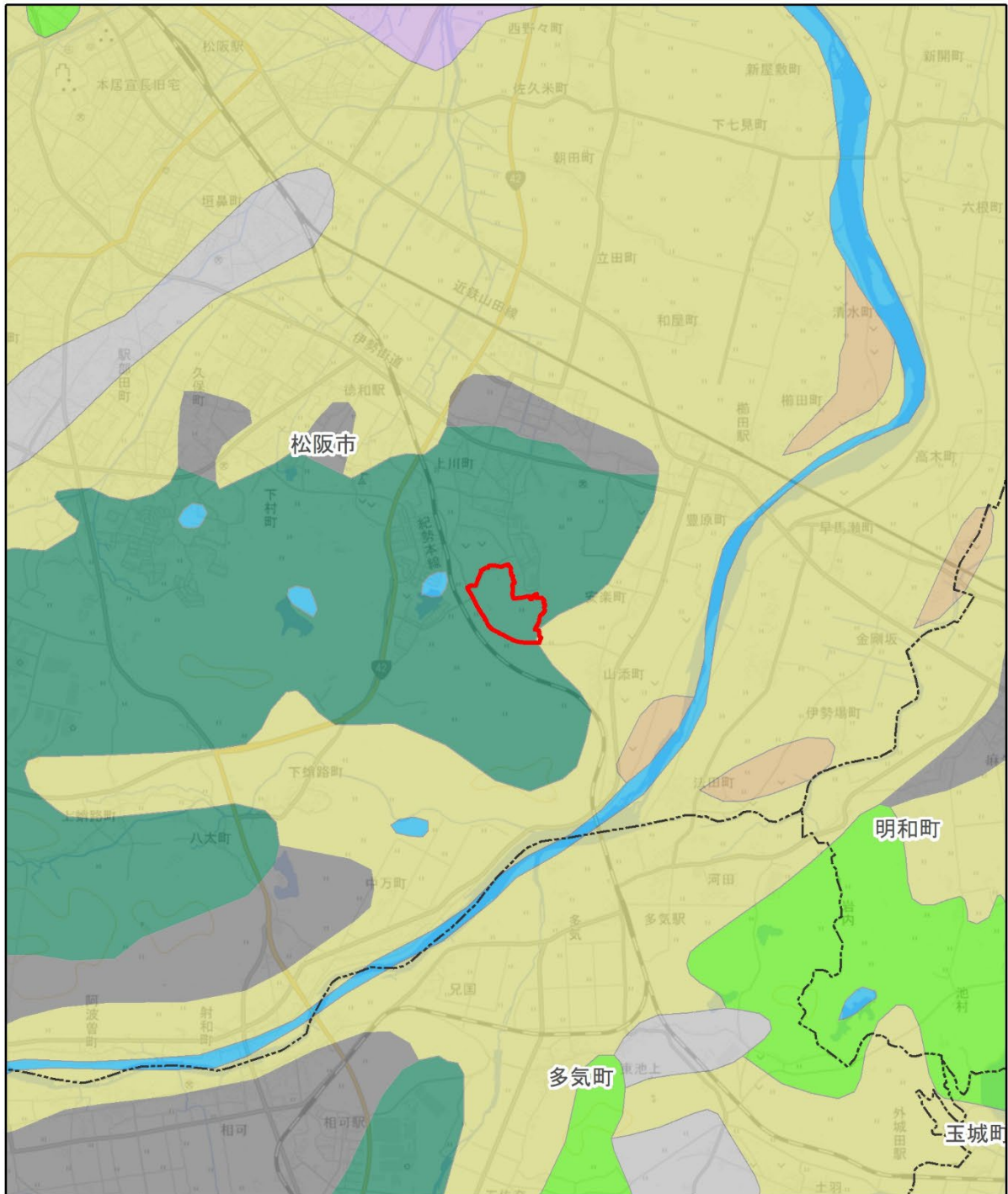


図 3-1-4.1 地形分類図

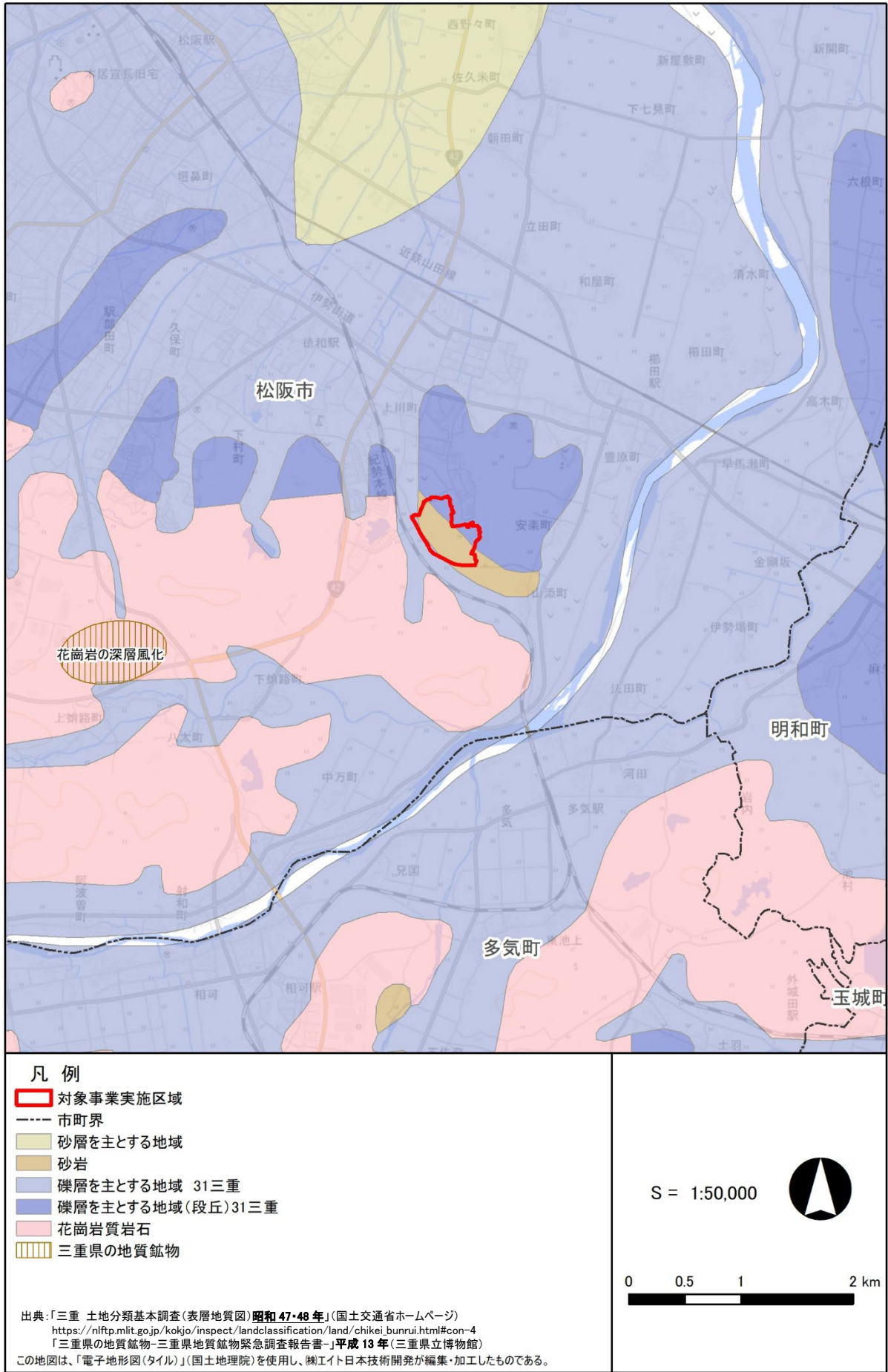


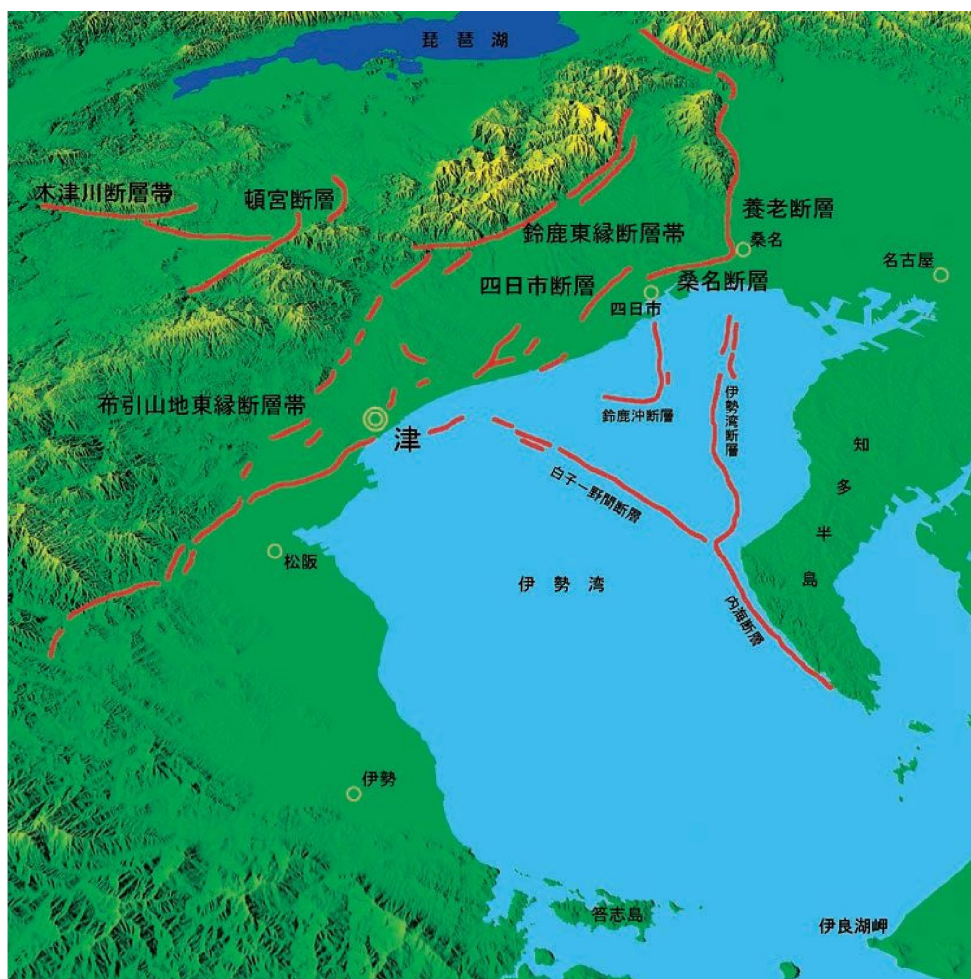
図 3-1-4.2 表層地質図



### 3. 断層（活断層）の状況

三重県周辺の主な活断層の分布を図 3-1-4.3 に示す。

三重県内には、北勢地域から中勢地域および伊賀地域にかけて、活断層が多く見られる。そのうち鈴鹿山脈や布引山地の東側には、活断層が最も集中しており、平野部との地形の境界に、南北方向に断層が連なっている。また、伊勢湾岸に近い平野部や伊勢湾の海底にも活断層が見られる。このうち、養老断層、桑名断層、四日市断層をまとめて「養老―桑名―四日市断層帯」、伊勢湾断層帯主部（北部の伊勢湾断層と南部の内海断層からなる）、白子―野間断層をまとめて「伊勢湾断層帯」と呼んでいる。



出典：三重の活断層パンフレット：三重県

図 3-1-4.3 三重県周辺の主な活断層の分布

対象事業実施区域周辺における断層（活断層）について、表 3-1-4.1 に示す文献調査を行った。

対象事業実施区域周辺では、葛岡断層（恒石 1970）が「新編 日本の活断層」及び「近畿の活断層」で西北西側位置に示されている。

「近畿の活断層」では、葛岡断層について表 3-1-4.2 に示す説明があり、本断層は鮮新・更新統の東海層群（奄芸層群）を切断するものとみられているもので、新しい地形面には変位を確認されていない。露頭における断層が正断層であることなどから、第四紀以降に累積的に変位した可能性は低い

と考えられている。

一方、活断層の定義は複数あり（活動時期や地形変位の有無等）、定義によっては活断層に分類されないものもあり、葛岡断層も文献や資料によって表記が異なっている。

表 3-1-4.1 断層（活断層）調査文献一覧

文献名	概要	備考
新編 日本の活断層 (活断層研究会 編 1991.3)	葛岡断層が対象事業実施区域の北西側に 3本の線 (a~c) で示されている。	図 3-1-4.4 参照
近畿の活断層 (東京大学出版会 2000.3)	葛岡断層が対象事業実施区域の北西側に 3本の線 (2~4) で示されている。	図 3-1-4.5 参照
活断層データベース (産業技術総合研究所)	対象事業実施区域周辺に活断層は図示されていない。	図 3-1-4.6 参照
都市圏活断層図 (国土地理院)	対象事業実施区域周辺に活断層は図示されていない。	図 3-1-4.7 参照

表 3-1-4.2 断層の説明表（近畿の活断層）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		14	15
断層番号	断層名	地点番号	地点名	確実度	活動度	長さ km	走向	傾斜	断層形態	断層基準	年代 10 <sup>4</sup> 年	断層変位		平均変位速度 m/10 <sup>4</sup> 年	備考
												縦ずれ (m)	横ずれ (m)		
1	高茶屋断層			II	1.3	NNE									
2	葛岡断層東部			O	0.8	WNW	W		断層露頭	奄芸層群/ 花崗岩		S			恒石(1970)
3	葛岡断層中部			O	0.8	WNW			断層露頭	奄芸層群/ 花崗岩		S			恒石(1970)
4	葛岡断層西部			O	0.8	WNW	W		断層露頭	奄芸層群/ 花崗岩		S			恒石(1970)
5	射和町			L	3.5	WNW			鞍部・高度 不連続	山地		S			

出典：東京大学出版会：近畿の活断層

断層の確実度：0（約 30 万年前以降の活動が認められないもの）

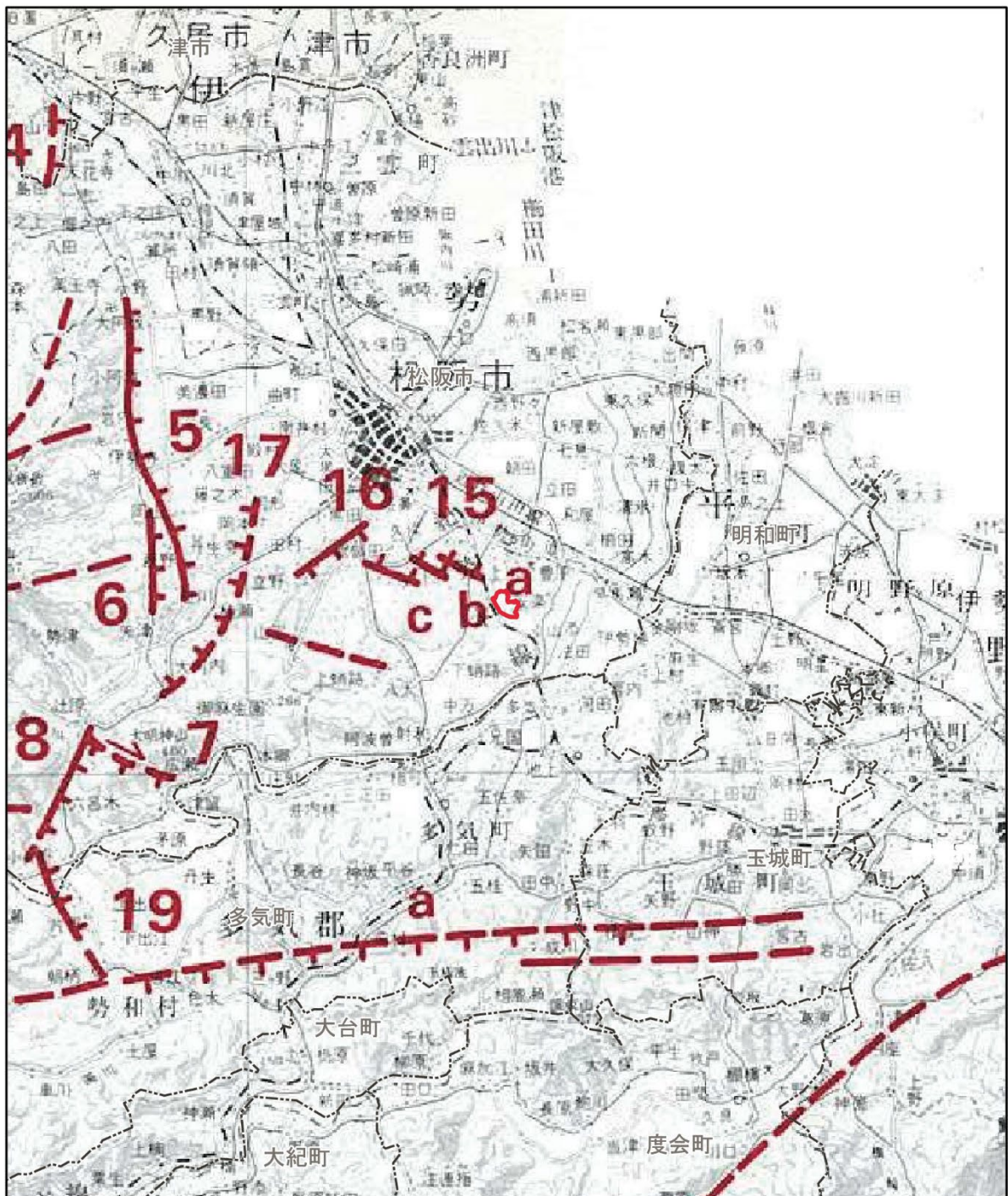
活動度：不明（活動度は通常 A、B、C で区分される）

長さ：0.8 km






走向：WNW

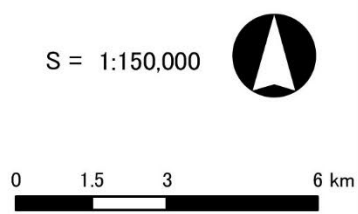
傾斜：W





凡例

 対象事業実施区域  
 市町界  
 活断層であることが確実なもの(確実度Ⅰ)  
 活断層であると推定されるもの(確実度Ⅱ)  
 活断層の疑のあるリアメント(確実度Ⅲ)  
 短線は縦ずれの低下側を、矢印は横ずれのむきを示す。



出典:「新編 日本の活断層-分布図と資料(73 伊勢)」平成3年(東京大学出版会)  
 この地図は、「電子地形図(タイル)」(国土地理院)を使用し、株式会社日本技術開発が編集・加工したものである。

図 3-1-4.4 断層位置図 (新編日本の活断層)



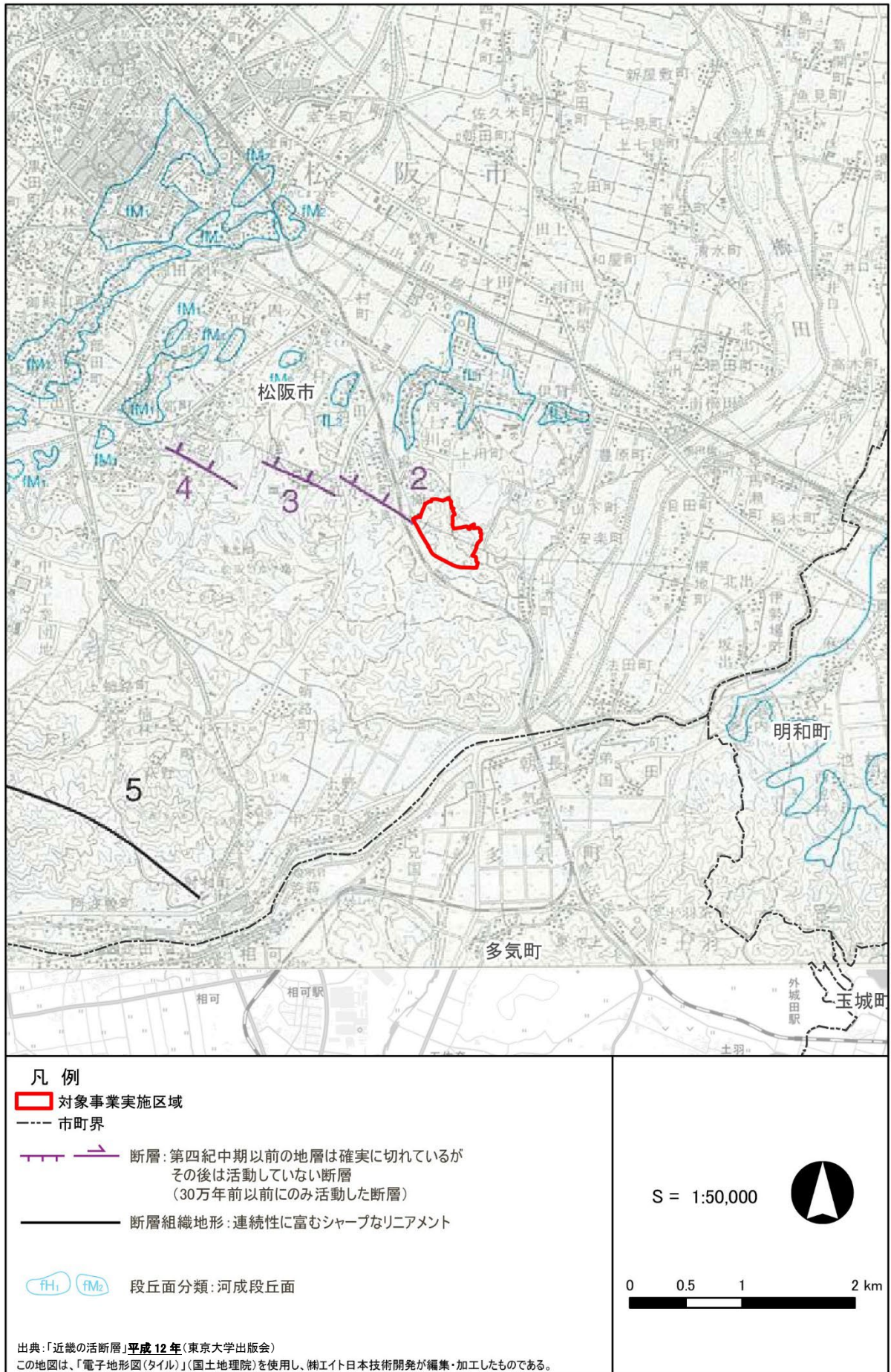


図 3-1-4.5 断層位置図（近畿の活断層）

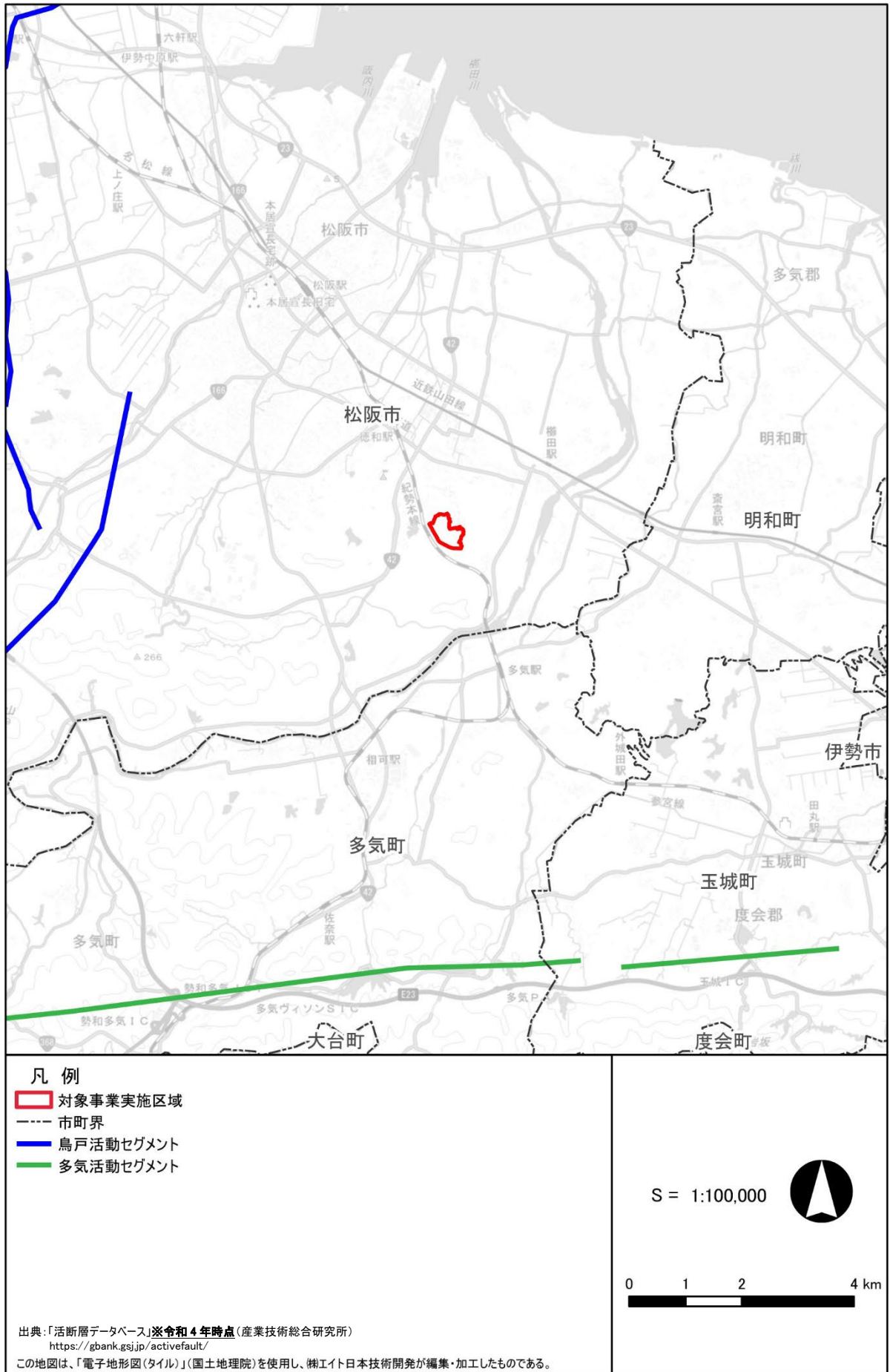


図 3-1-4.6 断層位置図 (活断層データベース)



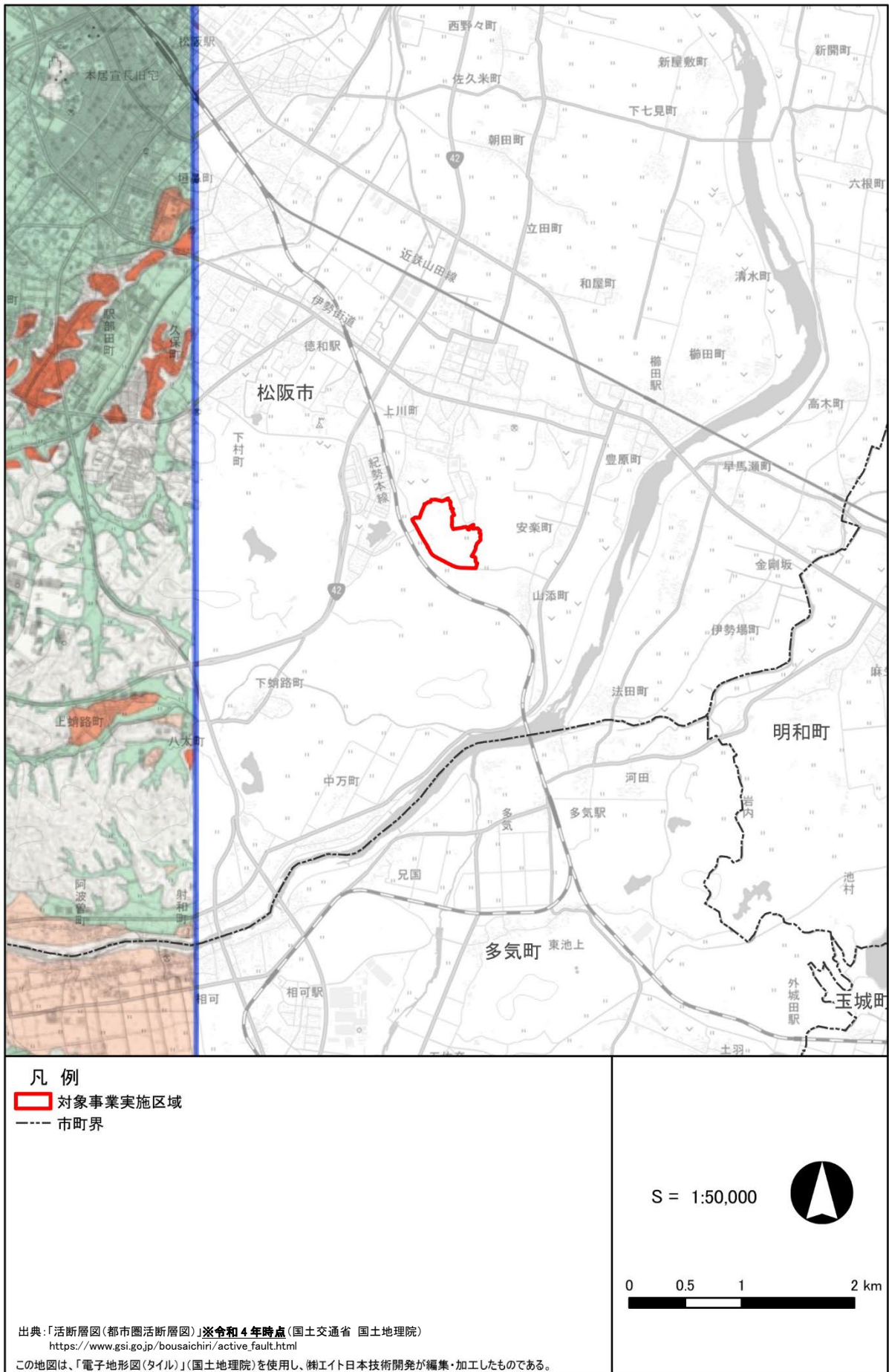


図 3-1-4.7 断層位置図 (都市圏活断層図)

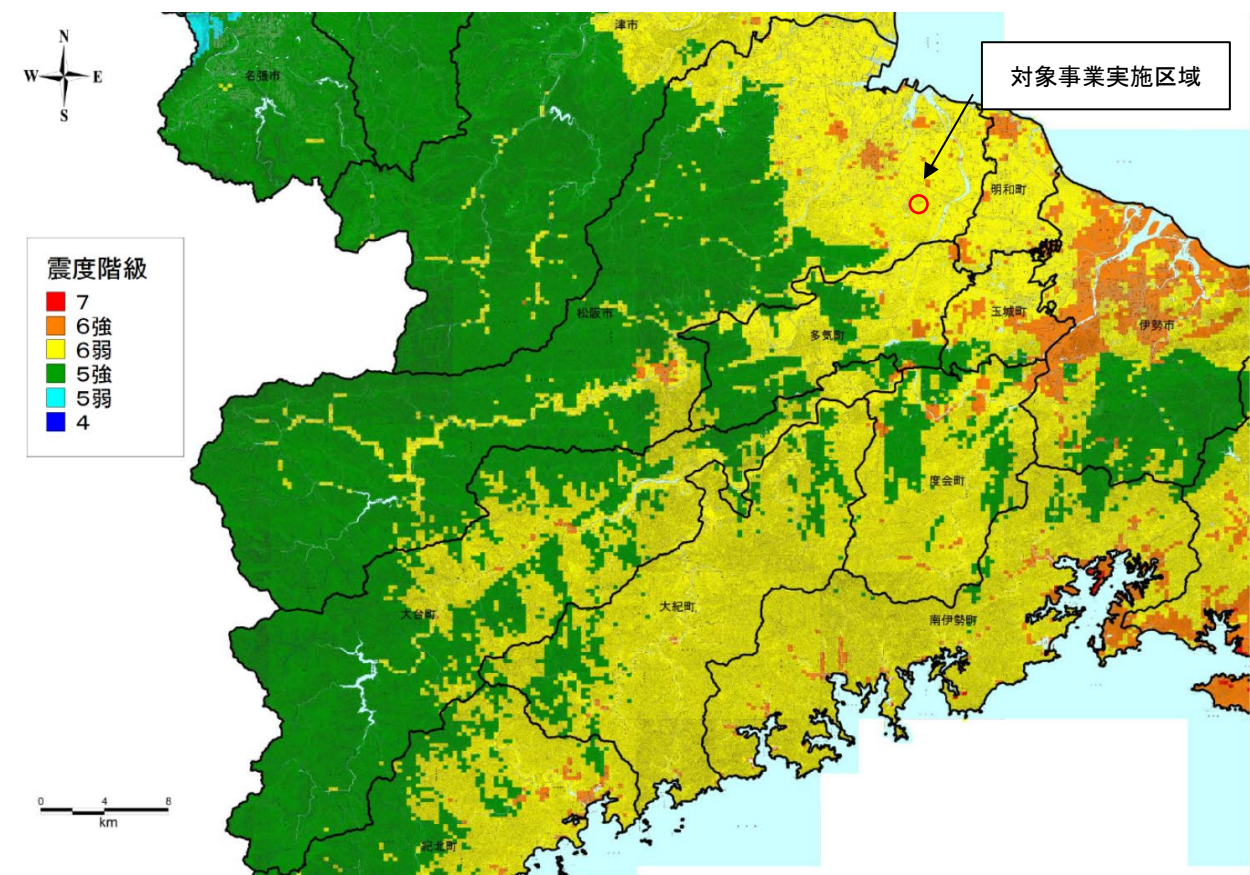
#### 4. 震度分布の状況

「平成 25 年度三重県地震被害想定調査」では、表 3-1-4.3 に示す 5 つの想定地震を対象として、震度予測分布図（図 3-1-4.8～図 3-1-4.9(1)～(4) 参照）を作成している。

対象事業実施区域周辺での最大震度階級は、理論上最大クラスの南海トラフ地震で 6 強～7 と想定されている。

表 3-1-4.3 想定地震による震度階級

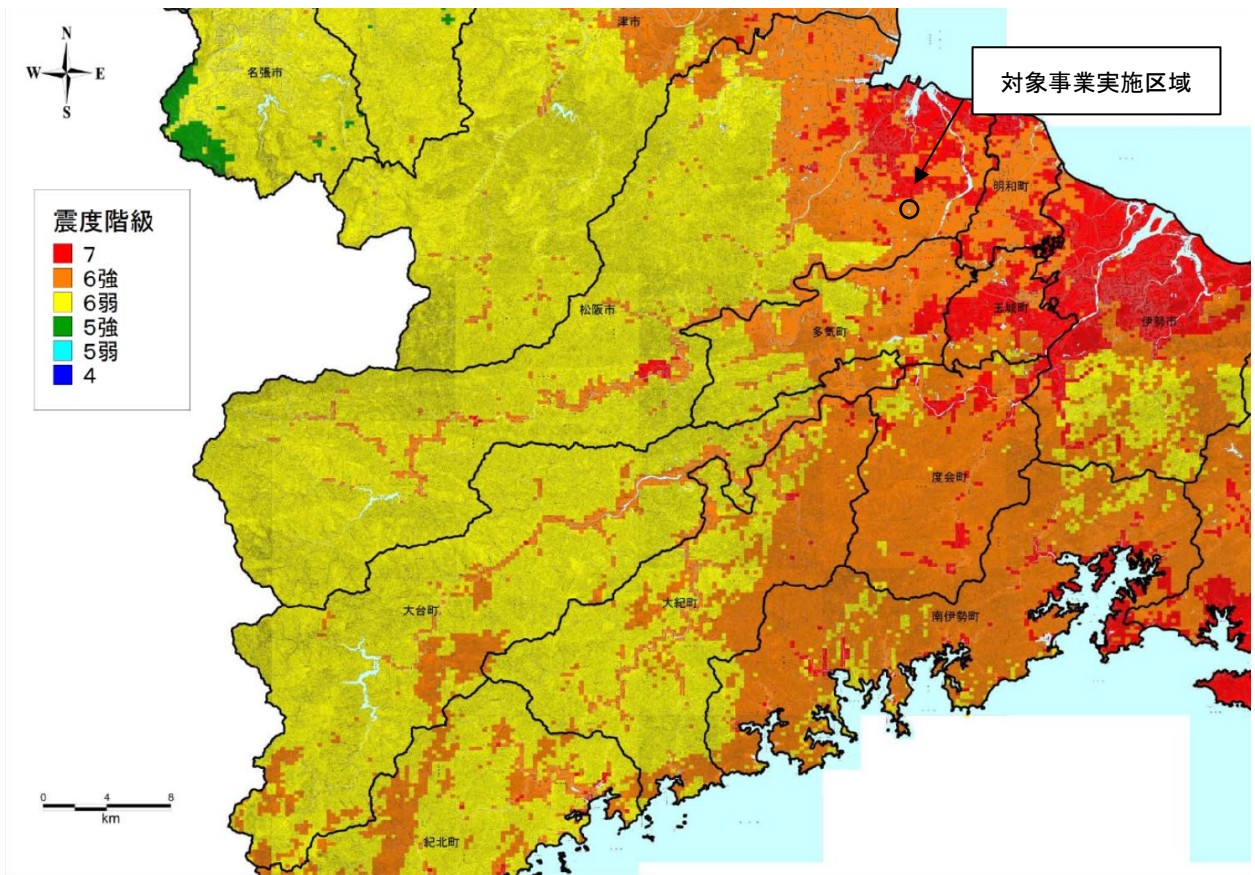
想定地震	震度階級
過去最大クラスの南海トラフ地震	6 弱
理論上最大クラスの南海トラフ地震	6 強～7
養老－桑名－四日市断層帯	5 強
布引山地東縁断層帯（東部）	6 弱から 6 強
頓宮断層	5 弱から 5 強



出典：「震度予測分布図（平成 25 年度地震被害想定調査）」（三重県ホームページ）

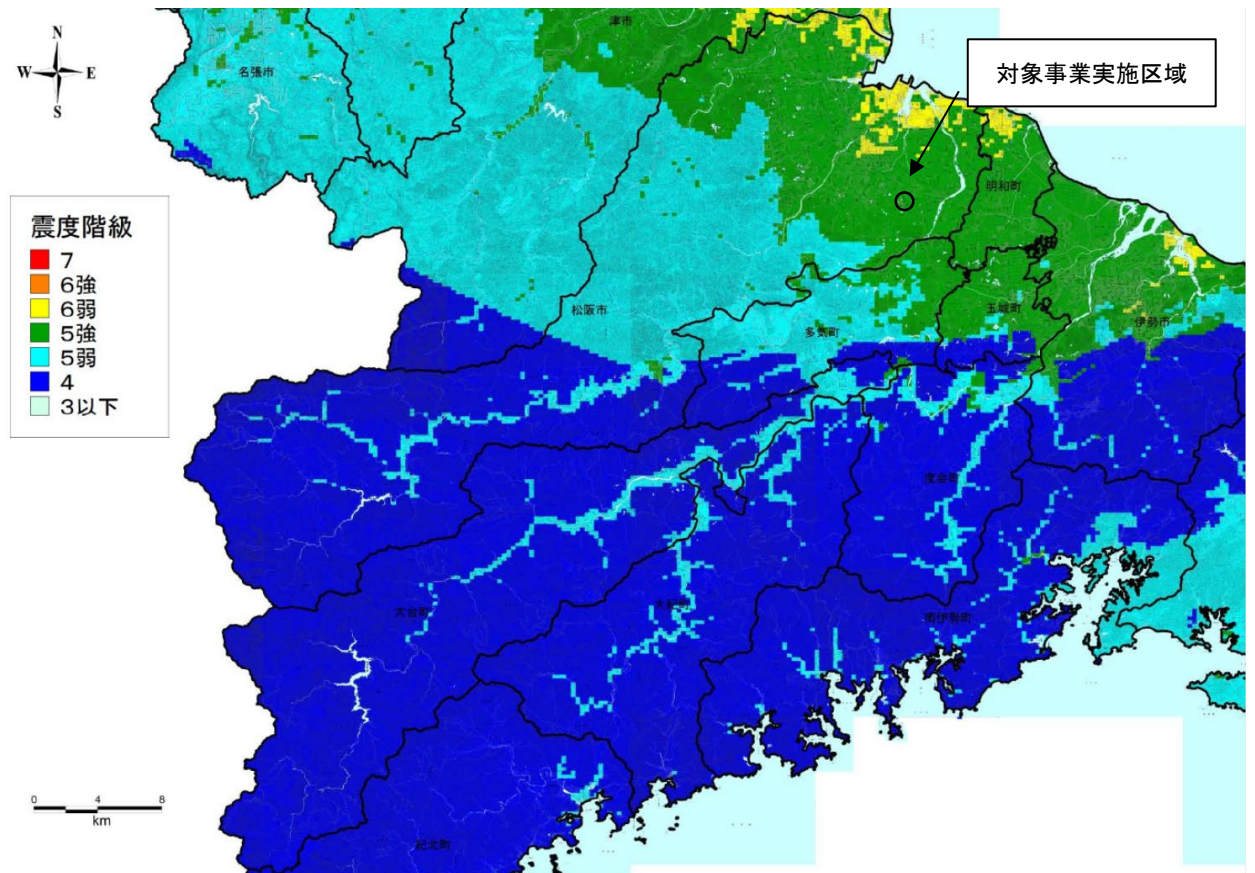
図 3-1-4.8 震度予測分布図（過去最大クラスの南海トラフ地震）





出典：「震度予測分布図（平成 25 年度地震被害想定調査）」（三重県ホームページ）

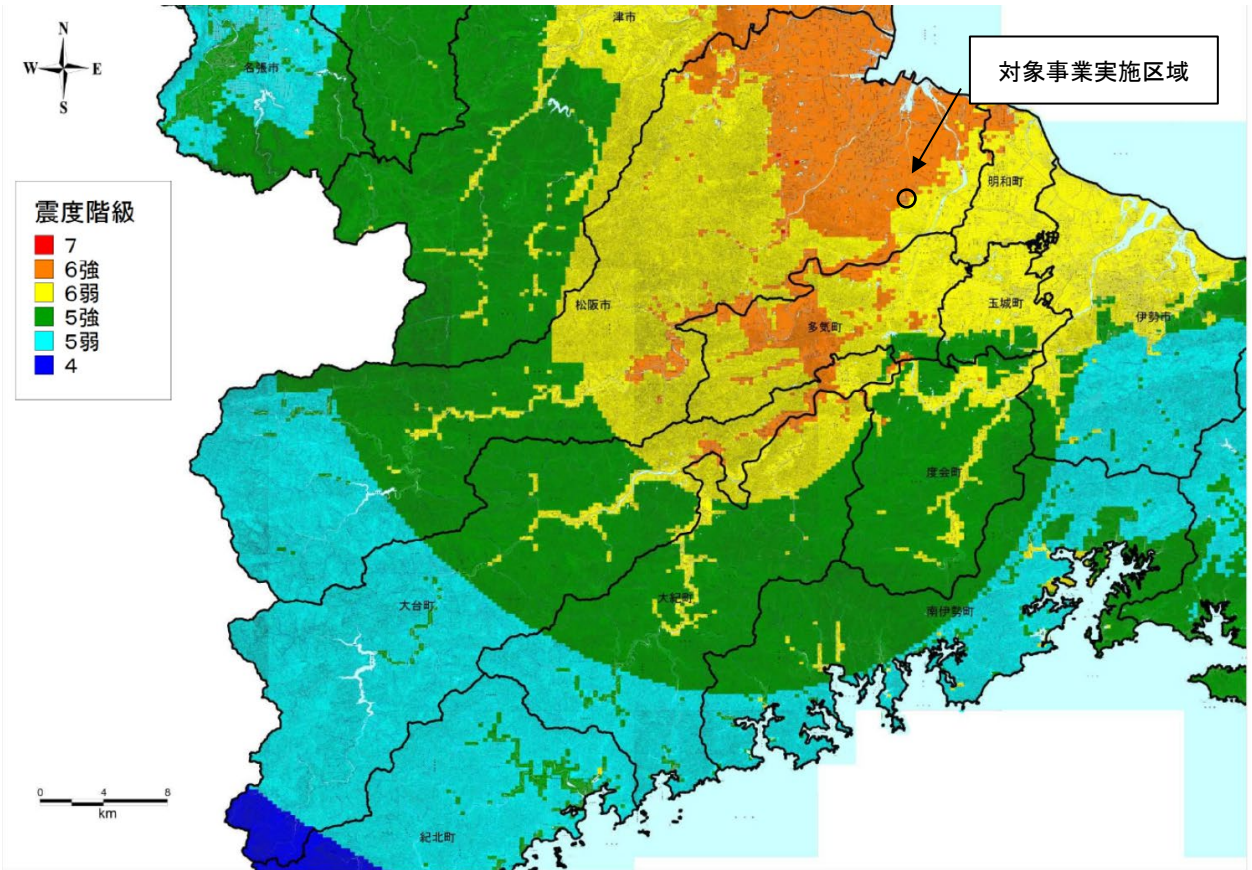
図 3-1-4.9(1) 震度予測分布図（理論上最大クラスの南海トラフ地震）



出典：「震度予測分布図（平成 25 年度地震被害想定調査）」（三重県ホームページ）

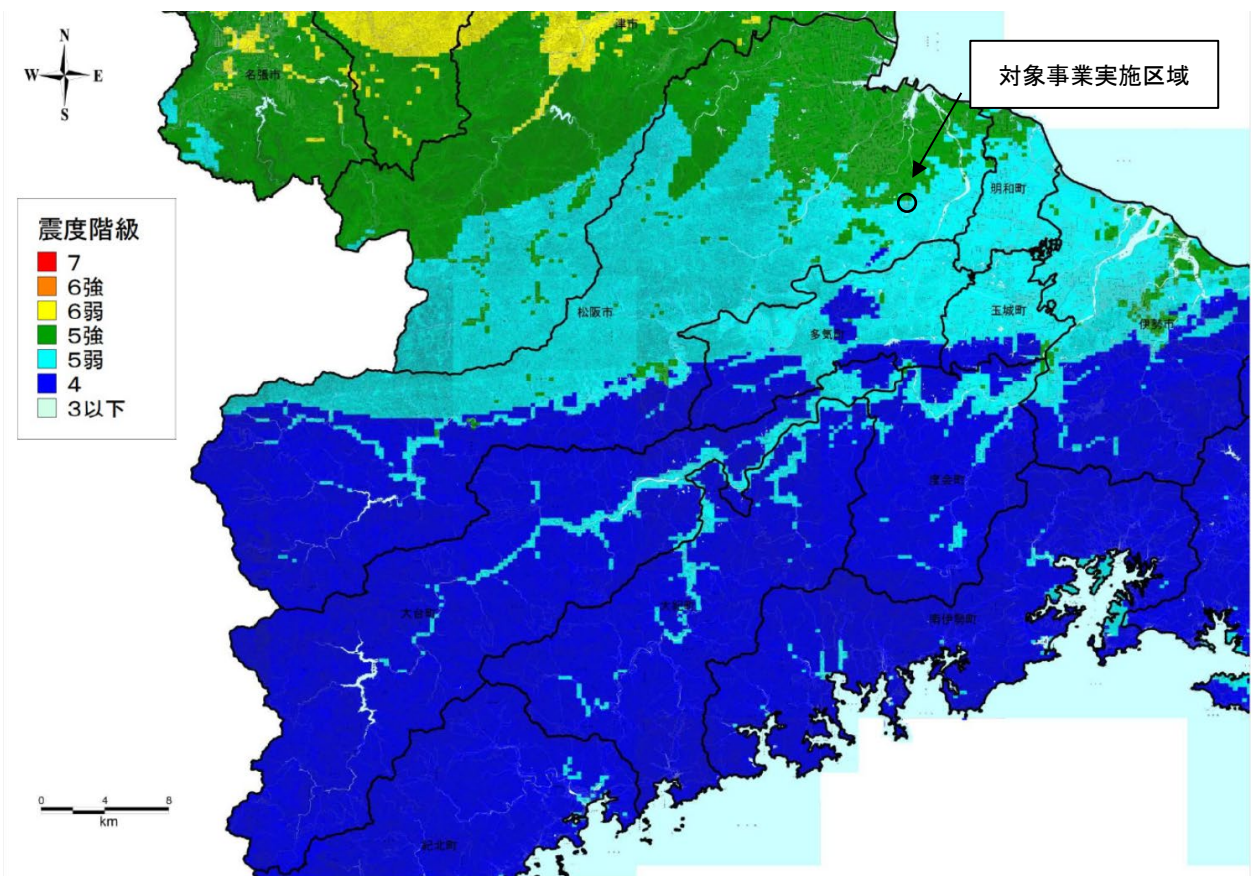
図 3-1-4.9(2) 震度予測分布図（養老－桑名－四日市断層帯）





出典：「震度予測分布図（平成 25 年度地震被害想定調査）」（三重県ホームページ）

図 3-1-4.9(3) 震度予測分布図（布引山地東縁断層帯（東部））



出典：「震度予測分布図（平成 25 年度地震被害想定調査）」（三重県ホームページ）

図 3-1-4.9(4) 震度予測分布図（頓宮断層）

### 3-1-5 日照及び電波の状況

#### 1. 日照の状況

対象事業実施区域周辺には、日照障害となる高層の人工構造物はない。

#### 2. 電波の状況

対象事業実施区域周辺には、電波障害となる高層の人工構造物はない。

### 3-1-6 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

#### 1. 動植物相の状況

動植物相の状況については、文献調査を行い整理した。確認した文献等は、表 3-1-6.1 に示すとおりである。

表 3-1-6.1 動植物種の確認文献等

文献名	整理の対象とした種
A 「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～（2015 年改訂版）」平成 27 年（三重県農林水産部みどり共生推進課）	調査対象とした動植物（哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、昆虫類、クモ類、汽水・淡水魚類、底生動物、維管束植物、蘚苔・地衣類、キノコ類）
B 「第 1 回～第 7 回：自然環境保全基礎調査」昭和 48 年度～平成 24 年度（環境省自然環境局）	調査対象とした動植物（哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、昆虫類、クモ類、汽水・淡水魚類、底生動物）
C 「令和元年度版 三重県環境白書」（三重県環境生活部 環境生活総務課）	調査対象とした動植物（哺乳類、鳥類、昆虫類、汽水・淡水魚類、底生生物、維管束植物）
D 「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」令和元年度（国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課）	調査対象とした動植物（哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、昆虫類、汽水・淡水魚類、底生生物、維管束植物）
E 「櫛田川 身近な生き物ガイドマップ（魚編）」平成 24 年（三重県松阪建設事務所）	汽水・淡水魚類
F 「非灌漑期の農業水路における魚類の移動と越冬」平成 22 年（農業農村工学会）	汽水・淡水魚類
G 「一般廃棄物最終処分場整備計画に係る環境影響事前評価書」平成 5 年（松阪市）	調査対象とした動植物（哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、昆虫類、維管束植物）
H 「松阪市史第 1 巻(史料篇 自然)」昭和 52 年（松阪市史編さん委員会 編著）	調査対象とした動植物（哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、昆虫類、魚類、維管束植物）

文献調査により対象事業実施区域及びその周辺で確認された動植物は、表 3-1-6.2 に示すとおり、哺乳類が 9 科 20 種、鳥類が 44 科 156 種、両生類・爬虫類が 12 科 24 種、昆虫類が 99 科 353 種、クモ類が 4 科 5 種、汽水・淡水魚類が 12 科 46 種、底生動物が 13 科 25 種、維管束植物が 159 科 927 種、蘚苔・地衣類が 1 科 1 種、キノコ類が 1 科 1 種であった。

表 3-1-6.2 文献等により確認された種数

分類		科	種
動物	哺乳類	9	20
	鳥類	44	156
	両生類・爬虫類	12	24
	昆虫類	99	353
	クモ類	4	5
	汽水・淡水魚類	12	46
	底生動物	13	25
	植物	維管束植物	159
蘚苔・地衣類	1	1	
キノコ類	1	1	

## 2. 重要な種の状況

文献調査で確認された種について、国、県及び各自治体が指定する選定根拠に基づき重要な種の指定状況を整理した。重要な動植物種の選定根拠は表 3-1-6.3 に、選定基準は表 3-1-6.4 に示すとおりである。

表 3-1-6.3 重要な動植物種の選定根拠

選定基準		
①	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日、法律第 214 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別天然記念物 (特天)</li> <li>・国指定天然記念物 (国天)</li> </ul>
	「三重県文化財保護条例」(昭和 32 年 12 月 28 日、条例第 72 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県指定天然記念物 (県天)</li> </ul>
	「松阪市文化財保護条例」(平成 17 年 1 月 1 日、条例第 256 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市指定天然記念物 (市天)</li> </ul>
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)」(平成 4 年 6 月 5 日、法律第 75 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内希少野生動植物種 (国内)</li> <li>・国際希少野生動植物種 (国際)</li> <li>・特定第一種国内希少野生動植物種 (特一)</li> <li>・特定第二種国内希少野生動植物種 (特二)</li> <li>・緊急指定種 (緊急)</li> </ul>
③	「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」(令和 2 年 3 月 27 日改訂、環境省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅 (EX)</li> <li>・野生絶滅 (EW)</li> <li>・絶滅危惧 I 類 (CR+EN)</li> <li>・絶滅危惧 I A 類 (CR)</li> <li>・絶滅危惧 I B 類 (EN)</li> <li>・絶滅危惧 II 類 (VU)</li> <li>・準絶滅危惧 (NT)</li> <li>・情報不足 (DD)</li> <li>・地域個体群 (LP)</li> </ul>
④	「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～ (2015 年改訂版)」(平成 27 年 3 月、三重県農林水産部みどり共生推進課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅 (EX)</li> <li>・野生絶滅 (EW)</li> <li>・絶滅危惧 I A 類 (CR)</li> <li>・絶滅危惧 I B 類 (EN)</li> <li>・絶滅危惧 II 類 (VU)</li> <li>・準絶滅危惧 (NT)</li> <li>・情報不足 (DD)</li> </ul>
⑤	「三重県自然環境保全条例」(平成 15 年 3 月 17 日、条例第 2 号)	三重県指定希少野生動植物種

表 3-1-6.4 重要な動植物種の選定基準

選定基準		評価基準	
①	特別天然記念物	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。	
	国指定天然記念物	国指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの。	
	県指定天然記念物	県指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で県にとって学術上価値の高いもの。	
	市指定天然記念物	市指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で市にとって学術上価値の高いもの。	
②	国内希少野生動植物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。	
	特定第一種国内希少野生動植物種	国内希少野生動植物種のうち、商業的繁殖が可能である等の一定の条件を満たすものとして指定された種。	
	特定第二種国内希少野生動植物種	国内希少野生動植物種のうち、販売・頒布以外の目的で行う捕獲・採取、譲り渡し等を規制される種。	
	国際希少野生動植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるもの。	
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。	
③	絶滅（EX）	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。	
	野生絶滅（EW）	飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）	絶滅の危機に瀕している種。
		絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種。	
	準絶滅危惧（NT）	存続基盤が脆弱な種。	
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種。	
地域個体群（LP）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。		
④	絶滅生物（EX）	県内ではすでに絶滅したと考えられる種。	
	野生絶滅（EW）	県内で飼育・栽培下でのみ存続している種。	
	絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種。	
	絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種。	
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種。	
	準絶滅危惧（NT）	生息条件の変化によっては、「絶滅危惧種」に移行する要素を持つ種。	
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種。	
⑤	三重県指定希少野生動植物種	三重県自然環境保全条例に基づき、県内に生息・生育する絶滅のおそれのある種のうち、特に保護する必要がある種。	

(1) 哺乳類

対象事業実施区域及びその周辺で、重要な哺乳類は確認されていない。

(2) 鳥類

対象事業実施区域及びその周辺で確認された重要な鳥類は表 3-1-6.5 に示すとおり、11 目 18 科 46 種である。



表 3-1-6.5 重要な動物種（鳥類）の状況

No	目名	科名	種名	指定状況					確認文献
				①	②	③	④	⑤	
1	キジ目	キジ科	ウズラ			VU	DD		BH
2			ヤマドリ				NT		BH
3	カモ目	カモ科	オシドリ			DD	EN(繁殖)		A
4			トモエガモ			VU	EN		A
5	コウノトリ目	コウノトリ科	コウノトリ	特天	国内	CR			H
6	カツオドリ目	ウ科	ヒメウ			EN			H
7	ペリカン目	サギ科	ヨシゴイ			NT	NT		ABH
8			ササゴイ				VU		B
9			チュウサギ			NT	VU		ABGH
10		トキ科	クロツラヘラサギ		国内	EN	CR		H
11	ツル目	クイナ科	クイナ				NT		A
12			ヒクイナ			NT	VU		A
13	チドリ目	チドリ科	タグリ				NT		ABH
14			ケリ			DD			BGH
15			イカルチドリ				VU		ABH
16			コチドリ				NT		ABH
17			シロチドリ			VU	CR(繁殖)	○	BH
18			メダイチドリ		国際				H
19			オオメダイチドリ		国際				H
20		シギ科	オオジシギ			NT	DD		H
21			オオソリハシシギ			VU			H
22			ダイシャクシギ				VU		H
23			ホウロクシギ		国際	VU	NT		H
24			ツルシギ			VU			H
25			アカアシシギ			VU	VU		H
26			コアアシシギ				VU		AGH
27			カラフトアオアシシギ		国内	CR	CR		H
28			タカブシギ			VU			BH
29			オバシギ		国際				H
30			コオバシギ		国際				H
31			ミュビシギ				VU		H
32			ハマシギ			NT			BH
33		タマシギ科	タマシギ			VU	NT		H
34		カモメ科	オオセグロカモメ			NT			H
35			コアジサシ			VU	CR		BH
36	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ			NT	VU(越冬)		ABH
37		タカ科	ハイタカ			NT	NT		A
38			オオタカ			NT	VU		A
39			サシバ			VU	EN	○	AGH
40	フクロウ目	フクロウ科	フクロウ				NT		A
41			アオバズク				VU		BH
42	ハヤブサ目	ハヤブサ科	コチョウゲンボウ				EN		A
43			ハヤブサ		国内	VU	CR(繁殖)		A
44	スズメ目	キクイタダキ科	キクイタダキ				VU		A
45		ムシクイ科	センダイムシクイ				NT		AH
46		ヒタキ科	キビタキ				NT		AH
合計	11 目	18 科	46 種	1 種	9 種	27 種	34 種	2 種	—

注 1 種名及び配列は、「河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和 3 年度）に準拠した。

注 2 指定状況の①～⑤は、表 3-1-6.3、表 3-1-6.4 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注 3 確認文献の A～H は、表 3-1-6.1 の文献を示しており、A については対象事業実施区域にメッシュ分布図があるものを抽出した。

注 4 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

①/特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物

②/国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特一：特定第一国内希少野生動植物種、特二：特定第二国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 II 類、EN：絶滅危惧 II 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

④/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I 類、EN：絶滅危惧 II 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

⑤/○：三重県指定希少野生動植物種

### (3) 両生類・爬虫類

対象事業実施区域及びその周辺で確認された重要な両生類・爬虫類は表 3-1-6.6 に示すとおり、3 目 5 科 6 種である。

表 3-1-6.6 重要な動物種（両生類・爬虫類）の状況

No	目名	科名	種名	指定状況					確認文献
				①	②	③	④	⑤	
1	有尾目	サンショウウオ科	ヤマトサンショウウオ		特二	VU	VU		H
2		オオサンショウウオ科	オオサンショウウオ	特天		VU	VU		H
3		イモリ科	アカハライモリ			NT			B
4	無尾目	アカガエル科	トノサマガエル			NT			BGH
5			ナゴヤダルマガエル (ダルマガエル)			EN	VU		H
6	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ			NT			BGH
合計	3 目	5 科	6 種	1 種	1 種	6 種	2 種	0 種	—

注 1 種名及び配列は、「河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和 3 年度）に準拠した。

注 2 指定状況の①～⑤は、表 3-1-6.3、表 3-1-6.4 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注 3 確認文献の A～H は、表 3-1-6.1 の文献を示しており、A については対象事業実施区域にメッシュ分布図があるものを抽出した。

注 4 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

①/特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物

②/国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特一：特定第一国内希少野生動植物種、特二：特定第二国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

④/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

⑤/○：三重県指定希少野生動植物種

注 5 ヤマトサンショウウオは④においてはカスミサンショウウオとして掲載されている。

### (4) 昆虫類

対象事業実施区域及びその周辺で確認された重要な昆虫類は表 3-1-6.7 に示すとおり、6 目 25 科 39 種である。

表 3-1-6.7 重要な動物種（昆虫類）の状況

No	目名	科名	種名	指定状況					確認文献
				①	②	③	④	⑤	
1	トンボ目（蜻蛉目）	ヤンマ科	アオヤンマ			NT	EN		A
2		サナエトンボ科	キヒロサナエ			NT	VU		AB
3			ヒメクロサナエ				NT		A
4			オオサカサナエ			VU	CR		AB
5			フタスジサナエ			NT	NT		A
6		エゾトンボ科	キヒロヤマトンボ			NT	VU		AB
7			ハネビロエゾトンボ			VU	CR		A
8		トンボ科	アキアカネ				NT		BG
9			ミヤマアカネ				NT		A
10	カメムシ目（半翅目）	アメンボ科	エサキアメンボ			NT	VU		A
11		ミズムシ科（昆）	ミヅナシミズムシ			NT	NT		A
12			ホッケミズムシ			NT	NT		A
13			ナガミズムシ			NT	NT		A
14			ミヤケミズムシ			NT	NT		A
15		コオイムシ科	コオイムシ			NT	NT		A
16			タガメ		特二	VU	VU		BG
17		タイコウチ科	ヒメミズカマキリ				VU		A
18	アミメカゲロウ目（脈翅目）	ウスバカゲロウ科	コマダラウスバカゲロウ				NT		A
19			オオウスバカゲロウ				CR		A
20	チョウ目（鱗翅目）	セセリチョウ科	ギンイチモンジセセリ			NT	VU		A
21		シジミチョウ科	オオミドリシジミ				VU		有識者
22			ウラジロミドリシジミ				NT		AB
23			ウラナミアカシジミ				VU		AB
24		タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン			VU	EN		A
25			オオムラサキ			NT	NT		AB
26		シロチョウ科	ツマグロキチョウ			EN	CR		A
27		シャクガ科	クワトゲエダシャク			NT	VU		A
28		ヤママユガ科	オナガミズアオ			NT			H
29	コウチュウ目（鞘翅目）	ゲンゴロウ科	シマゲンゴロウ			NT	NT		A
30			キバリマメゲンゴロウ			NT	NT		A
31		ミズスマシ科	オオミズスマシ			NT	EN		A
32		カワラゴミムシ科	カワラゴミムシ				EN		A
33		ガムシ科	コガムシ			DD	NT		A
34		クワガタムシ科	オオクワガタ			VU	CR		A
35		コガネムシ科	アカマダラハナムグリ			DD			A
36		タマムシ科	クロマダラタマムシ				VU		A
37		ハムシ科	ガガブタネクイハムシ				VU		A
38	ハチ目（膜翅目）	アリ科	トゲアリ			VU			BG
39		スズメバチ科	モンズズメバチ			DD	NT		AH
合計	6目	25科	39種	0種	1種	27種	36種	0種	—

注1 種名及び配列は、「河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和3年度）に準拠した。

注2 指定状況の①～⑤は、表 3-1-6.3、表 3-1-6.4 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注3 確認文献のA～Hは、表 3-1-6.1 の文献を示しており、Aについては対象事業実施区域にメッシュ分布図があるものを抽出した。

注4 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ①/特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物
- ②/国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特一：特定第一国内希少野生動植物種、特二：特定第二国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅡA類、EN：絶滅危惧ⅡB類、VU：絶滅危惧ⅡC類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
- ④/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅡA類、EN：絶滅危惧ⅡB類、VU：絶滅危惧ⅡC類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
- ⑤/〇：三重県指定希少野生動植物種

(5) クモ類

対象事業実施区域及びその周辺で確認された重要なクモ類は表 3-1-6.8 に示すとおり、1 目 4 科 5 種である。

表 3-1-6.8 重要な動物種（クモ類）の状況

No	目名	科名	種名	指定状況					確認文献
				①	②	③	④	⑤	
1	クモ目	トタテグモ科	キノボリトタテグモ			NT	NT		A
2		コガネグモ科	オニグモ				NT		A
3			コガネグモ				NT		A
4		コモリグモ科	イサゴコモリグモ				NT		A
5		アワセグモ科	アワセグモ				NT		A
合計	1 目	4 科	5 種	0 種	0 種	1 種	5 種	0 種	—

注 1 種名及び配列は、「河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和 3 年度）に準拠した。

注 2 指定状況の①～⑤は、表 3-1-6.3、表 3-1-6.4 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注 3 確認文献の A～H は、表 3-1-6.1 の文献を示しており、A については対象事業実施区域にメッシュ分布図があるものを抽出した。

注 4 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

①/特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物

②/国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特一：特定第一国内希少野生動植物種、特二：特定第二国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

④/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

⑤/○：三重県指定希少野生動植物種

(6) 汽水・淡水魚類

対象事業実施区域及びその周辺で確認された重要な魚類は表 3-1-6.9 に示すとおり、6 目 8 科 17 種である。

表 3-1-6.9 重要な動物種（汽水・淡水魚類）の状況

No.	目名	科名	種名	指定状況					確認文献
				①	②	③	④	⑤	
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ（スナヤツメ類）			VU	VU		A
2	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ			EN	EN		ABFH
3	コイ目	コイ科	キンブナ			VU			H
4			ヤリタナゴ			NT	VU		ABF
5			アブラボテ			NT	EN		AB
6			シロヒレタビラ			EN	CR		B
7			カワバタモロコ		特二	EN	CR	○	B
8			カワヒガイ			NT	VU		A
9			ズナガニゴイ				EN		B
10			イトモロコ				VU		BE
11			コウライモロコ				VU		AE
12		ドジョウ科	ドジョウ			NT			BEF
13			トウカイコガタスジシマドジョウ			EN	EN		AB
14	ナマズ目	アカザ科	アカザ			VU	VU		AEH
15	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ			VU	NT		AF
16	スズキ目	ドンコ科	ドンコ				NT		B
17		カワアナゴ科	カワアナゴ				VU		B
合計	6 目	8 科	17 種	0 種	1 種	12 種	15 種	1 種	—

注 1 種名及び配列は、「河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和 3 年度）に準拠した。

注 2 指定状況の①～⑤は、表 3-1-6.3、表 3-1-6.4 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注 3 確認文献の A～H は、表 3-1-6.1 の文献を示しており、A については対象事業実施区域にメッシュ分布図があるものを抽出した。

注 4 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

①/特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物

②/国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特一：特定第一国内希少野生動植物種、特二：特定第二国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

④/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

⑤/○：三重県指定希少野生動植物種

## (7) 底生生物

対象事業実施区域及びその周辺で確認された重要な底生生物は表 3-1-6. 10 に示すとおり、4 目 8 科 15 種である。

表 3-1-6. 10 重要な動物種（底生生物）の状況

No.	目名	科名	種名	指定状況					確認文献
				①	②	③	④	⑤	
1	新生腹足目	タニシ科	マルタニシ			VU	VU		A
2			オオタニシ			NT			B
3		カワニナ科	クロダカワニナ			NT	NT		AB
4	汎有肺目	モノアラガイ科	モノアラガイ			NT	NT		A
5		オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ			NT	NT		A
6		ベッコウマイマイ科	ヒメカサキビ			NT	NT		B
7			ヒラベッコウ			DD			B
8	イシガイ目	イシガイ科	オバエボシガイ			VU	CR		B
9			ニセマツカサガイ			VU			B
10			トンガリササノハガイ				VU		B
11			イシガイ				NT		B
12			カタハガイ			VU	EN		B
13			ドブガイ				NT		B
14	マルスダレガイ目	シジミ科	マシジミ			VU			B
15		ドブシジミ科	ドブシジミ				NT		A
合計	4 目	8 科	15 種	0 種	0 種	11 種	11 種	0 種	—

注 1 種名及び配列は、「河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和 3 年度）に準拠した。

注 2 指定状況の①～⑤は、表 3-1-6. 3、表 3-1-6. 4 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注 3 確認文献の A～H は、表 3-1-6. 1 の文献を示しており、A については対象事業実施区域にメッシュ分布図があるものを抽出した。

注 4 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

①/特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物

②/国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特一：特定第一国内希少野生動植物種、特二：特定第二国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

④/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

⑤/○：三重県指定希少野生動植物種

## (8) 付着藻類

対象事業実施区域及びその周辺で、重要な付着藻類は確認されていない。

(9) 維管束植物

対象事業実施区域及びその周辺で確認された重要な維管束植物は表 3-1-6. 11(1)～(3)に示すとおり、25目52科113種である。

表 3-1-6. 11(1) 重要な植物種（維管束植物）の状況

No	目名	科名	種名	指定状況					確認文献
				①	②	③	④	⑤	
1	マツバラ目	マツバラ科	マツバラ			NT	EN		A
2	サンショウモ目	デンジソウ科	デンジソウ			VU	EN		H
3		サンショウモ科	オオアカウキクサ			EN	NT		A
4			アカウキクサ			EN	EX		H
5			サンショウモ			VU	VU		H
6	ウラボシ目	オシダ科	アスカイノデ				EN		A
7	オモダカ目	サトイモ科	ヒンジモ			VU			H
8		トチカガミ科	イバラモ				VU		A
9			オオトリゲモ				EN		A
10		アマモ科	コアマモ				VU		H
11		ヒルムシロ科	イトモ			NT	VU		AH
12			コバノヒルムシロ			VU	EN		H
13	ユリ目	ユリ科	ササユリ				NT		H
14	クサスギカズラ目	ラン科	エビネ			NT	NT		H
15			ギンラン				VU		H
16			キンラン			VU	VU		GH
17			セッコク				NT		H
18			カキラン				NT		A
19			フウラン			VU	VU		AH
20			サギソウ			NT	VU		H
21			コバノトンボソウ				VU		H
22			トンボソウ				NT		H
23			トキソウ			NT	VU		H
24		アヤメ科	カキツバタ			NT			H
25		ススキノキ科	ノカンゾウ				NT		AH
26		クサスギカズラ科	ミズギボウシ				NT		AH
27	ツユクサ目	ミズアオイ科	ミズアオイ			NT	CR		H
28	イネ目	ガマ科	ミクリ			NT	CR		H
29			ナガエミクリ			NT	NT		A
30			コガマ				NT		A
31		ホシクサ科	ゴマシオホシクサ			EN	EN		A
32			クロホシクサ			VU	VU		A
33		カヤツリグサ科	イトテンツキ			NT	EN		H
34			ウماغゲ				EN		H
35			オオシロガヤツリ				VU		A
36			コアゼテンツキ				EN		H
37			アゼテンツキ				VU		H
38			マツカサススキ				VU		A
39			コシンジュガヤ				NT		A
40			ミカワシンジュガヤ			VU	VU		A
41		イネ科	ナルコビエ				VU		AH
42			ウキシバ				VU		A
43	キンポウゲ目	メギ科	ヘビノボラズ				NT		A
44		キンポウゲ科	コキツネノボタン			VU			H

表 3-1-6.11(2) 重要な植物種（維管束植物）の状況

No	目名	科名	種名	指定状況					確認 文献
				①	②	③	④	⑤	
45	キンポウゲ目	キンポウゲ科	ヒキノカサ			NT	VU		H
46	ユキノシタ目	スグリ科	ヤシヤビシヤク			NT	VU		H
47		アリノトウグサ科	タチモ				VU		AH
48			フサモ				NT		A
49	マメ目	マメ科	シバハギ				NT		A
50			ニワフジ				VU		H
51		ヒメハギ科	ヒナノカンザシ				VU		H
52	バラ目	バラ科	カワラサイコ				VU		A
53			ビロードイチゴ				VU		A
54			コバナノワレモコウ				VU		A
55			ナガボノワレモコウ				EN		AH
56	ウリ目	ウリ科	ゴキヅル				VU		H
57	キントラノオ目	ヤナギ科	キヌヤナギ			EN	CR	○	AH
58		オトギリソウ科	アゼオトギリ				NT		A
59	フトモモ目	ミソハギ科	ヒメミソハギ			CR	CR		A
60			ミズスギナ			VU	NT		A
61			ミズマツバ			VU	VU		AH
62			ミズキカシグサ				VU		A
63	アオイ目	アオイ科	ハマボウ				NT		AH
64	アブラナ目	アブラナ科	ミズタガラシ			NT	NT		A
65	ナデシコ目	イソマツ科	ハマサジ			VU	EN		H
66		タデ科	ヤナギヌカボ			NT	VU		A
67			ナガバノウナギツカミ			VU	VU		H
68			ヌカボタデ			NT			H
69			ホソバイヌタデ			NT	VU		AH
70		モウセンゴケ科	イシモチソウ				NT		H
71			モウセンゴケ				VU		A
72			コモウセンゴケ				NT		A
73			トウカイコモウセンゴケ				NT		A
74		ヒユ科	ヤナギイノコヅチ				NT		A
75			ハママツナ				NT		A
76	ツツジ目	サクラソウ科	カラタチバナ			NT			H
77			サクラソウ				NT		A
78		ハイノキ科	クロミノニシゴリ				NT		A
79		ツツジ科	カイナンサラサドウダン				NT		H
80	リンドウ目	リンドウ科	ハルリンドウ			VU	VU		A
81			イヌセンブリ			VU	EN		H
82		マチン科	ヒメナエ				VU		H
83			アイナエ				NT		A
84		キョウチクトウ科	タチカモメヅル			NT	VU		AH
85			スズサイコ			CR	CR		H
86	ナス目	ヒルガオ科	マメダオン			VU	VU		AH
87	シソ目	オオバコ科	マルバノサワトウガラシ				VU		H
88			クワガタソウ			NT	VU		H



表 3-1-6.11(3) 重要な植物種（維管束植物）の状況

No	目名	科名	種名	指定状況					確認文献
				①	②	③	④	⑤	
89	シソ目	オオバコ科	イヌノフグリ			VU	NT		AH
90		シソ科	ケブカツルカコソウ				EN		A
91			ヤマジソ			NT	CR		H
92			ミズトラノオ			VU	VU		A
93			ナツノタムラソウ				CR		H
94			ヒメナミキ				NT		H
95			コナミキ			VU	EN		H
96		ハマウツボ科	クチナシグサ				VU		A
97			ヒキヨモギ				VU		H
98		タヌキモ科	ノタヌキモ			VU	VU		A
99			タヌキモ			NT			H
100		クマツヅラ科	クマツヅラ				VU		H
101	キク目	キキョウ科	バアソブ			VU	CR		A
102			キキョウ			VU	NT		AGH
103		ミツガシワ科	アサザ			NT	CR		H
104		キク科	サワシロギク				NT		A
105			オケラ				VU		AGH
106			オグルマ				NT		AH
107			ホソバニガナ			EN			H
108			タカサゴソウ			VU	EX		H
109			オカオグルマ				NT		H
110			サワオグルマ				EN		H
111			オナモミ			VU	EX		H
112	セリ目	セリ科	ドクゼリ				CR		H
113	マツムシソウ目	スイカズラ科	マツムシソウ				CR		H
合計	25 目	52 科	113 種	0 種	0 種	53 種	106 種	2 種	—

注 1 種名及び配列は、「河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和 3 年度）に準拠した。

注 2 指定状況の①～⑤は、表 3-1-6.3、表 3-1-6.4 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注 3 確認文献の A～H は、表 3-1-6.1 の文献を示しており、A については対象事業実施区域にメッシュ分布図があるものを抽出した。

注 4 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ①/特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物
- ②/国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特一：特定第一国内希少野生動植物種、特二：特定第二国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
- ④/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
- ⑤/○：三重県指定希少野生動植物種

(10) 蘚苔類・地衣類

対象事業実施区域及びその周辺で確認された重要な蘚苔類・地衣類は表 3-1-6.12 に示すとおり、1 目 1 科 1 種である。

表 3-1-6.12 重要な種（蘚苔類・地衣類）の状況

No.	目名	科名	和名	指定状況					確認文献
				①	②	③	④	⑤	
1	蘚綱目	ツヤゴケ科	ホソミツヤゴケ				NT		A
合計	1 目	1 科	1 種	0 種	0 種	0 種	1 種	0 種	—

注 1 指定状況の①～⑤は、表 3-1-6.3、表 3-1-6.4 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注 2 確認文献の A～H は、表 3-1-6.1 の文献を示しており、A については対象事業実施区域にメッシュ分布図があるものを抽出した。

注 3 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

①/特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物

②/国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特一：特定第一国内希少野生動植物種、特二：特定第二国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

④/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

⑤/○：三重県指定希少野生動植物種

## (11) キノコ類

対象事業実施区域及びその周辺で確認された重要なキノコ類は表 3-1-6.13 に示すとおり、1 目 1 科 1 種である。

表 3-1-6.13 重要な種（キノコ類）の状況

No.	目名	科名	種名	指定状況					確認文献
				①	②	③	④	⑤	
1	ハラタケ目	イッポンシメジ科	ソライロタケ				VU		A
合計	1 目	1 科	1 種	0 種	0 種	0 種	1 種	0 種	—

- 注 1 指定状況の①～⑤は、表 3-1-6.3、表 3-1-6.4 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。
- 注 2 確認文献の A～H は、表 3-1-6.1 の文献を示しており、A については対象事業実施区域にメッシュ分布図があるものを抽出した。
- 注 3 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。
- ①/特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物、市天：市指定天然記念物
  - ②/国際：国際希少野生動植物種、国内：国内希少野生動植物種、特一：特定第一国内希少野生動植物種、特二：特定第二国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
  - ③/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
  - ④/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
  - ⑤/○：三重県指定希少野生動植物種

## 3. 植生の状況

対象事業実施区域及びその周辺の植生の状況について「第 6 回・7 回 自然環境保全基礎調査」（環境省ホームページ）を基に整理した。

対象事業実施区域及びその周辺の植生の状況は図 3-1-6.1(1)(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域のうち、丘陵地はアベマキ・コナラ群落で占められ、谷部は水田雑草群落となっている。なお、現最終処分場区域は造成地及び路傍・空地雑草群落となっている。

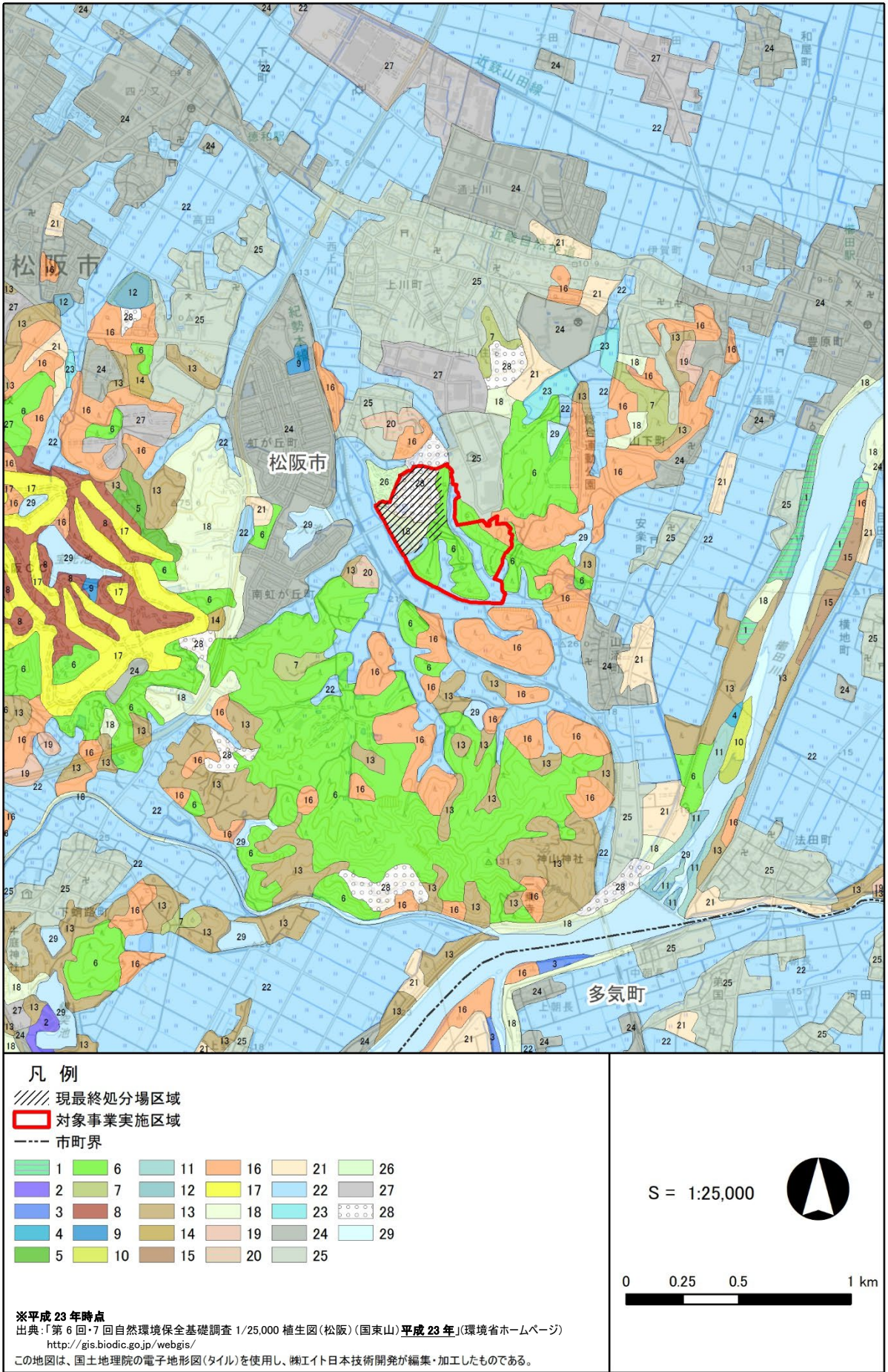


図 3-1-6.1(1) 植生図

	1	ケヤキ・ムクノキ群集
	2	ハンノキ群落 (V I)
	3	ヤナギ高木群落 (V I)
	4	ヤナギ低木群落 (V I)
	5	シイ・カシ二次林
	6	アベマキ・コナラ群集
	7	アカメガシワ・カラスザンショウ群落
	8	モチツツジ・アカマツ群集
	9	ヨシクラス
	10	河川敷砂礫地植生
	11	ツルヨシ群集
	12	ヒルムシロクラス
	13	スギ・ヒノキ・サワラ植林
	14	外国産樹種植林
	15	その他植林
	16	竹林
	17	ゴルフ場・芝地
	18	路傍・空地雑草群落
	19	果樹園
	20	茶畑
	21	畑雑草群落
	22	水田雑草群落
	23	放棄水田雑草群落
	24	市街地
	25	緑の多い住宅地
	26	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
	27	工場地帯
	28	造成地
	29	開放水域

図 3-1-6.1 (2) 植生図の凡例

#### 4. 生態系の状況

##### (1) 環境類型区分

対象事業実施区域及びその周辺の生態系を把握するため、植生、地形等の状況を踏まえ、環境類型区分図を作成した。

環境類型区分は、表 3-1-6.14 及び図 3-1-6.2 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺 1.5km の環境を大別すると、陸域生態系と水域生態系の 2 つに分けられる。陸域生態系は水田、樹林地、耕作地・果樹園、市街地、草地・荒地で構成され、水域生態系は河川・湖沼で構成される。

表 3-1-6.14 環境類型区分（対象事業実施区域及びその周辺 1.5km）

環境類型区分		面積 (ha)	比率 (%)
陸域生態系	水田	265	26
	樹林地	367	36
	耕作地・果樹園	23	2
	市街地	250	24
	草地・荒地	41	4
	その他	42	4
水域生態系	河川・湖沼	38	4
合計		1,026	100

注 合計算出の都合上、整数値で記載している。



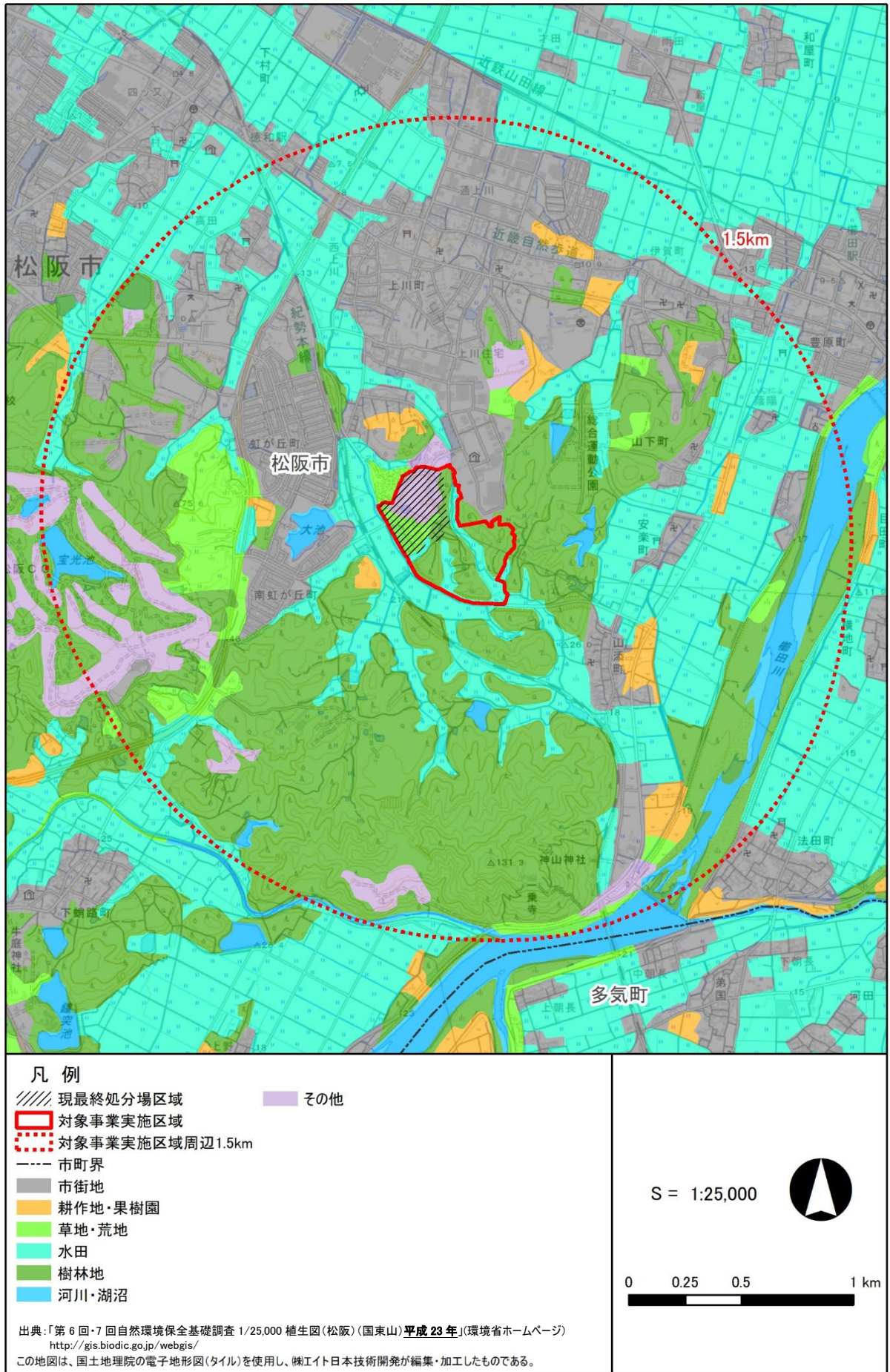


図 3-1-6.2 環境類型区分図

## (2) 生態系構成種

### ① 陸域生態系

文献調査結果及び環境類型区分から判断すると、対象事業実施区域及び周辺の陸域は、水田やアベマキ・コナラ群集などの樹林、住宅地からなる市街地が分布し、ハシブトガラス、スズメなどの鳥類が生態系の構成種としてあげられる。

対象事業実施区域から 1.5km 程の陸域には、水田・市街地・樹林などの環境が点在し、キジバト、ツバメ、サギ科、チドリ科などの鳥類、タヌキやイノシシなどの哺乳類、ニホンカナヘビ、シマヘビなどの爬虫類、ニホンアマガエルなどの両生類、トンボ目やチョウ目などの昆虫類が生態系の構成種としてあげられる。

### ② 水域生態系

文献調査結果及び環境類型区分から判断すると、河川・湖沼では、淡水域と海水域を回遊するニホンウナギやアユ、純淡水域に生息するヤリタナゴやミナミメダカなどの魚類、カワニナ科やマシジミなどの貝類が生態系の構成種としてあげられる。

対象事業実施区域南東を流れる櫛田川沿いには、スギ・ヒノキ群落やケヤキ・ムクノキ群落、ツルヨシ群集が見られる。



### 3-1-7 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域周辺における人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、表 3-1-7.1 及び図 3-1-7.1 に示すとおりである。対象事業実施区域周辺における人と自然との触れ合いの活動の場は、都市公園が主体であり、対象事業実施区域に近接して北側に上川町遊歩道公園、東側に松阪市総合運動公園が位置する。また、松阪駅周辺には松阪公園（松坂城跡）等の都市公園が点在する。

表 3-1-7.1 人と自然との触れ合いの活動の場の名称・概要

No.	名称	概要
1	カネボウ跡公園（鈴の森公園）	芝生広場やシンボルツリーのケヤキ、噴水等がある他、文化財センター「はにわ館」やギャラリーによる芸術活動の場としても利用されており、幅広い年齢層に利用されている。
2	阪内川親水公園はなぞの広場	阪内川のほとりに造られた、自然の木々や水に親しめる市民公園である。桜並木や花壇が整備され、四季を感じることができ、大人から子供まで幅広い層に利用されている。
3	松阪公園（松坂城跡）	松坂城跡（国指定史跡）を整備した公園で、日本百名城、日本の歴史公園百選に選定されている。園内には、約 300 本の桜や樹齢 300 年を越える藤の古木等があり、古くから市民に親しまれている。
4	東公園	対象事業実施区域北側約 4km の東町に位置し、公園北側には愛宕川が流れる。園内は、野球場（グラウンド）が整備され、主にスポーツを目的に利用されるが、春には桜が咲き花見の場としても利用される。
5	広陽公園	松阪市中核工業団地の一画に位置し、周辺は工業施設が占めるが、公園北～東側は植林地が広がる。園内は多目的グラウンドが整備され、主にスポーツを目的に利用される。
6	上川町遊歩道公園	園内は芝生公園や複合遊具があり、家族連れでピクニックやスポーツを行う利用者が多い。さらに、展望台やフラワーガーデンへと続く自然を生かした遊歩道が整備されている。 対象事業実施区域北側に位置し、人と自然との触れ合いの活動の場としては最も近い場所である。
7	高田大池	対象事業実施区域西側約 300m に位置するため池である。池周辺は緑が多く、親水公園のように木材模様の柵やベンチ、屋根付きの休憩場所が設けられており、主に近隣住民の憩いの場として利用されている。
8	松阪市総合運動公園	多目的グラウンド、スケートパークや展望広場等の多様な施設が併設され、多くの地域住民のためのレクリエーションの場や自然の大切さを学ぶ場として利用されている。

注 高田大池は、現地踏査の結果を考慮し選定したものである。

出典：「国土数値地理院（都市公園データ）平成 23 年度（国土交通省国土政策局）

「松阪市観光プロモーションサイト」（松阪市ホームページ）

「自然がいっぱい体験スポット」（一般社団法人松阪市観光協会）



図 3-1-7.1 人と自然との触れ合いの活動の場

### 3-1-8 景観の状況

対象事業実施区域周辺における、人が集まり眺望点となりえる主要な地点は表 3-1-8.1 及び図 3-1-8.1 に示すとおりである。また、景観資源は表 3-1-8.2 及び図 3-1-8.2 に示すとおりである。

主要な眺望点は対象事業実施区域の近傍を中心に 4 地点、景観資源は市街地や北側を中心に 6 地点が存在する。

表 3-1-8.1 対象事業実施区域周辺の主要な眺望点の名称・概要

No.	名称	眺望の状況
1	高田大池	対象事業実施区域西側に位置し、池から東側の眺望において対象事業実施区域が視認できる可能性が高い。周辺住宅地の規模は小さいが、近隣住民の親水公園のような役割を担う。
2	上川町遊歩道公園	対象事業実施区域北側に隣接する都市公園のひとつである。公園内には遊歩道が整備されている。
3	松阪市総合運動公園	対象事業実施区域北東側約 1km に位置し、公園内には展望地が整備されている。
4	西方寺	「松阪市景観マスタープラン」及び「松阪市景観計画」の策定にあたり、西方寺から視認できる田園風景や神山が景観資源として選定されている。

出典：「松阪市の景観資源」（松阪市ホームページ）  
「松阪市景観マスタープラン」平成 19 年（松阪市）  
「松阪市景観計画」令和 3 年（松阪市）

表 3-1-8.2 対象事業実施区域周辺の景観資源

No.	名称	景観の状況
1	通り本町・魚町一丁目周辺地区	「松阪市景観計画」により景観重点地区に指定されている。
2	松坂城跡周辺地区	「松阪市景観計画」により景観重点地区に指定されている。
3	中万地区	「松阪市景観計画」により景観重点地区に指定されている。
4	和屋町の面塚と田園風景	「松阪市景観マスタープラン」及び「松阪市景観計画」の策定にあたり本市を特徴づける景観資源として選定されている。
5	清水町西方寺からの田園風景と神山	「松阪市景観マスタープラン」及び「松阪市景観計画」の策定にあたり本市を特徴づける景観資源として選定されている。
6	祓川自然環境保全地域	三重県自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地域に指定されるほか、「松阪市景観マスタープラン」及び「松阪市景観計画」の策定にあたり本市を特徴づける景観資源として選定されている。

出典：「松阪市の景観資源」（松阪市ホームページ）  
「三重県自然環境地域保全地域」（三重県ホームページ）  
「松阪市景観マスタープラン」平成 19 年（松阪市）  
「松阪市景観計画」令和 3 年（松阪市）

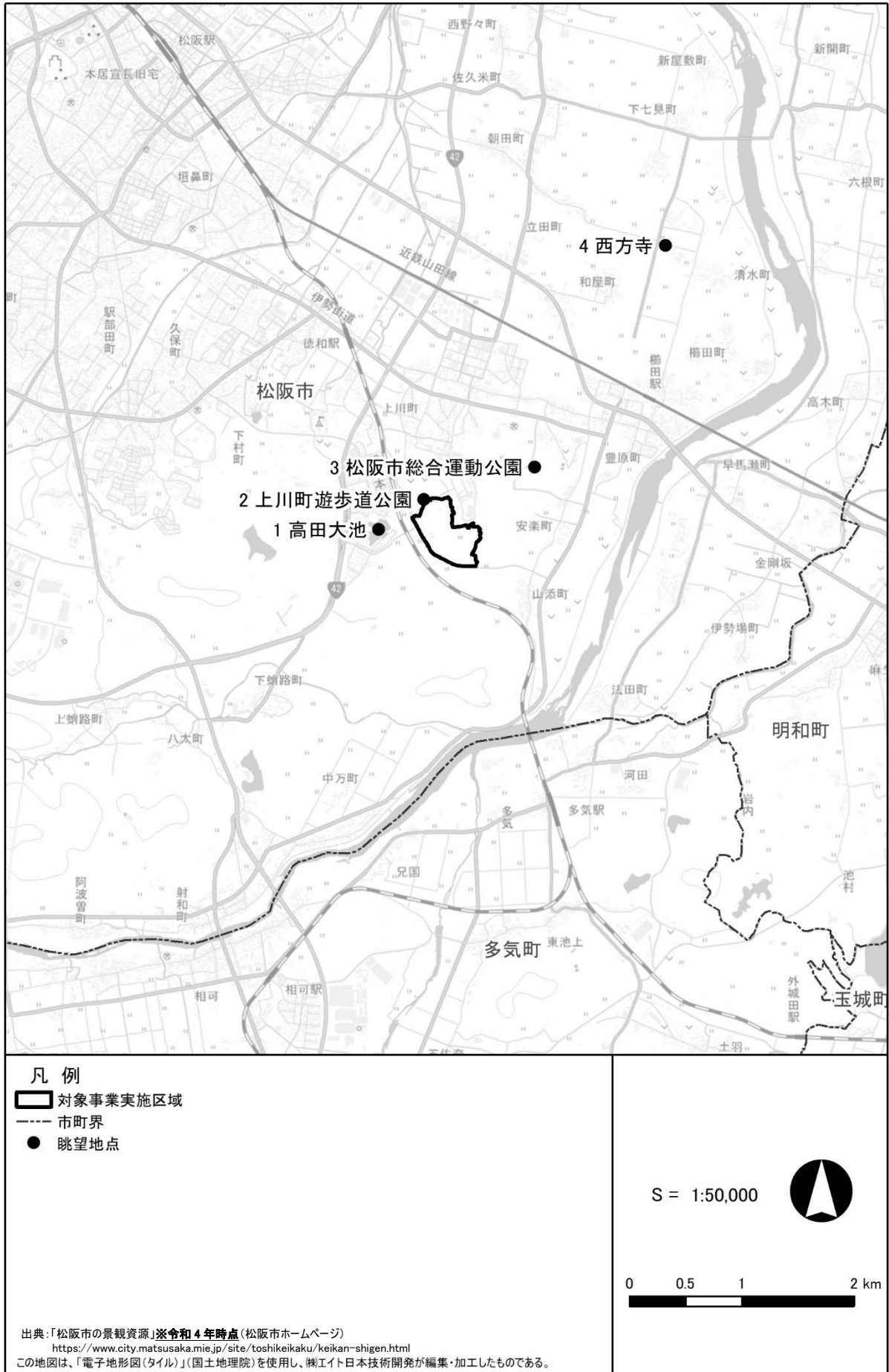


図 3-1-8.1 主要な眺望点



**凡例**

- 対象事業実施区域
- 市町界
- 松阪市自然的景観
- ▨ 景観重点地区
- 三重県自然環境保全地域

出典:「国土数値情報(景観計画区域データ)平成26年」(国土交通省ホームページ)  
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>  
 「三重県祓川自然環境保全地域指定区域図」※令和4年時点  
<https://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/12140000400.htm>  
 「松阪市の景観資源」(松阪市ホームページ)※令和4年時点  
<https://www.city.matsuyama.mie.jp/site/toshikeikaku/keikan-shigen.html>  
 「松阪市景観計画」令和3年(松阪市)  
<https://www.city.matsuyama.mie.jp/uploaded/attachment/58381.pdf>

この地図は、「電子地形図(タイル)」(国土地理院)を使用し、株式会社日本技術開発が編集・加工したものである。

S = 1:50,000

0 0.5 1 2 km

図 3-1-8.2 景観資源

### 3-1-9 歴史的文化的な遺産の状況

#### 1. 指定文化財及び登録文化財の状況

指定文化財及び登録文化財の状況については、文献調査を行い整理した。確認した文化財等は、表 3-1-9.1(1)(2)及び図 3-1-9.1 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺には 39 件の指定文化財・登録文化財があり、市街地に集中している。対象事業実施区域から最も近い指定文化財・登録文化財は、北西約 2.5km に位置する久保古墳である。また、対象事業実施区域内に指定文化財・登録文化財は存在していない。

表 3-1-9.1(1) 指定文化財・登録文化財の名称・概要

No.	名称	区分	文化財種類	時代	指定年月日	所在地
1	旧長谷川家住宅 (三重県松阪市魚町)	国指定	国宝・重要文化財(建造物)	江戸	平成 28 年 7 月 25 日	松阪市魚町 1653 番地
2	旧松坂御城番長屋 東棟西棟	国指定	国宝・重要文化財(建造物)	江戸	平成 16 年 12 月 10 日	松阪市殿町 1384 番地
3	来迎寺本堂	国指定	国宝・重要文化財(建造物)	江戸	昭和 63 年 5 月 11 日	松阪市白粉町
4・5	本居宣長旧宅・同宅跡	国指定	史跡名勝天然記念物	江戸	大正 11 年 3 月 8 日	松阪市殿町・ 松阪市魚町 1645
6	松坂城跡	国指定	史跡名勝天然記念物	桃山	平成 23 年 2 月 7 日	松阪市
7	本居宣長墓(樹敬寺) 附 本居春庭墓	国指定	史跡名勝天然記念物	江戸	昭和 11 年 9 月 3 日	松阪市新町
8	見庵(旧小泉家住宅主屋)	国登録	有形文化財(建造物)	江戸	平成 29 年 5 月 2 日	松阪市魚町 1643 他
9	鈴屋遺蹟保存会旧事務所	国登録	有形文化財(建造物)	明治	平成 19 年 7 月 31 日	松阪市殿町 1537
10	鈴屋遺蹟保存会正門	国登録	有形文化財(建造物)	明治	平成 19 年 7 月 31 日	松阪市殿町 1537
11	鈴屋遺蹟保存会倉庫	国登録	有形文化財(建造物)	明治	平成 19 年 7 月 31 日	松阪市殿町 1537
12	鈴屋遺蹟保存会塀	国登録	有形文化財(建造物)	明治	平成 19 年 7 月 31 日	松阪市殿町 1537
13	松阪市文化財センター(旧カネ ボウ綿糸松阪工場綿糸倉庫)	国登録	有形文化財(建造物)	大正	平成 14 年 6 月 25 日	松阪市 外五曲町 1
14	松阪市立歴史民俗資料館(旧飯 南郡図書館)倉庫	国登録	有形文化財(建造物)	明治	平成 9 年 9 月 3 日	松阪市殿町 1539
15	松阪市立歴史民俗資料館(旧飯 南郡図書館)本館	国登録	有形文化財(建造物)	明治	平成 9 年 9 月 3 日	松阪市殿町 1539
16	八千代大広間棟	国登録	有形文化財(建造物)	昭和	平成 28 年 8 月 1 日	松阪市殿町 1295
17	八千代玄関棟	国登録	有形文化財(建造物)	昭和	平成 28 年 8 月 1 日	松阪市殿町 1295
18	八千代鶴亀棟	国登録	有形文化財(建造物)	大正	平成 28 年 8 月 1 日	松阪市殿町 1295
19	久保古墳	県指定	史跡	古墳	昭和 56 年 3 月 30 日	松阪市久保町 字草山 1170 番 地ほか
20	三門	県指定	有形文化財(建造物)	桃山	昭和 27 年 3 月 13 日	松阪市愛宕町 1-4
21	延命寺山門	県指定	有形文化財(建造物)	室町	平成 26 年 1 月 23 日	松阪市射和町
22	朝田寺山門	県指定	有形文化財(建造物)	江戸	昭和 54 年 3 月 23 日	松阪市朝田町
23	朝田寺本堂	県指定	有形文化財(建造物)	江戸	昭和 54 年 3 月 23 日	松阪市朝田町

表 3-1-9.1(2) 指定文化財・登録文化財の名称・概要

No.	名称	区分	文化財種類	時代	指定年月日	所在地
24	御城番屋敷 土蔵	県指定	有形文化財（建造物）	江戸	平成 15 年 3 月 17 日	松阪市殿町
25	旧小津家住宅 主屋、向座敷・料理場、内蔵、前蔵 附 井戸屋形および便所一棟	県指定	有形文化財（建造物）	江戸	平成 10 年 3 月 17 日	松阪市本町 2195 番地ほか
26	継松寺書院	市指定	有形文化財	江戸	昭和 35 年 12 月 1 日	松阪市中町 1952
27	継松寺鐘楼	市指定	有形文化財	江戸	昭和 35 年 12 月 1 日	松阪市中町 1952
28	原田二郎旧宅	市指定	有形文化財	江戸	平成 22 年 3 月 29 日	松阪市殿町 1290
29	旧三重県立工業学校製図室	市指定	有形文化財	明治	平成 7 年 12 月 21 日	松阪市殿町 1417
30	来迎寺裏門	市指定	有形文化財	江戸	昭和 63 年 4 月 26 日	松阪市白粉町 512
31	朝田寺書院	市指定	有形文化財	江戸	平成 31 年 4 月 18 日	松阪市朝田町 427
32	蓮生寺石塔群	市指定	有形文化財	室町	昭和 56 年 8 月 28 日	松阪市射和町 390
33	三井家発祥地	市指定	史跡	江戸	昭和 31 年 7 月 3 日	松阪市本町 2214
34	新上屋跡	市指定	史跡	江戸	昭和 28 年 12 月 8 日	松阪市日野町 787
35	角屋七郎兵衛等供養碑並びに松本駝堂墓	市指定	史跡	江戸	昭和 60 年 3 月 30 日	松阪市白粉町 512
36	旧小津清左衛門家	市指定	史跡	江戸	平成 3 年 3 月 28 日	松阪市本町 2195
37	大淀三千風墓	市指定	史跡	江戸	昭和 60 年 3 月 30 日	松阪市射和町
38	竹川竹斎墓所	市指定	史跡	江戸	平成 21 年 3 月 27 日	松阪市射和町
39	射和万古窯跡	市指定	史跡	江戸	平成 20 年 5 月 28 日	松阪市射和町

出典：「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ）  
「三重県文化財データベース」（三重県教育委員会ホームページ）  
「松阪市の文化財」（松阪市ホームページ）  
「松阪市の指定文化財マップ」（松阪市）

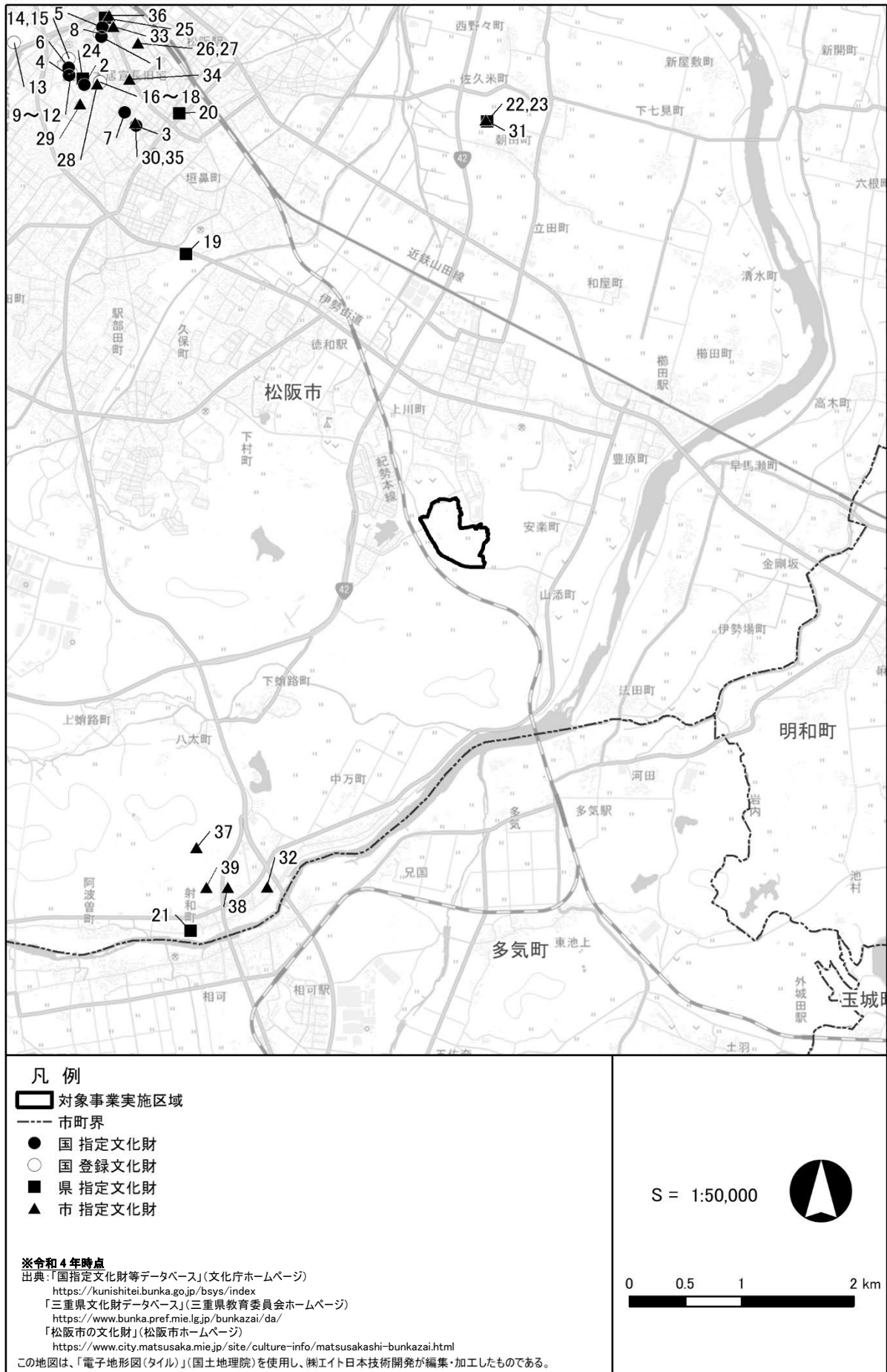


図 3-1-9.1 指定文化財・登録文化財位置図



## 2. 埋蔵文化財の状況

埋蔵文化財の状況については、文献調査を行い整理した。埋蔵文化財の名称を表 3-1-9.2 に、埋蔵文化財位置図を図 3-1-9.2 に示す。

対象事業実施区域周辺には 29 件の埋蔵文化財が存在する。対象事業実施区域に最も近い埋蔵文化財は、北西約 50m に位置する浅堀木遺跡 (No. 7)、浅堀木城跡 (No. 8)、浅堀木古墳 (No. 9) である。なお、対象事業実施区域内に埋蔵文化財は存在していない。

表 3-1-9.2 埋蔵文化財の名称

No.	名称
1	高田登り立遺跡
2	上ノ口遺跡
3	楠本遺跡
4	伊賀 A 遺跡
5	狐塚古墳
6	狐塚南遺跡
7	浅堀木遺跡
8	浅堀木城跡
9	浅堀木古墳
10	岩見谷遺跡
11	方婦多山古墳
12	将元山古墳群
13	八幡古墳群
14	中山田 1 号墳
15	中山田 2 号墳
16	西谷 1 号墳
17	西谷 2 号墳
18	西谷 3 号墳
19	西谷 4 号墳
20	新池古墳
21	山添遺跡
22	山添 1 号墳
23	山添 2 号墳
24	白銀池 1 号墳
25	白銀池 2 号墳
26	白銀池 3 号墳
27	白銀池 4 号墳
28	白銀池 5 号墳
29	白銀池 6 号墳

出典：松阪市資料

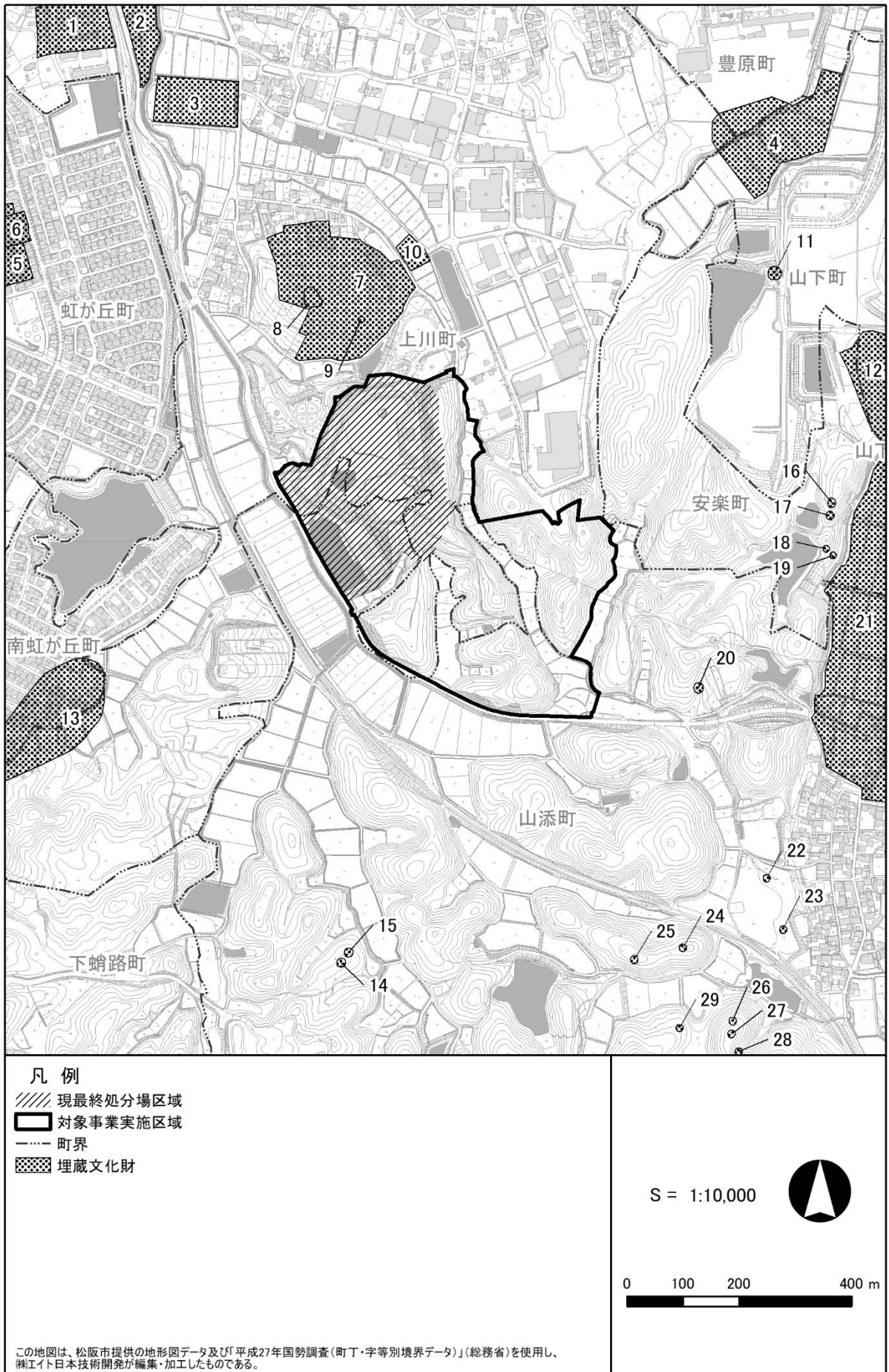


図 3-1-9.2 埋蔵文化財位置図

## 3-2 社会的状況

### 3-2-1 人口及び産業の状況

#### 1. 人口の状況

本市の人口、世帯数等の推移は、表 3-2-1.1 に示すとおりである。

本市の人口は平成 30 年から令和 4 年の間で減少しているが、世帯数は微増傾向にある。

対象事業実施区域周辺の町は図 3-2-1.1 に、対象事業実施区域周辺の町の人口、世帯数等は表 3-2-1.2 に示すとおりである。人口及び世帯数が多いのは上川町、豊原町、虹が丘町である。また、南虹が丘町は年少人口が多く老年人口が少ない。

表 3-2-1.1 人口及び世帯数の推移（松阪市全体）

年	項目	総数			
		人口	男	女	世帯数
		人	人	人	世帯
平成 30 年		165,040	79,595	85,445	73,117
平成 31 年 (令和元年度)		164,089	79,201	84,888	73,535
令和 2 年		162,867	78,527	84,340	73,923
令和 3 年		161,520	77,870	83,650	74,246
令和 4 年		159,936	77,038	82,898	74,183

注 統計値は各年 4 月 1 日現在

出典：「人口と世帯数（住民基本台帳）平成 30 年分～令和 4 年分」（松阪市ホームページ）

表 3-2-1.2 対象事業実施区域周辺の町の人口及び世帯数等

町名		人口計	世帯数	年齢3区分別人口			年齢3区分別割合		
				年少 0～14歳	生産年齢 15～64歳	老年 65歳以上	年少 0～14歳	生産年齢 15～64歳	老年 65歳以上
		人	世帯	人	人	人	%	%	%
上川町	男	1,136		183	698	255	16.1	61.4	22.4
	女	1,283		141	771	371	11.0	60.1	28.9
	計	2,419	1,185	324	1,469	626	13.4	60.7	25.9
山添町	男	117		14	63	40	12.0	53.8	34.2
	女	118		21	52	45	17.8	44.1	38.1
	計	235	86	35	115	85	14.9	48.9	36.2
虹が丘町	男	754		64	440	250	8.5	58.4	33.2
	女	800		54	506	240	6.8	63.3	30.0
	計	1,554	685	118	946	490	7.6	60.9	31.5
南虹が丘町	男	464		70	359	35	15.1	77.4	7.5
	女	430		64	329	37	14.9	76.5	8.6
	計	894	306	134	688	72	15.0	77.0	8.1
下蛸路町	男	80		8	38	34	10.0	47.5	42.5
	女	98		6	52	40	6.1	53.1	40.8
	計	178	84	14	90	74	7.9	50.6	41.6
安楽町	男	30		2	17	11	6.7	56.7	36.7
	女	33		2	15	16	6.1	45.5	48.5
	計	63	33	4	32	27	6.3	50.8	42.9
山下町	男	43		4	22	17	9.3	51.2	39.5
	女	40		3	17	20	7.5	42.5	50.0
	計	83	39	7	39	37	8.4	47.0	44.6
豊原町	男	1,081		137	615	329	12.7	56.9	30.4
	女	1,159		126	633	400	10.9	54.6	34.5
	計	2,240	950	263	1,248	729	11.7	55.7	32.5

注 令和4年4月1日現在

出典：「町別人口（住民基本台帳）令和4年分」（松阪市ホームページ）

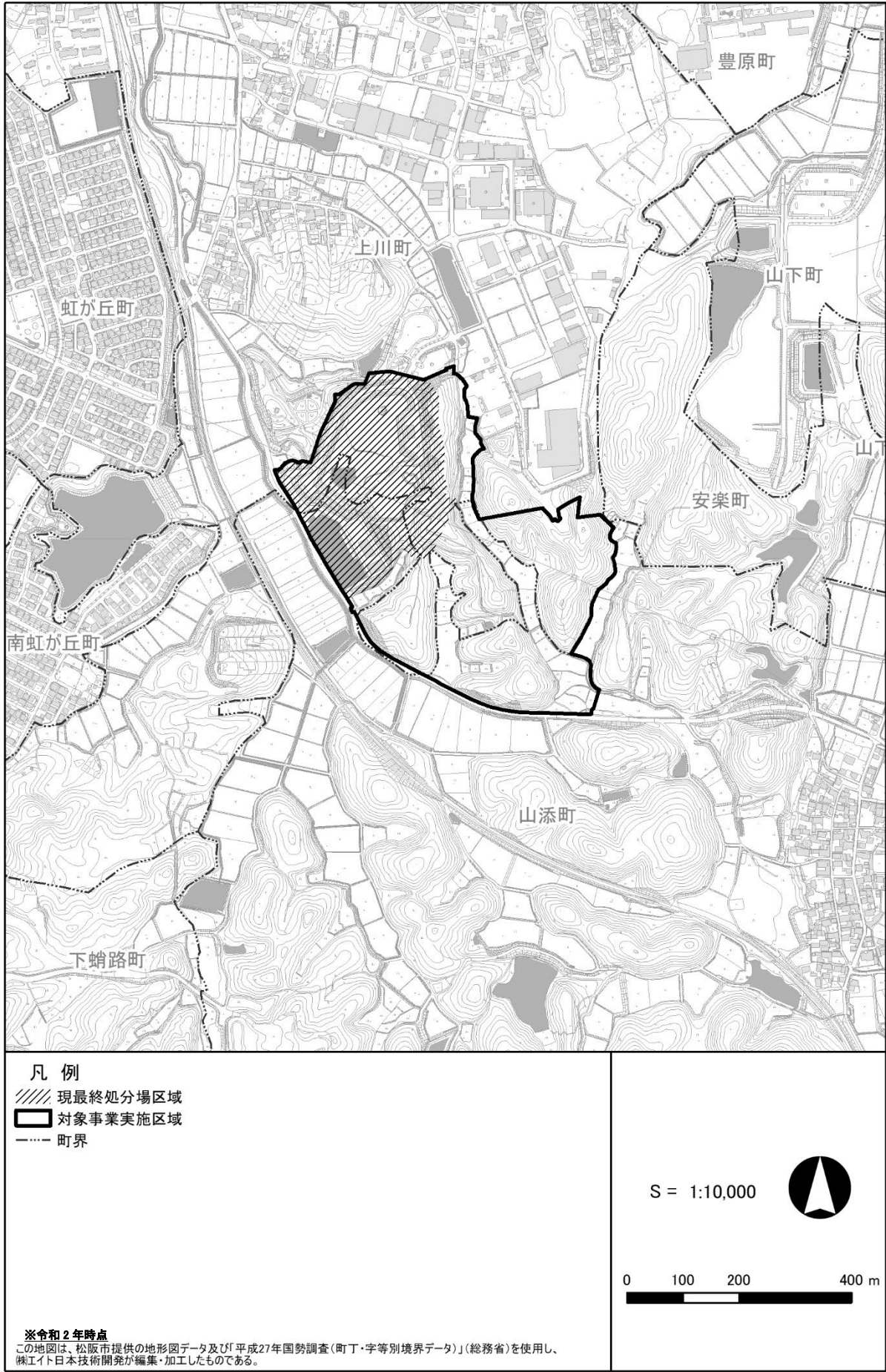


図 3-2-1.1 対象事業実施区域周辺の町位置図

## 2. 産業の状況

本市の産業分類別事業所数及び従業者数は、表 3-2-1.3 に示すとおりである。

本市では、平成 28 年度における事業所数は 7,804 事業所、従業者数は 69,711 人となっている。

平成 28 年における産業大分類別の事業所数は、「卸売業, 小売業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「建設業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」の順に多く、この 4 産業で全体の 50%以上を占めた。また、平成 26 年から平成 28 年の間に事業所数が増加した産業はなかった。

平成 28 年における産業大分類別の従業者数は、「製造業」、「卸売業, 小売業」、「医療, 福祉」の順に多く、この 3 産業で全体の 50%以上を占めた。また、平成 26 年から平成 28 年の間に「農業, 林業, 漁業」、「鉱業, 採石業, 砂利採取業」、「情報通信業」、「運輸業, 郵便業」、「卸売業, 小売業」では従業者数が増加し、その他の産業で減少している。

表 3-2-1.3 産業の状況

産業大分類	事業所				従業者数			
	平成 26 年	平成 28 年	増減率	構成比	平成 26 年	平成 28 年	増減率	構成比※
	事業所数	事業所数	%	%	人	人	%	%
全産業(公務を除く)	8,370	7,804	-6.8	100.00	75,636	69,711	-7.8	100.000
農業, 林業, 漁業	72	71	-1.4	0.91	664	730	9.9	1.047
鉱業, 採石業, 砂利採取業	2	1	-50.0	0.01	16	17	6.3	0.024
建設業	850	794	-6.6	10.17	4,464	4,292	-3.9	6.157
製造業	698	645	-7.6	8.26	15,591	14,334	-8.1	20.562
電気・ガス・熱供給・水道業	16	11	-31.3	0.14	352	283	-19.6	0.406
情報通信業	38	32	-15.8	0.41	523	549	5.0	0.788
運輸業, 郵便業	191	184	-3.7	2.36	3,796	4,061	7.0	5.825
卸売業, 小売業	1,865	1,819	-2.5	23.31	13,634	13,700	0.5	19.653
金融業, 保険業	120	112	-6.7	1.44	2,248	2,035	-9.5	2.919
不動産業, 物品賃貸業	607	564	-7.1	7.23	1,694	1,514	-10.6	2.172
学術研究, 専門・技術サービス業	324	296	-8.6	3.79	1,939	1,541	-20.5	2.211
宿泊業, 飲食サービス業	1,027	992	-3.4	12.71	7,346	6,846	-6.8	9.821
生活関連サービス業, 娯楽業	761	709	-6.8	9.09	3,475	2,946	-15.2	4.226
教育, 学習支援業	397	279	-29.7	3.58	3,005	1,331	-55.7	1.909
医療, 福祉	629	588	-6.5	7.53	11,381	11,012	-3.2	15.797
複合サービス事業	72	66	-8.3	0.85	989	657	-33.6	0.942
サービス業(他に分類されないもの)	701	641	-8.6	8.21	4,519	3,863	-14.5	5.541

※ 従業者数の構成比については、合計算出の都合上小数点以下 3 桁まで記載している。

出典：「令和 2 年度松阪市統計要覧」（松阪市ホームページ）

## 3-2-2 土地利用の状況

### 1. 土地利用の状況

本市の地目別土地面積は表 3-2-2.1 に、対象事業実施区域周辺の土地利用現況図は図 3-2-2.1(1)(2) に示すとおりである。

本市では、その他を除くと最も多い順に山林の 29.55%、田の 10.40%、宅地の 4.99%となっている。

対象事業実施区域周辺の土地利用は、その他を除くと主に森林、田、建物用地となっている。対象事業実施区域は、現最終処分場の区域を除くと農地、山林、原野となっている。

表 3-2-2.1 地目別土地面積

項目 \ 地目	田	畑	宅地	池沼	山林
面積 (1,000m <sup>2</sup> )	64,875,908	18,827,215	31,127,134	538,992	184,283,750
構成比 (%)	10.40	3.02	4.99	0.09	29.55
項目 \ 地目	牧場	原野	雑種地	その他	計
面積 (1,000m <sup>2</sup> )	23,621	1,767,363	10,695,244	311,440,773	623,580,000
構成比 (%)	0.00	0.28	1.72	49.94	100

注 令和 2 年 1 月 1 日現在

出典：「令和 2 年度松阪市統計要覧」（松阪市ホームページ）



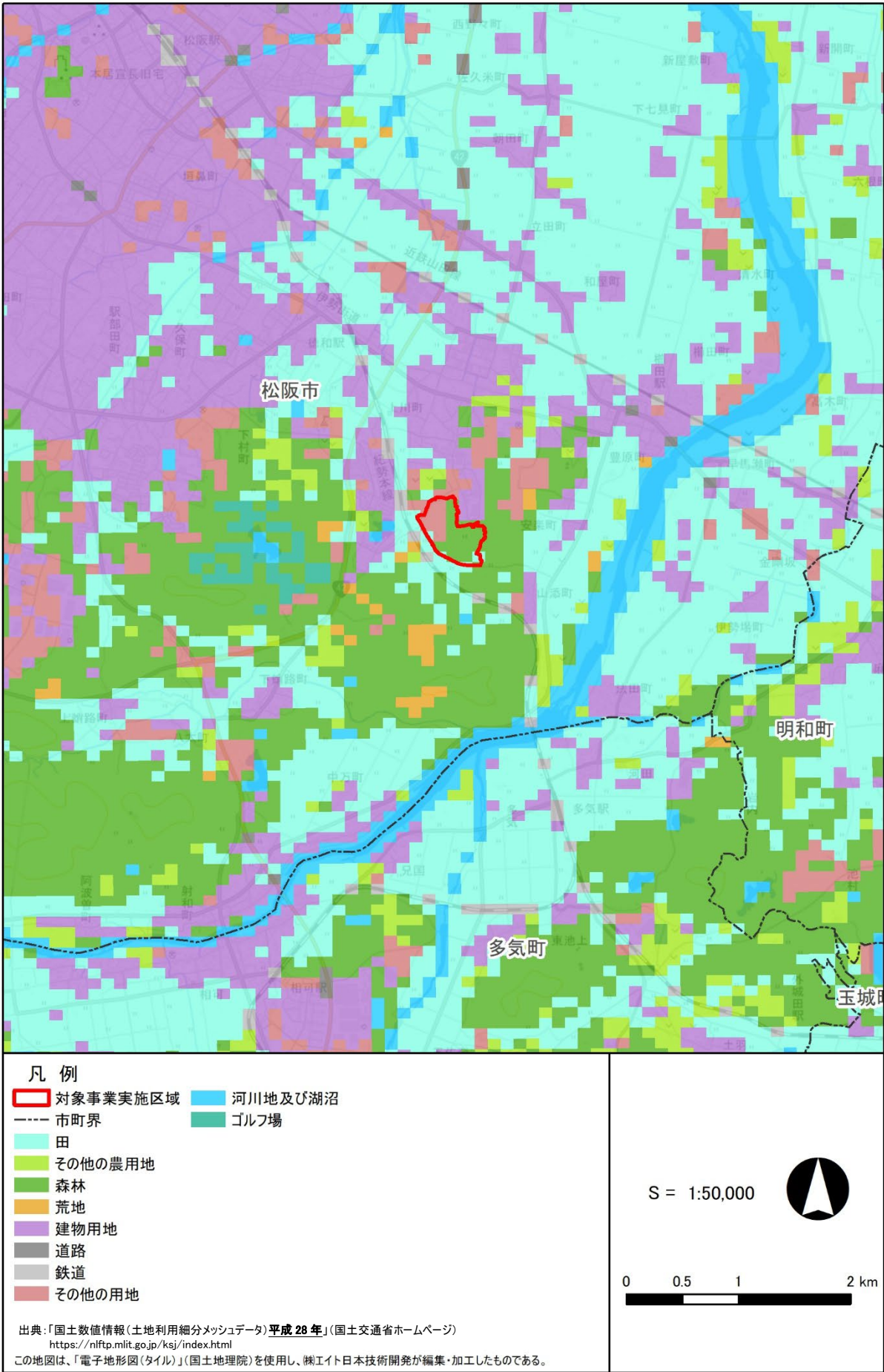


図 3-2-2.1(1) 土地利用現況図(広域)



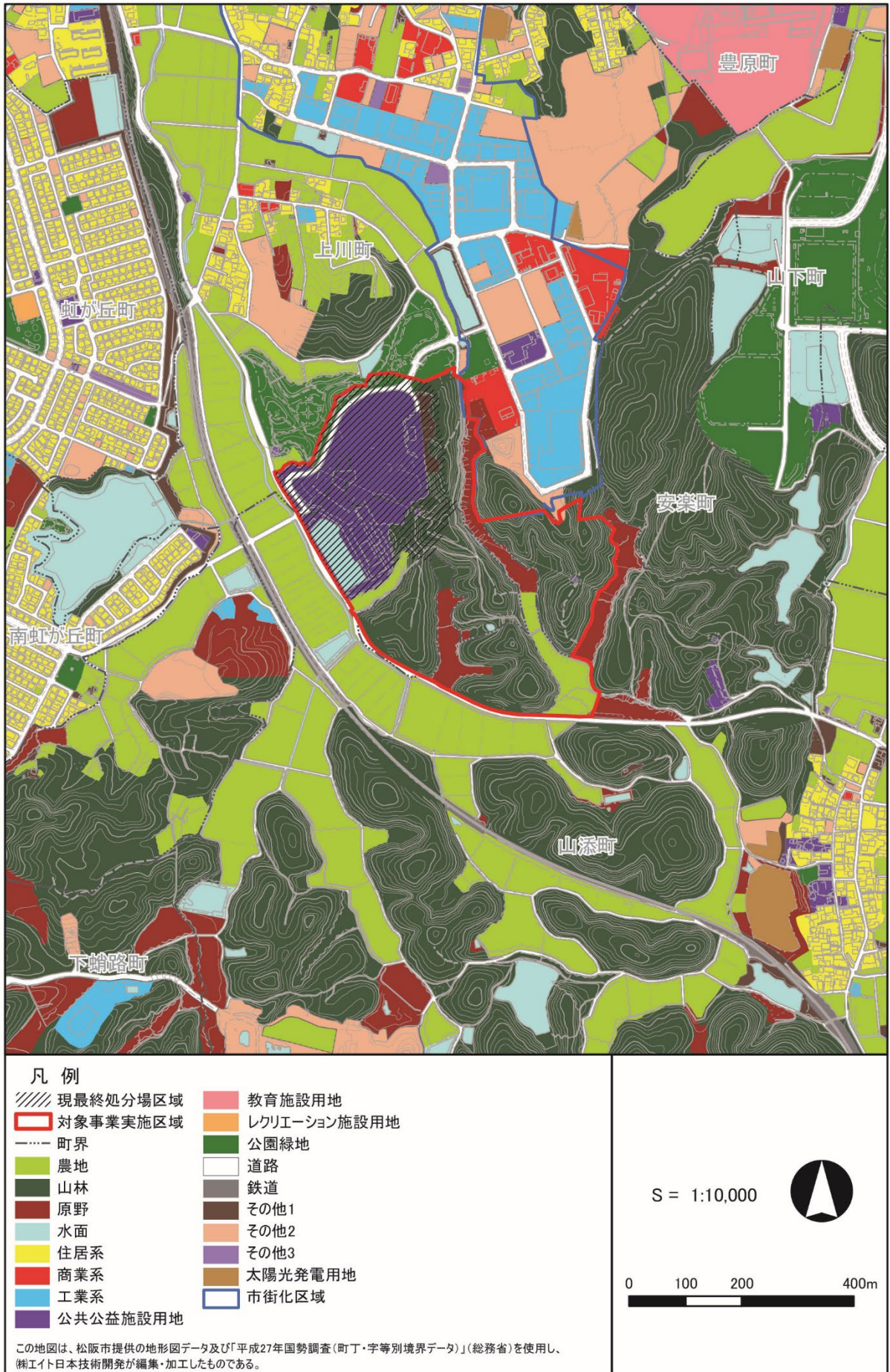


図 3-2-2.1(2) 土地利用現況図 (詳細)

### 3-2-3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### 1. 河川の利用の状況

対象事業実施区域の放流先河川である真盛川（金剛川水系）の水権利の設定状況を表 3-2-3.1 に示す。なお、金剛川では、真盛川との合流地点より下流において、水権利の設定はない。

真盛川の対象事業実施区域周辺区間では、金剛川との合流直前に灌漑用の大井井堰が存在するほか、水門が 4 地点存在しており、いずれも利水が行われている。井堰及び水門の位置は図 3-2-3.1 に示すとおりである。

なお、真盛川及び金剛川に内水面漁業権及び保護水面は設定されていない。

表 3-2-3.1 真盛川の水権利

区分	河川名	井堰名	使用目的	取水量	受益面積	灌漑時期
許可水利権	真盛川	大井井堰	灌漑	0.172m <sup>3</sup> /s	52ha	4/10～9/20

出典：「二級河川金剛川水系河川整備計画」平成 29 年 10 月（三重県）

#### 2. 地下水の利用の状況

対象事業実施区域周辺の井戸（災害時協力井戸）を図 3-2-3.2 に示す。

対象事業実施区域に最も近い井戸は、対象事業実施区域北西 700m に位置する。また、対象事業実施区域の北側～北西側及び南西側に複数の井戸がある。

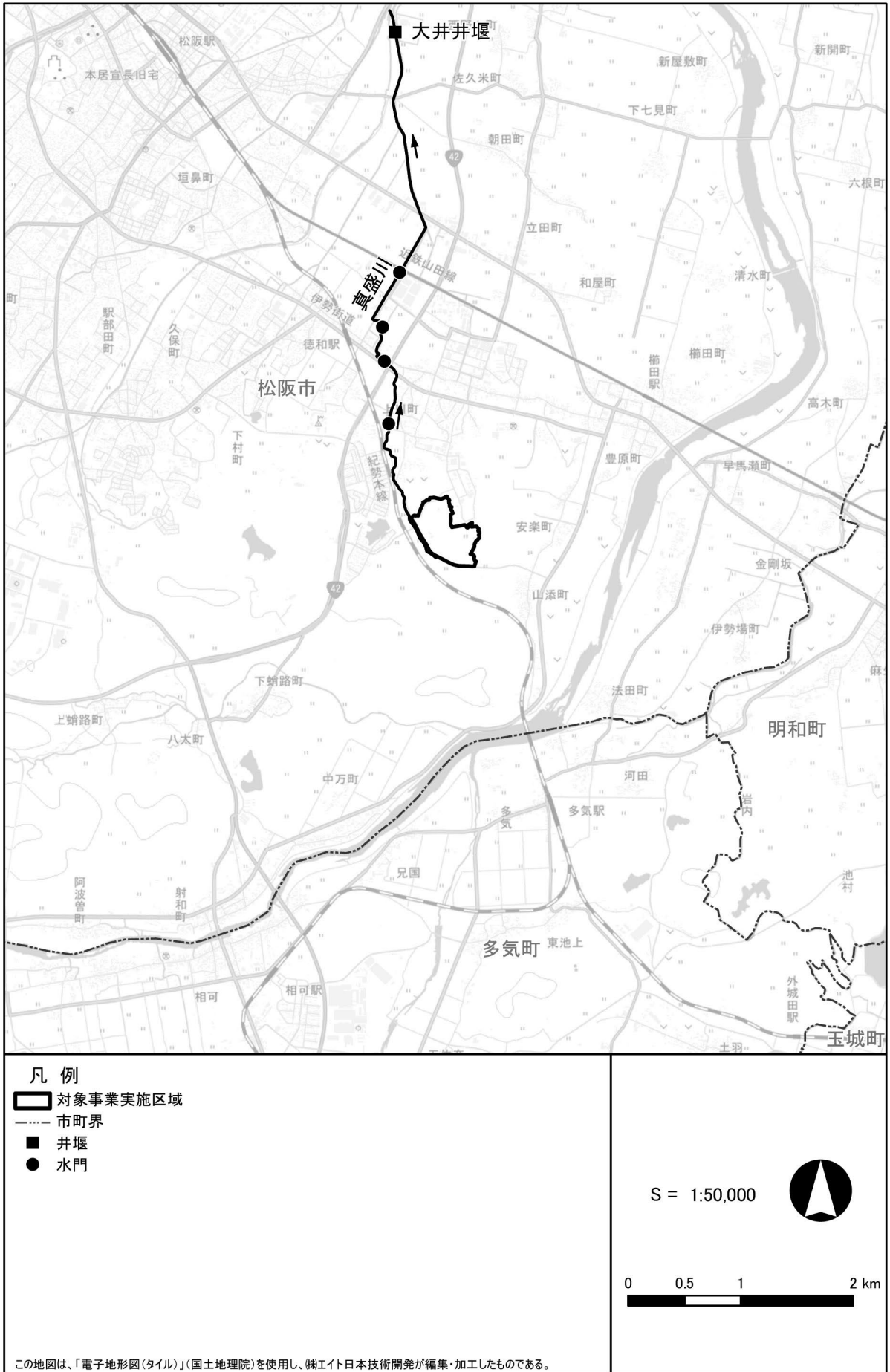


図 3-2-3.1 利水の位置



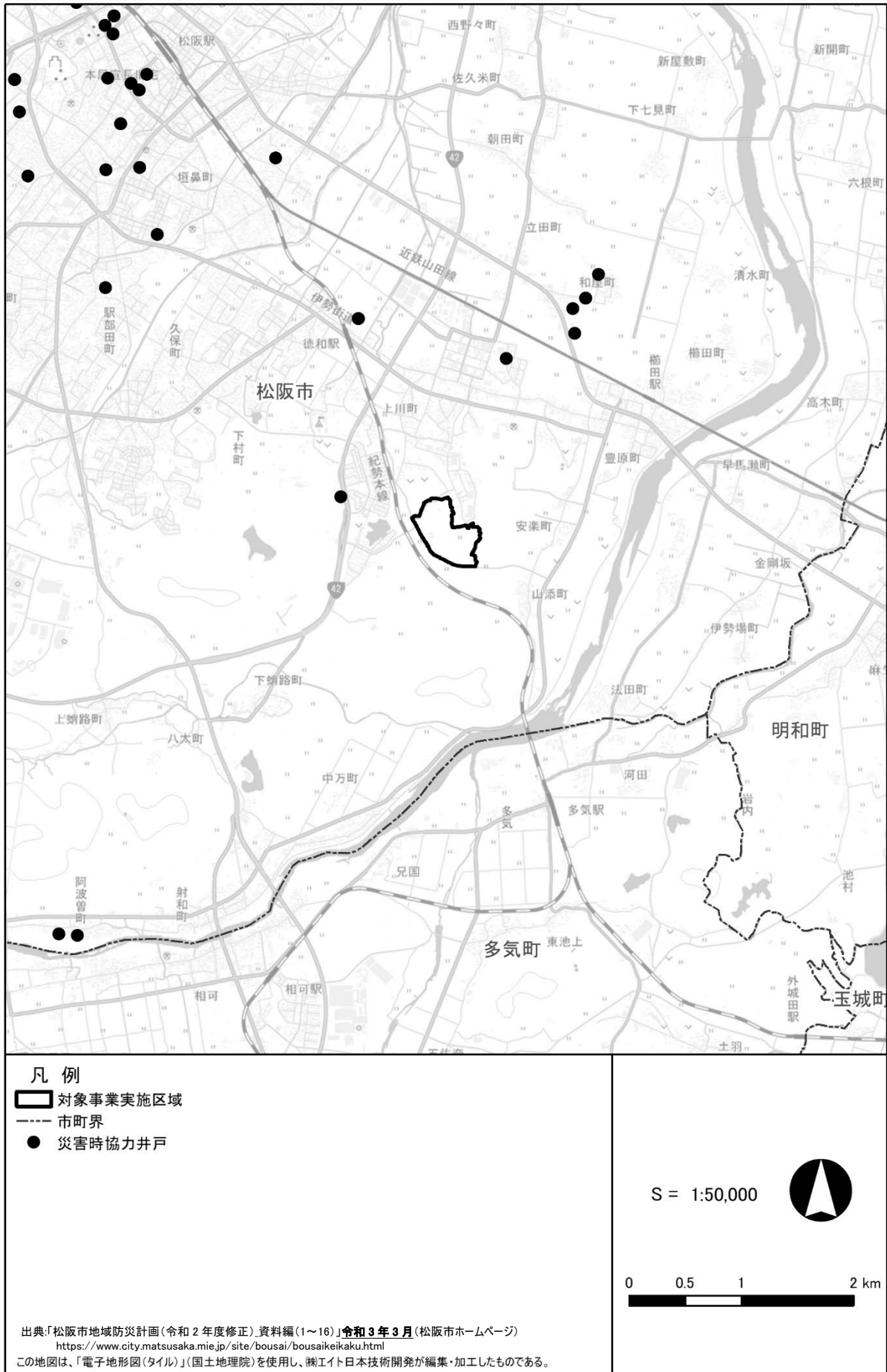


図 3-2-3.2 災害時協力井戸位置図

### 3-2-4 交通の状況

#### 1. 主要道路及び交通量の状況

対象事業実施区域周辺の主要な道路の状況は、図 3-2-4.1 に示すとおりである。また、平成 27 年度における平日の交通量調査結果は表 3-2-4.1(1) (2) に、調査地点は図 3-2-4.2 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の西側に国道 42 号が走っている。平成 27 年度の調査結果によると、最寄りの調査地点である国道 42 号（松阪市虹が丘町）では、12 時間交通量は 6,130 台、大型車混入率は 12.3% となっている。

その他対象事業実施区域周辺には、県道松阪環状線、県道御麻生菌豊原線などが走っている。

表 3-2-4.1(1) 交通量調査結果

番号	路線名	観測地点名	観測区間 起点～終点	昼間 12 時間 自動車類交通量 交通量上下合計			24 時間 自動車類交通量 交通量上下合計			昼間 12 時間 大型車 混入率 %
				小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
				台	台	台	台	台	台	
1	国道 42 号	松阪市八太町	六軒鎌田線 ～多気八太線	14,604	1,233	15,837	19,391	1,587	20,978	7.8
2	国道 42 号	多気町仁田	多気八太線 ～多気八太線	6,421	1,142	7,563	8,577	1,471	10,048	15.1
3	国道 42 号	松阪市朝田町	一般国道 23 号 ～松阪第 2 環状線	7,201	1,534	8,735	9,590	1,925	11,515	17.6
4	国道 42 号	松阪市 虹が丘町	松阪第 2 環状線 ～松阪第 2 環状線	5,373	757	6,130	6,680	803	7,483	12.3
5	国道 166 号	松阪市立野町	松阪嬉野線 ～一般国道 42 号	8,847	675	9,522	10,833	803	11,636	7.1
6	松阪 停車場線	松阪市日野町	松阪市日野町 <sup>注</sup> ～伊勢松阪線	5,118	364	5,482	6,315	647	6,962	6.6
7	松阪久居線	松阪市本町	一般国道 42 号 ～伊勢松阪線	4,809	204	5,013	5,903	464	6,367	4.1
8	松阪久居線	松阪市 嬉野黒瀬町	伊勢松阪線 ～松阪第 2 環状線	8,895	388	9,283	11,024	858	11,882	4.2
9	鳥羽松阪線	多気郡明和町 金剛坂	田丸停車場斉明線 ～伊勢小俣松阪線	15,344	1,382	16,726	21,230	1,756	22,986	8.3
10	鳥羽松阪線	松阪市豊原町	伊勢小俣松阪線 ～一般国道 42 号	12,707	1,595	14,302	17,006	2,731	19,737	11.2
11	鳥羽松阪線	松阪市大津町	一般国道 42 号 ～一般国道 42 号	12,794	1,158	13,952	16,924	2,190	19,114	8.3
12	松阪 第 2 環状線	松阪市上川町	一般国道 23 号 ～一般国道 42 号	6,834	667	7,501	8,622	1,054	9,676	8.9
13	松阪 第 2 環状線	松阪市 上蛸路町	一般国道 42 号 ～小片野駅部田線	3,040	656	3,696	3,848	846	4,694	17.7
14	伊勢松阪線	松阪市 佐久米町	明和町・松阪市境 ～松阪久居線	1,808	5	1,813	2,153	59	2,212	0.3
15	松阪度会線	松阪市横地町	鳥羽松阪線 ～勢和兄国松阪線	2,077	57	2,134	2,514	132	2,646	2.7
16	松阪度会線	多気郡 多気町笠木	勢和兄国松阪線 ～伊勢多気線	937	65	1,002	1,100	102	1,202	6.5
17	松阪嬉野線	松阪市久保町	松阪環状線 ～一般国道 166 号	11,654	527	12,181	15,120	1,324	16,444	4.3
18	多気八太線	松阪市射和町	一般国道 42 号 ～一般国道 42 号	3,319	46	3,365	4,049	225	4,274	1.4



表 3-2-4.1(2) 交通量調査結果

番号	路線名	観測地点名	観測区間 起点～終点	昼間 12 時間 自動車類交通量 交通量上下合計			24 時間 自動車類交通量 交通量上下合計			昼間 12 時間 大型車 混入率 %
				小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
				台	台	台	台	台	台	
19	勢和兄国 松阪線	多気郡 多気町牧	茅原丹生線 ～多気八太線	625	37	662	711	97	808	5.6
20	勢和兄国 松阪線	多気郡 多気町兄国	多気八太線 ～伊勢小俣松阪線	2,458	57	2,515	2,995	174	3,169	2.3
21	勢和兄国 松阪線	多気郡 多気町四疋田 <sup>注</sup>	多気郡多気町四疋田 <sup>注</sup> ～多気八太線	3,310	91	3,401	4,032	253	4,285	2.7
22	伊勢古俣 松阪線	多気郡 明和町齋宮	多気停車場齋明線 ～勢和兄国松阪線	2,411	47	2,458	2,913	135	3,048	1.9
23	多気停車場 齋明線	多気郡 明和町上村	松阪度会線 ～伊勢小俣松阪線	3,070	243	3,313	3,513	363	3,876	7.3
24	小片野 駅部田線	松阪市山室町	松阪第 2 環状線 ～一般国道 42 号	726	21	747	841	55	896	2.8
25	御麻生菌 豊原線	松阪市庄町	小片野駅部田線 ～多気八太線	3,691	319	4,010	4,550	503	5,053	8
26	御麻生菌 豊原線	松阪市豊原町	多気八太線 ～鳥羽松阪線	3,469	683	4,152	4,355	877	5,232	16.4
27	大淀東黒部 松阪線	松阪市 西黒部町	一般国道 23 号 ～伊勢松阪線	2,878	82	2,960	3,512	218	3,730	2.8
28	東黒部 早馬瀬線	松阪市魚見町	一般国道 23 号 ～鳥羽松阪線	387	18	405	454	32	486	4.4
29	仁田多気 停車場線	多気郡 多気町五佐奈	伊勢多気線 ～勢和兄国松阪線	2,599	158	2,757	3,190	284	3,474	5.7
30	松阪環状線	松阪市 大黒田町	伊勢松阪線 ～松阪第 2 環状線	10,787	820	11,607	14,594	1,132	15,726	7.1

注 「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」においては起点が空欄のため、近隣の行政区の名称を使用

出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 DVD-ROM」平成 30 年 3 月（一般社団法人 交通工学会）

「平成 27 年度 全国道路街路交通情勢調査 交通量調査 調査箇所図 松阪建設事務所管内 (2)」  
(三重県ホームページ)

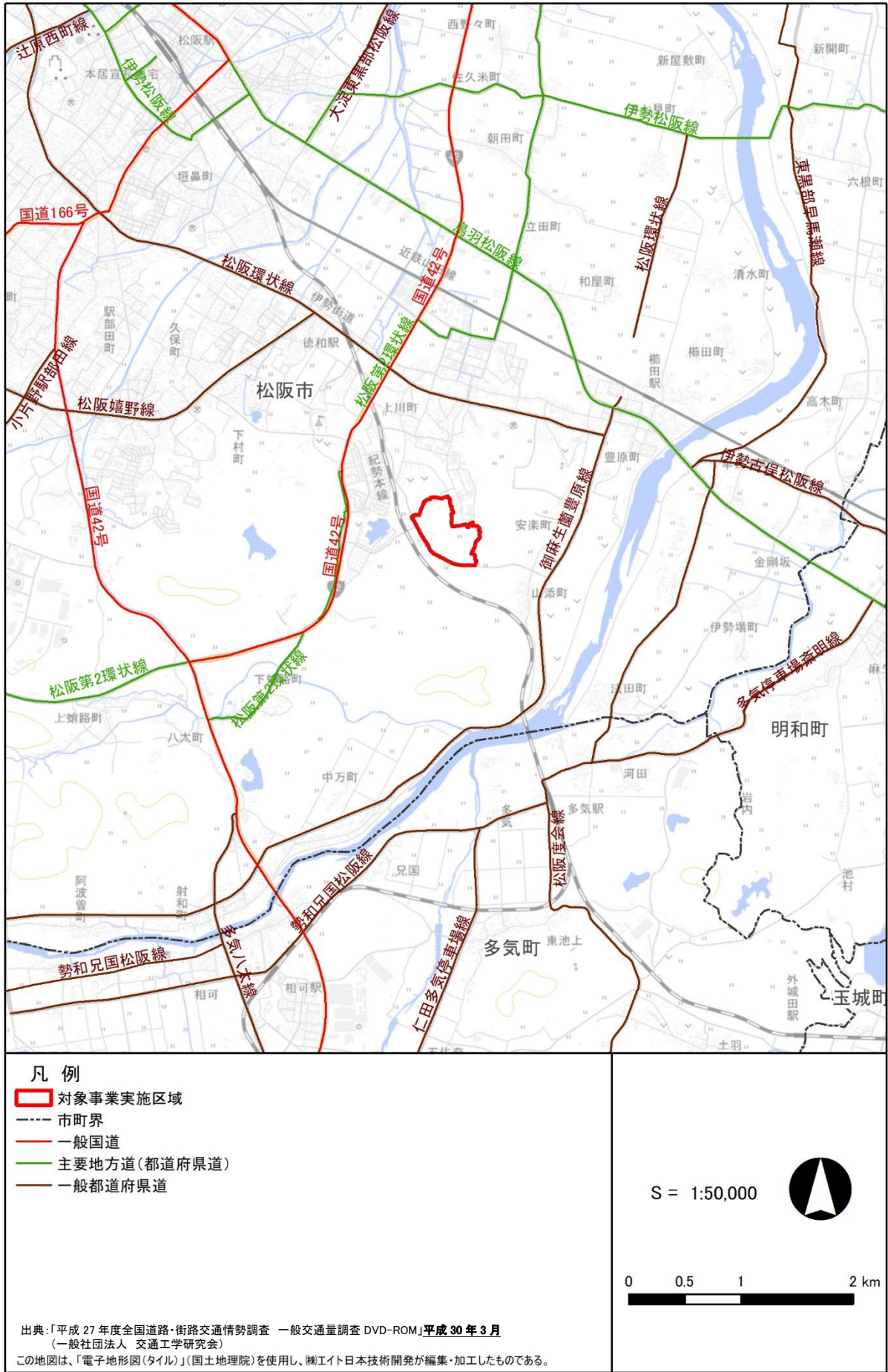


図 3-2-4.1 主要な道路位置図

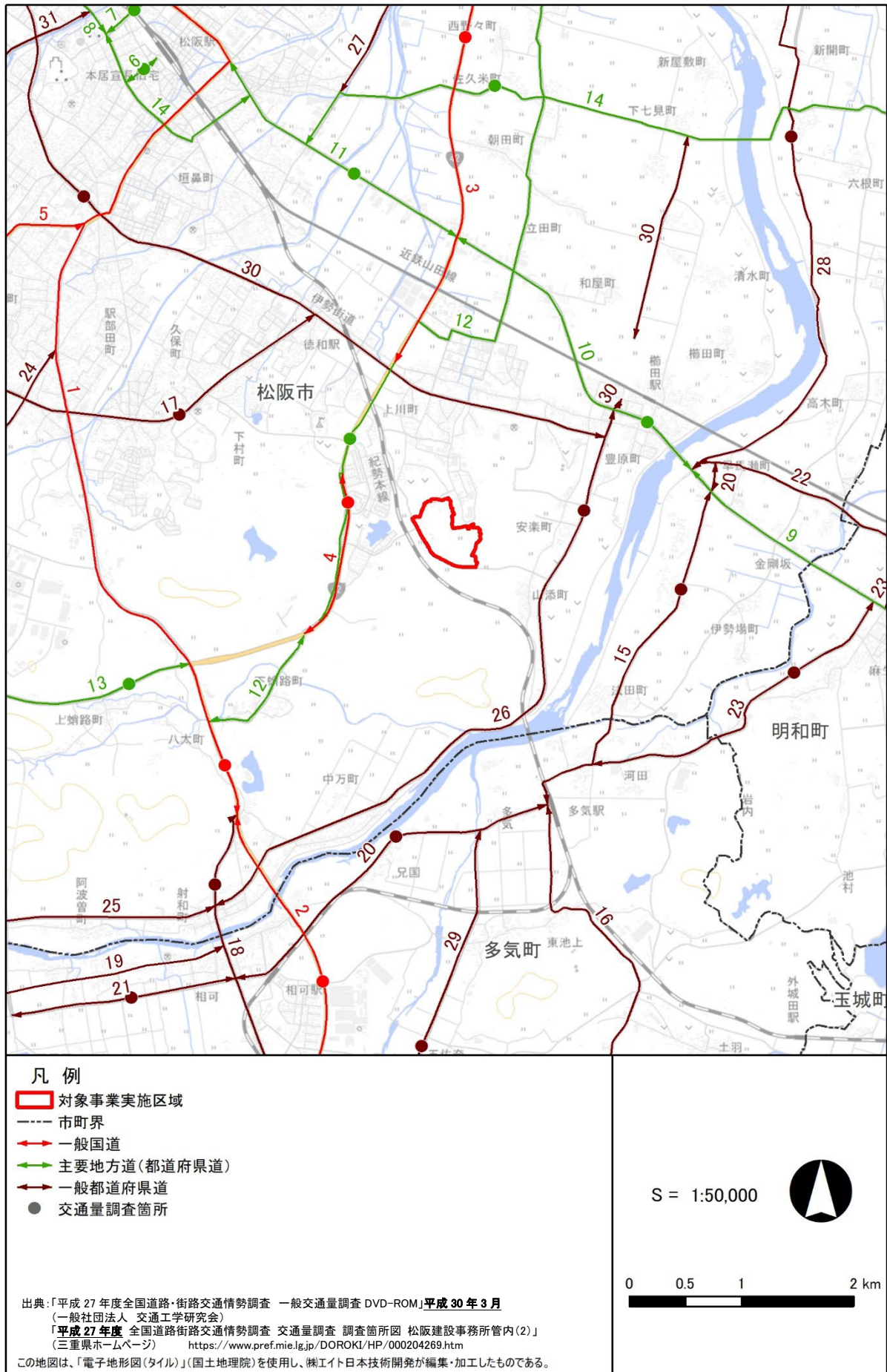


図 3-2-4.2 交通量調査地点位置図

## 2. 鉄道の状況

対象事業実施区域周辺の鉄道の状況は、図 3-2-4.3 に示すとおりである。また、対象事業実施区域周辺の駅の平均乗車人員は、表 3-2-4.2 に示すとおりである。

対象事業実施区域の最寄駅は東海旅客鉄道紀勢本線の徳和駅であり、令和 2 年度の平均乗車人員は 1 日当たり 389 人である。

表 3-2-4.2 駅別平均乗車人員（令和 2 年度の乗車人数）

単位：人

路線	対象	総数	普通	定期	1日平均
東海旅客鉄道 紀勢本線	総計	3,430,657	707,917	2,722,740	9,399
	徳和駅	142,077	9,212	132,865	389
近畿日本鉄道 山田線	総計	6,324,986	1,461,716	4,863,270	17,329
	榑田駅	210,397	30,997	179,400	576

出典：「令和 4 年刊 三重県統計書」令和 4 年 4 月（三重県ホームページ）



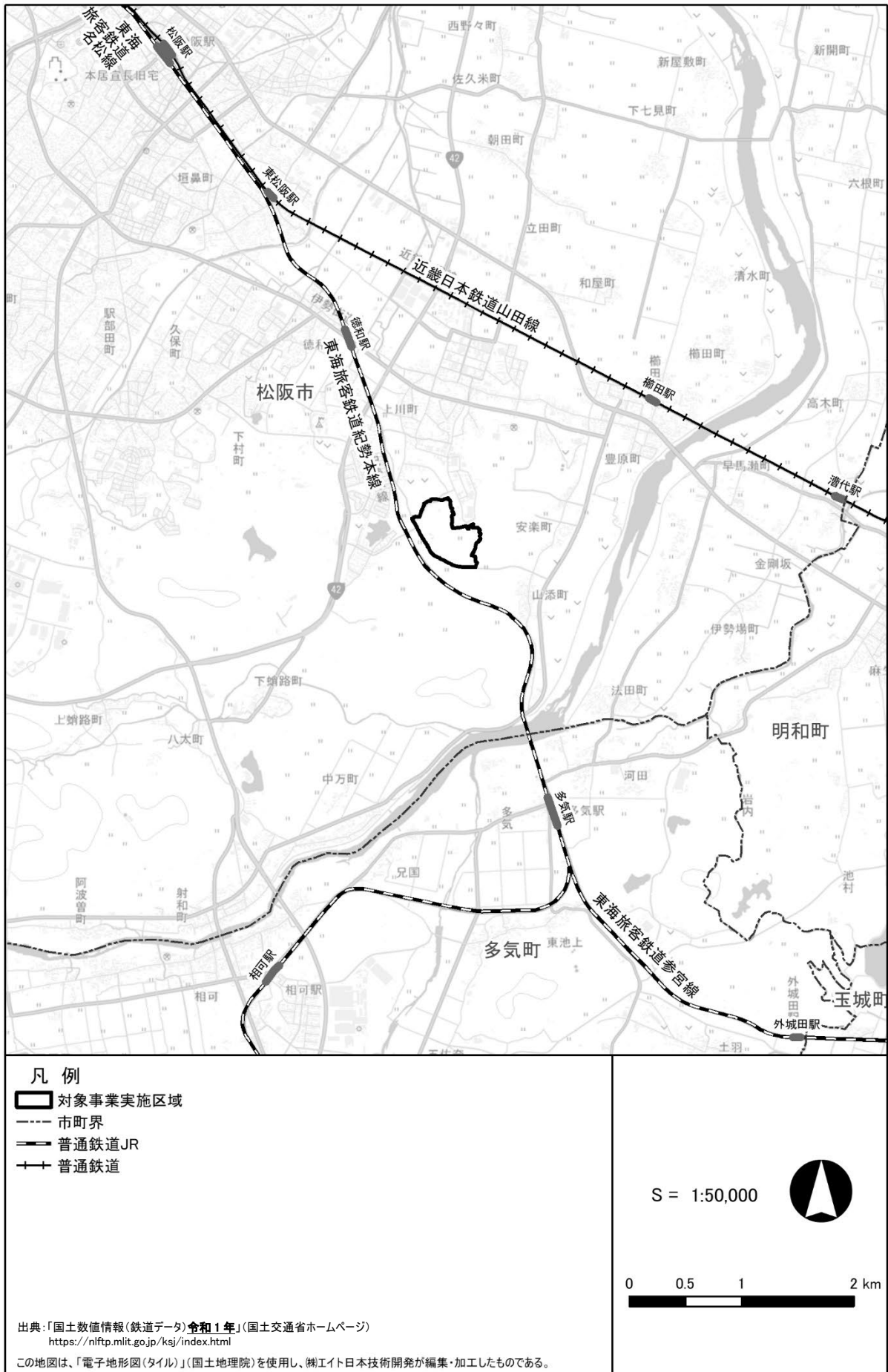


図 3-2-4.3 鉄道位置図

### 3-2-5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の 配置の状況及び住宅の配置の概況

学校、医療施設その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況は、表 3-2-5.1(1)(2)及び図 3-2-5.1(1)～(3)に示すとおりである。対象事業実施区域に最寄りの施設は、教育施設で対象事業実施区域から北東側約 1km に位置する松阪商業高等学校、医療・文化・福祉施設で対象事業実施区域から北東側約 50m に位置する愛生苑（特別養護老人ホーム）がある。

対象事業実施区域周辺の近接住宅の配置概況は、図 3-2-5.2 に示すとおりである。対象事業実施区域の最近接住宅は、対象事業実施区域から約 175m 西側に位置する南虹が丘町の住宅である。その他、対象事業実施区域から約 200m 北西に虹が丘町、約 240m 北西に上川町の住宅地がある。また、対象事業実施区域から約 400m 南東に山添町の住宅地がある。



表 3-2-5.1(1) 環境保全への配慮を要する施設（教育機関）

項目	No.	施設名	住所
幼稚園	1	花岡幼稚園	松阪市大黒田町 635-1
	2	梅村幼稚園	松阪市久保町 1846*
	3	てい水幼稚園	松阪市豊原町 1120
小学校	1	第一小学校	松阪市殿町 1349-1
	2	幸小学校	松阪市殿町 1198-2
	3	第二小学校	松阪市垣鼻町 633
	4	花岡小学校	松阪市大黒田町 757
	5	第五小学校	松阪市久保町 276
	6	朝見小学校	松阪市大宮田町 195
	7	機殿小学校	松阪市六根町 16-1
	8	徳和小学校	松阪市上川町 197-4
	9	掬水小学校	松阪市豊原町 1120
	10	漕代小学校	松阪市目田町 207
	11	射和小学校	松阪市射和町 557-1
	12	相可小学校	多気町兄国 464
中学校	1	殿町中学校	松阪市殿町 1508-1
	2	久保中学校	松阪市垣鼻町 1790-1
	3	三重中学校	松阪市久保町 1232
	4	東部中学校	松阪市魚見町 884
	5	多気中学校	多気町相可 1540
高等学校	1	松阪工業高等学校	松阪市殿町 1417
	2	松阪高等学校	松阪市垣鼻町 1664
	3	三重高等学校	松阪市久保町 1232
	4	松阪商業高等学校	松阪市豊原町 1600
	5	相可高等学校	多気町相可 50

※ 梅村幼稚園の現在の住所は「松阪市久保町 1843-10」である。

出典：「国土数値情報（学校データ）平成 25 年」（国土交通省ホームページ）

「三重県地図情報サービス（保育所・幼稚園・認定こども園等）」

令和 3 年 8 月（三重県 総務部 スマート改革推進課ホームページ）

表 3-2-5. 1 (2) 環境保全への配慮を要する施設（医療施設・文化施設・福祉施設）

項目	No.	分類	施設名	住所
医療施設	1	病院	恩賜財団済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1 区 15-6
	2		松阪市民病院	松阪市殿町 1550
	3		医療法人桜木記念病院	松阪市南町 443-4
	4		南勢病院	松阪市山室町 2275
	5		松阪厚生病院	松阪市久保町 1927-2
文化施設	1	資料館	松阪商人の館 <sup>※1</sup>	松阪市本町 2195
	2		松阪市立歴史民俗資料館	松阪市殿町 1539
	3		本居宣長記念館	松阪市殿町 1536-7
児童福祉施設	1	児童館	松阪市児童センター	松阪市清生町 622-1
	2	保育所	第一保育園	松阪市殿町 1563
	3		白鳩保育園	松阪市京町 1 区 21-4
	4		東保育園	松阪市東町 1-1
	5		第二保育園	松阪市泉町 1734
	6		松阪仏教愛護園	松阪市愛宕町 2 丁目 63
	7		大津保育園	松阪市大津町 380-1
	8		春日保育園	松阪市春日町 2 丁目 207
	9		花岡保育園	松阪市小黒田町 575-1
	10		駅部田保育園	松阪市駅部田 1569-2
	11		つぼみ保育園	松阪市久保町 1887-82
	12		久保保育園	松阪市久保町 1245
	13		神戸保育園 <sup>※2</sup>	松阪市下村町 338-1
	14		ひまわり保育園	松阪市上川町 1570-1
	15		つくし第二保育園	松阪市櫛田町 107
	16		相可保育園	多気町兄国 465-7
	17		みどり保育所	明和町大字上村 103
老人福祉施設	1		軽費老人ホーム (ケアハウス)	若葉さわやか苑
	2	第 2 若葉さわやか苑		松阪市若葉町 77-7
	3	第 3 若葉さわやか苑		松阪市若葉町 77-7
	4	ケアハウス徳和		松阪市下村町 2476
	5	介護老人保健施設	介護老人保健施設緑風苑	松阪市久保町 1927-6
	6	特別養護老人 ホーム (介護老人 福祉施設)	愛生苑	松阪市上川町 3461-36
	7		松阪有徳園	松阪市久保町 1855-113
	8		花みずき	松阪市久保町 1926-1
	9		さくら園	松阪市下蛸路町 409-1
	10		多気彩幸	多気町五佐奈 432-48

注 病院は有床（20床以上）で入院できる施設、老人福祉施設は夜間も滞在するものを示している。

※1 松阪商人の館は、平成 31 年 4 月より名称を「旧小津清左衛門家」に変更している。

※2 神戸保育園の現在の住所は「松阪市下村町 2475」である。

出典：「国土数値情報（福祉施設データ）平成 27 年、（文化施設データ）平成 25 年、（医療機関データ）令和 2 年」（国土交通省ホームページ）

「三重県地図情報サービス（児童福祉施設）」令和元年 11 月（三重県 総務部 スマート改革推進課ホームページ）

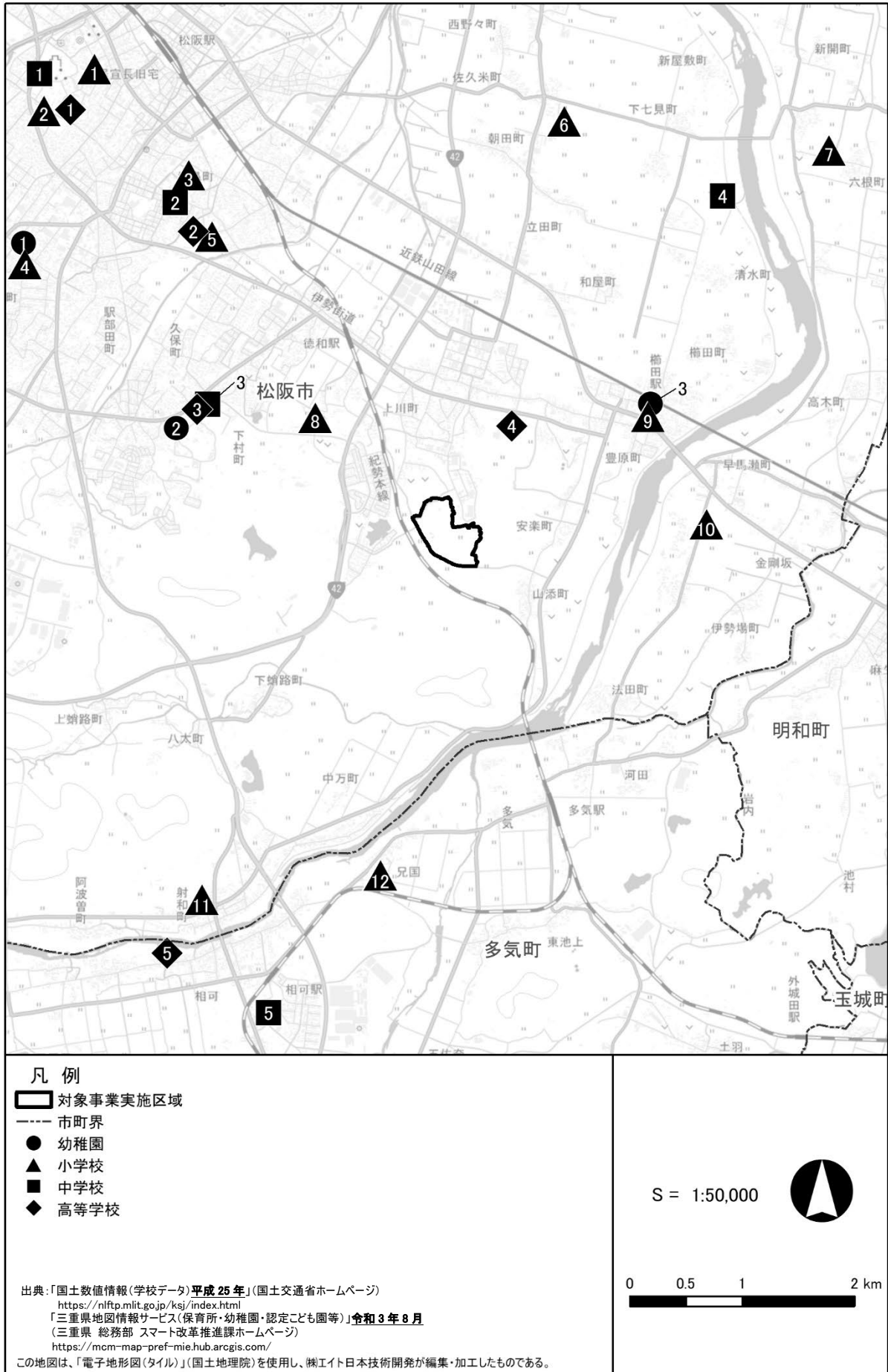


図 3-2-5.1(1) 環境保全への配慮を要する施設位置図 (教育施設)

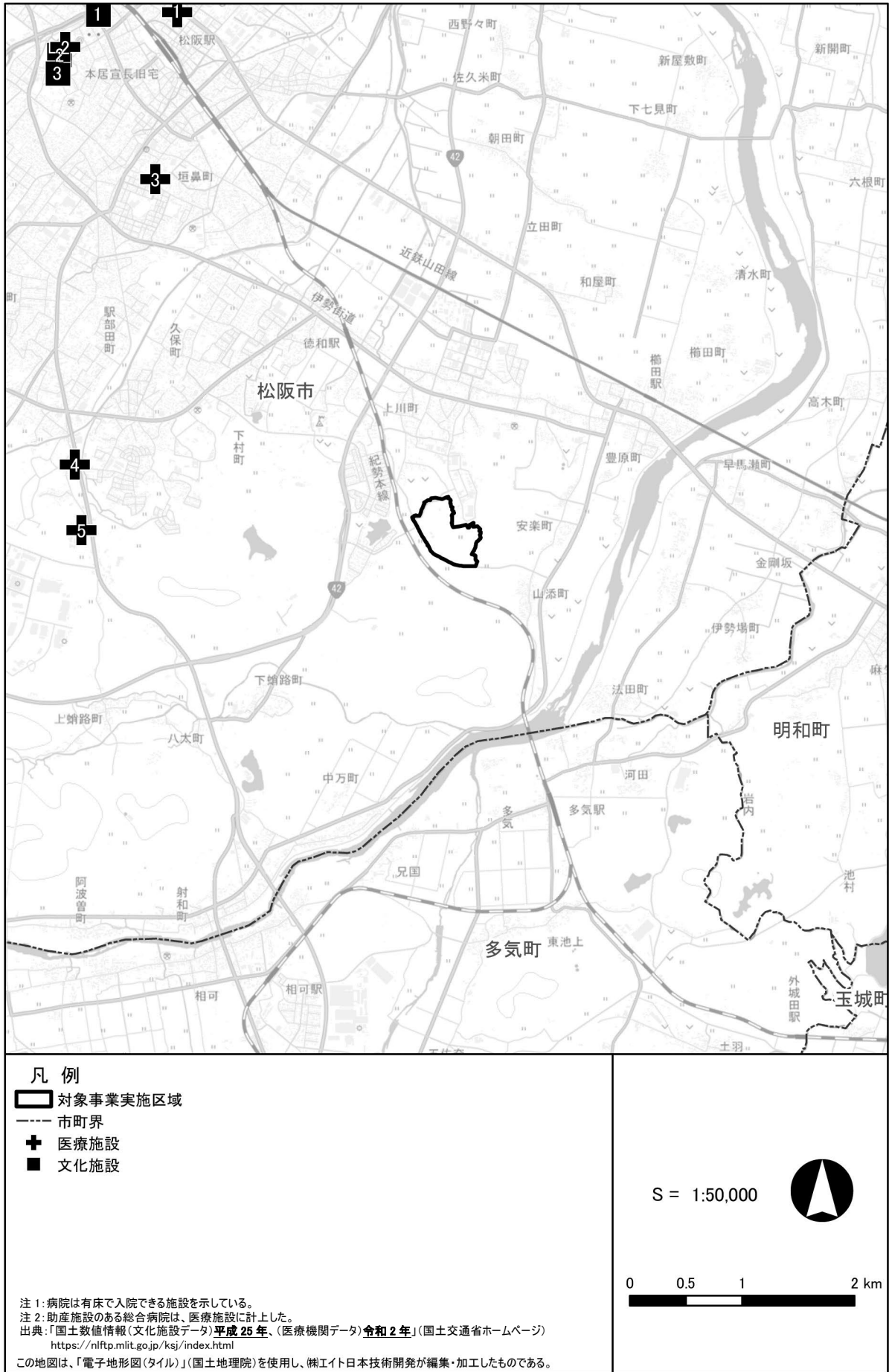


図 3-2-5.1 (2) 環境保全への配慮を要する施設位置図 (医療施設・文化施設)

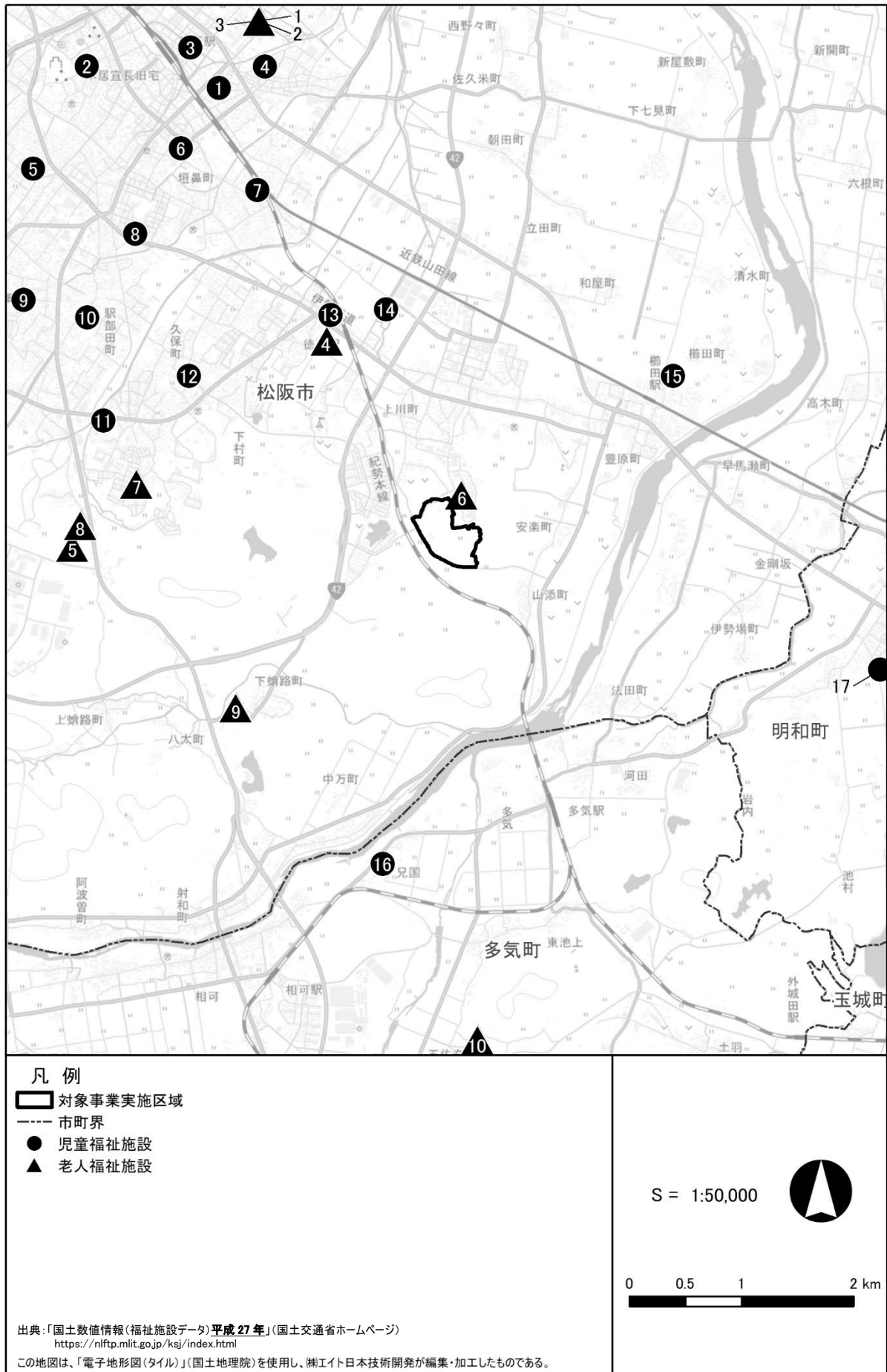


図 3-2-5.1(3) 環境保全への配慮を要する施設位置図 (福祉施設)



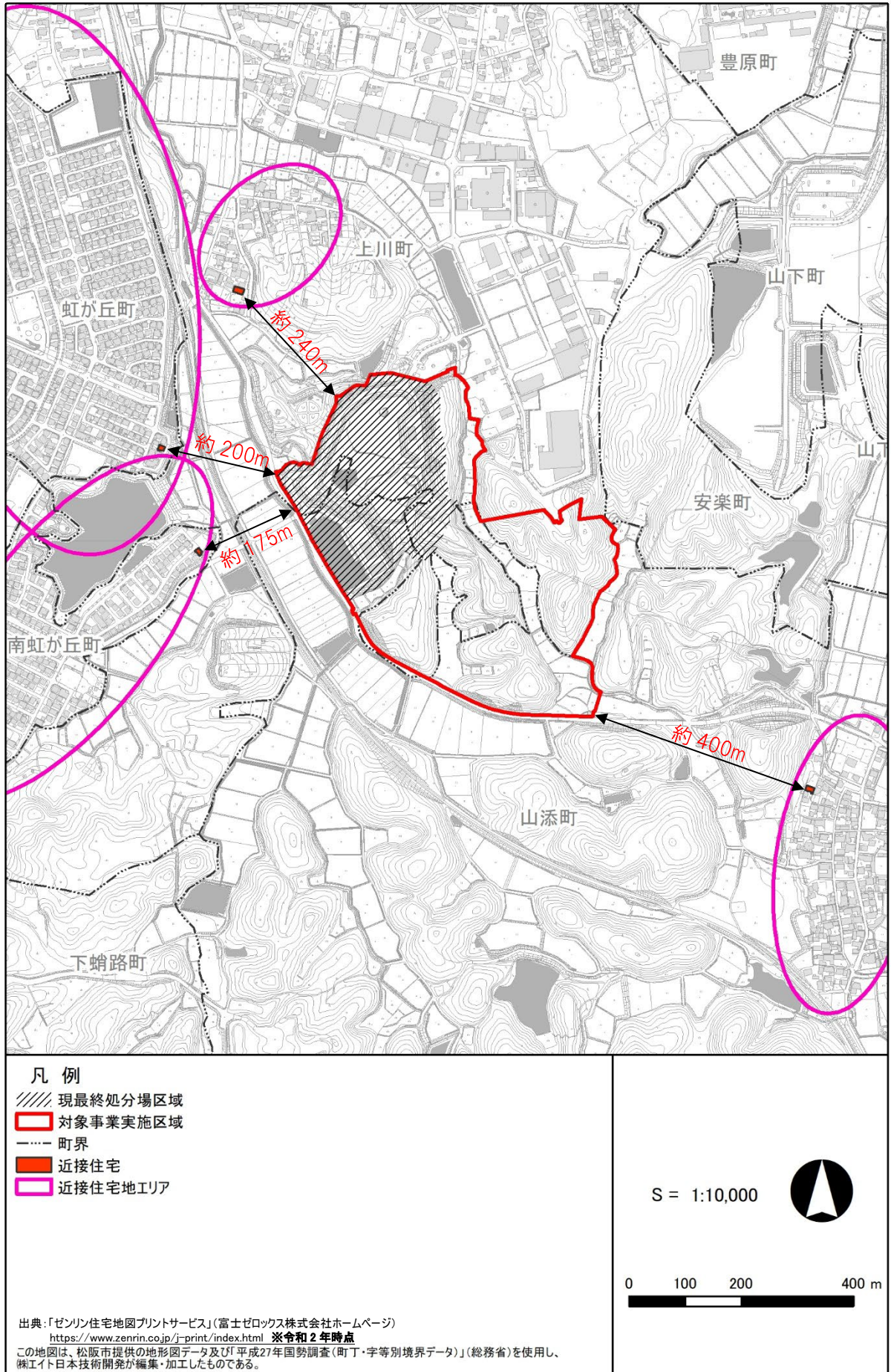


図 3-2-5.2 近接住宅位置図



### 3-2-6 上下水道等の整備状況

#### 1. 上水道の状況

本市の令和2年度における水道の普及状況は、表3-2-6.1に示すとおりである。本市では上水道及び簡易水道から給水しており、水道普及率は99.2%である。

図3-2-6.1に対象事業実施区域周辺の水道関連施設を示す。櫛田川沿いに第1水源地、第2水源地がある。

表 3-2-6.1 水道普及状況

単位：人

対象地域	行政区域内総人口	給水人口				普及率 (%)
		総数	上水道	簡易水道	専用水道	
三重県	1,807,493	1,800,377	1,790,652	8,436	1,289	99.6
松阪市	162,867	161,494	160,398	1,096	—	99.2

注 令和2年3月31日現在

出典：「令和4年刊 三重県統計書」（三重県ホームページ）

#### 2. 下水道（生活排水処理施設）の状況

本市の令和2年度における生活排水処理施設の整備状況は、表3-2-6.2に示すとおりである。本市の生活排水処理施設の整備率は91.1%である。

図3-2-6.2に対象事業実施区域周辺の下水道関連施設を示す。対象事業実施区域から南東側約1.5kmに山添ポンプ場、北側約5kmに宮町ポンプ場があるほか、東側約4kmに農業集落排水施設高木処理区がある。

表 3-2-6.2 生活排水処理施設の整備状況

対象地域	行政人口 (人)	集合処理施設 (人)				
		下水道	農業集落排水施設等	漁業集落排水施設	コミュニティ・プラント	集合処理施設合計
三重県	1,794,704	1,037,732	91,102	5,724	3,353	1,137,911
松阪市	161,520	95,447	972	—	—	96,419

対象地域	行政人口 (人)	個別処理施設 (人)			生活排水処理施設整備人口合計 (人)	生活排水処理施設の整備率 (%)
		市町村設置型浄化槽	個人設置型浄化槽等	個別処理施設合計		
三重県	1,794,704	16,548	416,860	433,408	1,571,319	87.6
松阪市	161,520	4,992	45,704	50,696	147,115	91.1

注1 令和2年度末

注2 生活排水処理施設の整備率とは、下水道、農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽等の生活排水処理施設による処理が可能な地域の居住人口（各家庭で宅内配管を行えば利用できる人口）を住民基本台帳人口で除して求めた率

注3 「農業集落排水施設等」とは、農業集落排水施設、簡易排水施設の合計

注4 「市町村設置型浄化槽」の整備人口は、浄化槽市町村整備推進事業で設置されたもののほか、市町が設置・管理を行う浄化槽の整備人口

注5 「個人設置型浄化槽等」の整備人口は、個人や民間事業者によって設置された浄化槽の整備人口

出典：「市町別生活排水処理データ」令和2年度末（三重県ホームページ）

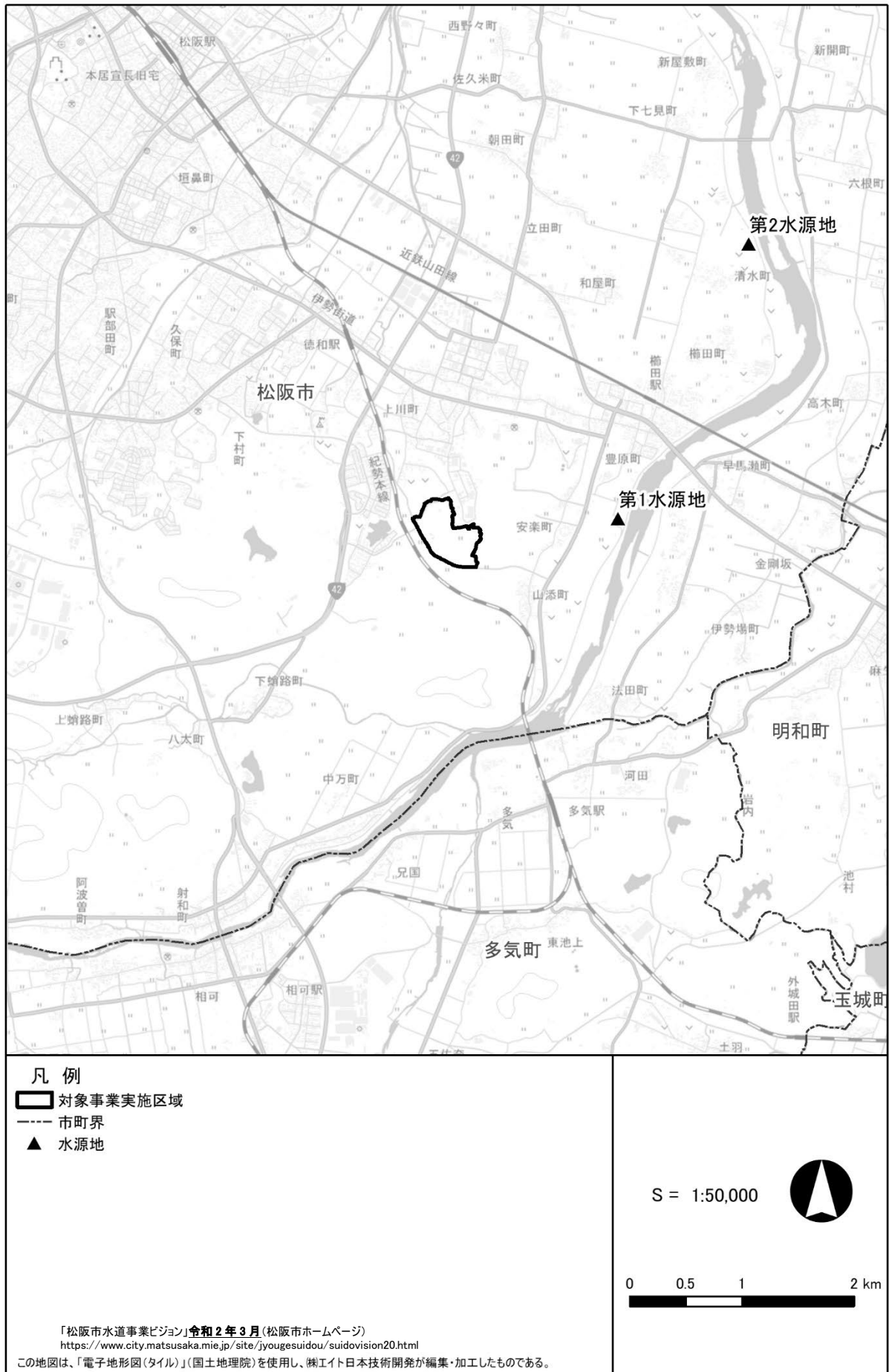


図 3-2-6.1 上水道関連施設位置図



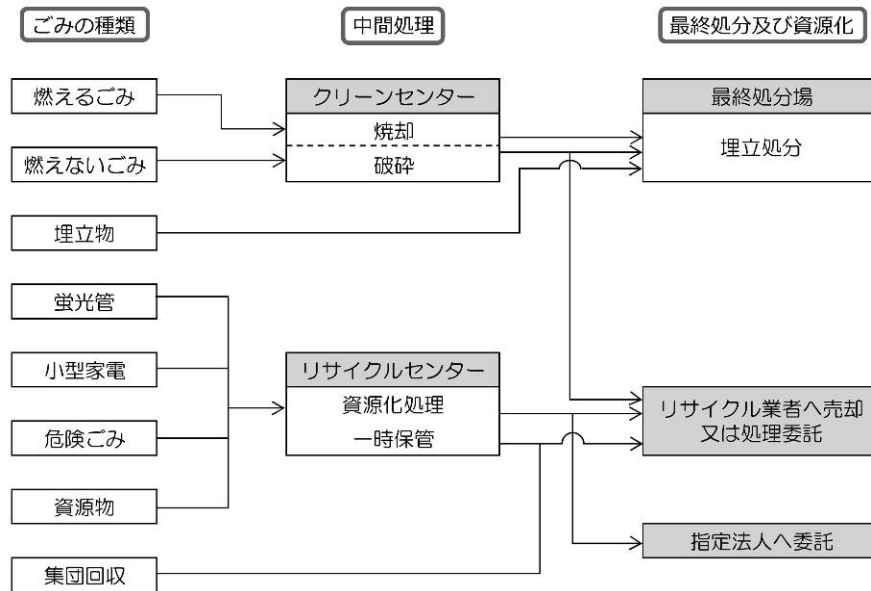
図 3-2-6.2 下水道関連施設位置図

### 3-2-7 廃棄物の処理の状況

#### 1. 一般廃棄物の処理の状況

##### (1) ごみ処理フロー及び施設

本市の一般廃棄物は図3-2-7.1に示すフローで処理される。また、中間処理施設の概要を表3-2-7.1に、現最終処分場の概要を表3-2-7.2に示す。



出典：「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」平成29年5月（松阪市）

図3-2-7.1 ごみ処理フロー

表3-2-7.1 中間処理施設の概要

名称	松阪市クリーンセンター	松阪市リサイクルセンター
所在地	松阪市桂瀬町751番地	松阪市町平尾町351番地2
施設	熱回収施設（焼却施設） 破碎選別施設（粗大ごみ処理施設） 資源物保管庫（資源物等の受入）	リサイクルセンター（プラスチック容器・袋の手選別及び圧縮梱包） 空ビン選別棟（空ビンの3色手選別） ペットボトル処理棟（ペットボトルの手選別及び圧縮梱包） アルミ缶処理棟（飲食用アルミ缶の破碎選別） 資源物保管庫（白色トレイの手選別、小型家電及び資源物等の受入）
稼働期間	【稼働開始】 平成27年4月	【竣工】 リサイクルセンター：平成24年2月 空ビン選別棟：平成10年8月 ペットボトル処理棟：平成10年3月 アルミ缶処理棟：平成12年10月 資源物保管庫：平成15年3月
処理能力	焼却施設：200t/日（100t/24h×2炉） 粗大ごみ処理施設：26t/5h （燃えないごみ・燃えない粗大ごみ 20t/5h 燃える粗大ごみ 6t/5h）	プラスチック圧縮梱包機：4t/日（5h） ペットボトル圧縮梱包機：700kg/1h 飲食用アルミ缶破碎選別機：200kg/1h
処理方式	全連続燃焼式ストーカ方式	

出典：「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」平成29年5月（松阪市）

表 3-2-7.2 現最終処分場の概要

名称	松阪市一般廃棄物最終処分場
所在地	松阪市上川町 985 番地
竣工	平成 11 年 3 月
埋立構造	準好気性埋立
埋立方式	セル工法
対象物	焼却灰、破碎残さ等
埋立面積	29,400m <sup>2</sup>
埋立容量	219,000m <sup>3</sup>

出典：「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」平成 29 年 5 月（松阪市）

(2) ごみ排出量

本市のごみ排出量・資源化率を表 3-2-7.3 に示す。本市のごみの総排出量（集団回収量を含む）はほぼ横ばいで推移しており、令和 3 年度の総排出量は年間 58,215 t、資源化率は 10.1%であった。

表 3-2-7.3 ごみ排出量・資源化率の実績

項目	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
家庭系ごみ (集団回収を除く)	t/年	39,735	39,920	40,144	40,811	39,807
事業系ごみ	t/年	15,334	15,552	15,880	14,495	16,058
集団回収	t/年	3,353	3,096	2,915	2,509	2,350
総排出量	t/年	58,422	58,568	58,939	57,815	58,215
資源化率	%	11.5	11.3	10.7	10.9	10.1

出典：「令和 4 年 度清掃事業概要」松阪市資料

(3) その他

図 3-2-7.2 に対象事業実施区域周辺の一般廃棄物処理施設の位置を示す。対象事業実施区域から北に約 4.5km の位置に、松阪地区広域衛生センター（し尿処理施設）がある。

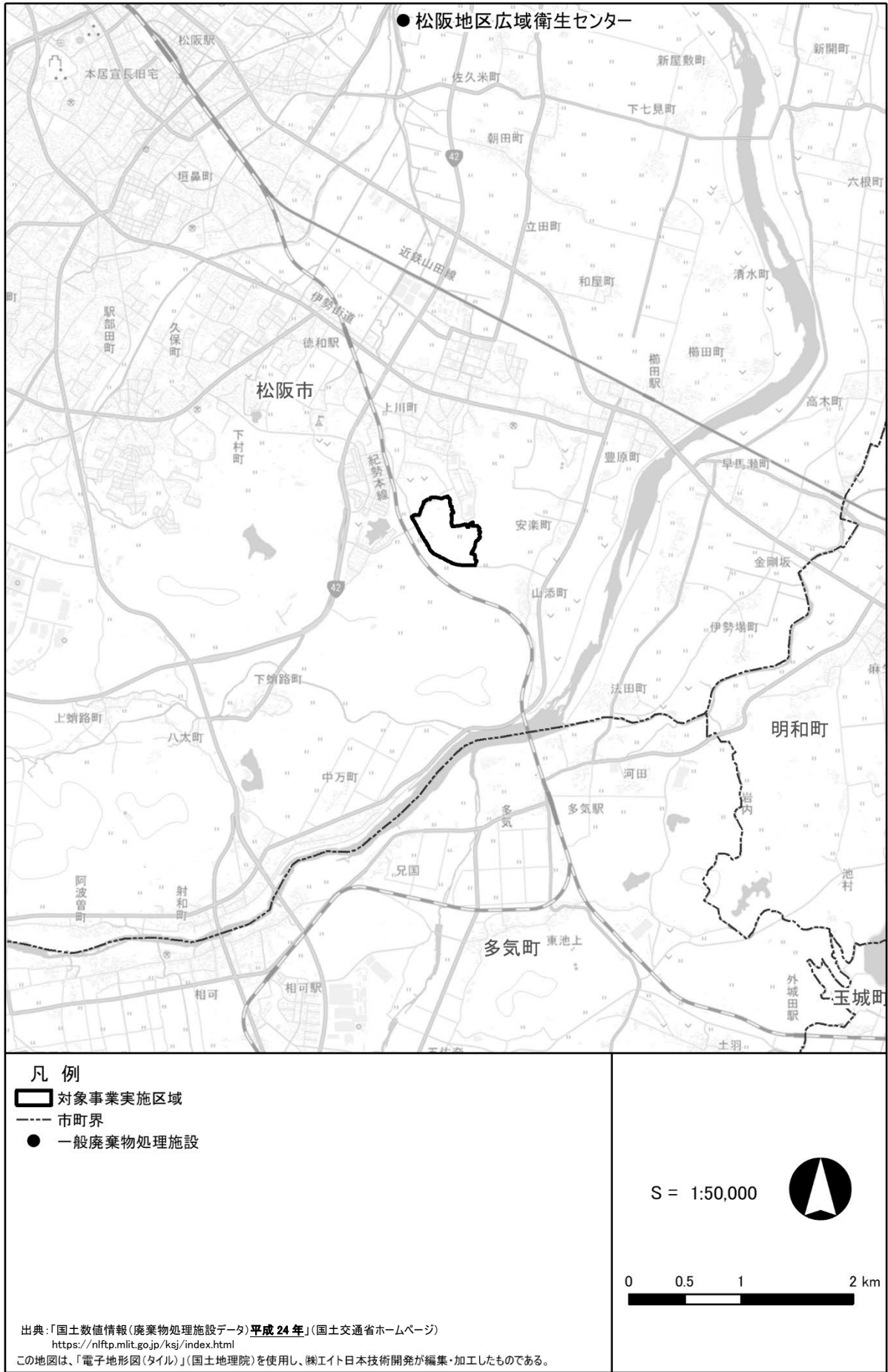


図 3-2-7.2 一般廃棄物処理施設位置図



## 2. 産業廃棄物の処理の状況

平成 30 年度の三重県及び本市を含む松阪・紀勢地域の産業廃棄物発生状況を表 3-2-7.4 に、松阪・紀勢地域における産業廃棄物発生量の分類を図 3-2-7.3 に示す。

松阪・紀勢地域では産業廃棄物が年間 549 千 t 発生している。種類別では汚泥、がれき類、鉾さの順に、業種別では製造業、電気・水道業、建設業の順に多い構成となっている。

図 3-2-7.4 に対象事業実施区域周辺の産業廃棄物処理施設の位置を示す。対象事業実施区域周辺には 8 か所の施設が存在している。

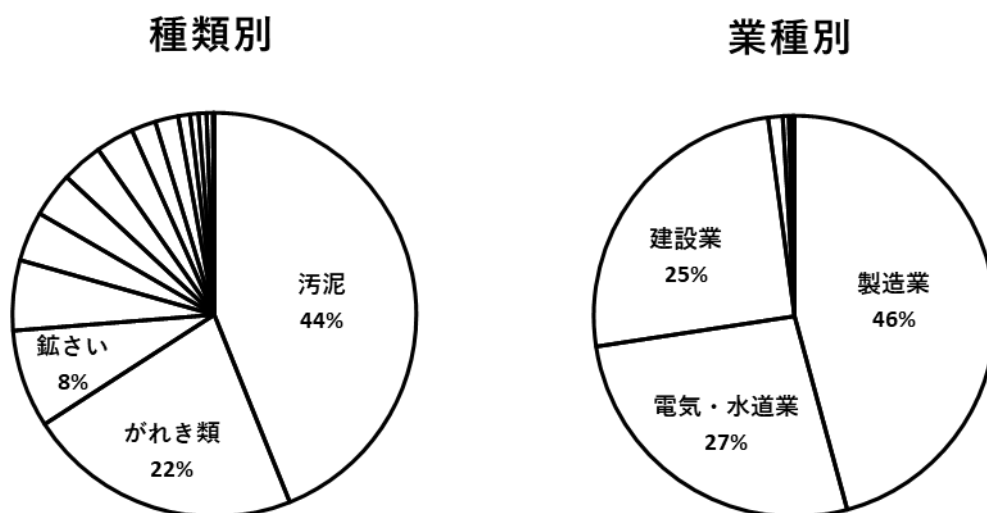
表 3-2-7.4 産業廃棄物発生量、排出量、搬出量

単位：千 t/年

	三重県	松阪・紀勢地域
発生量	7,538	549
排出量	7,318	506
搬出量	2,779	280

注 松阪・紀勢地域の構成市町は本市、多気町、明和町、大台町である。

出典：「三重県産業廃棄物実態調査結果（平成 30 年度実績）」令和 2 年（三重県）



注 松阪・紀勢地域の構成市町は本市、多気町、明和町、大台町である。

出典：「三重県産業廃棄物実態調査結果（平成 30 年度実績）」令和 2 年（三重県）

図 3-2-7.3 松阪・紀勢地域における産業廃棄物発生量の分類

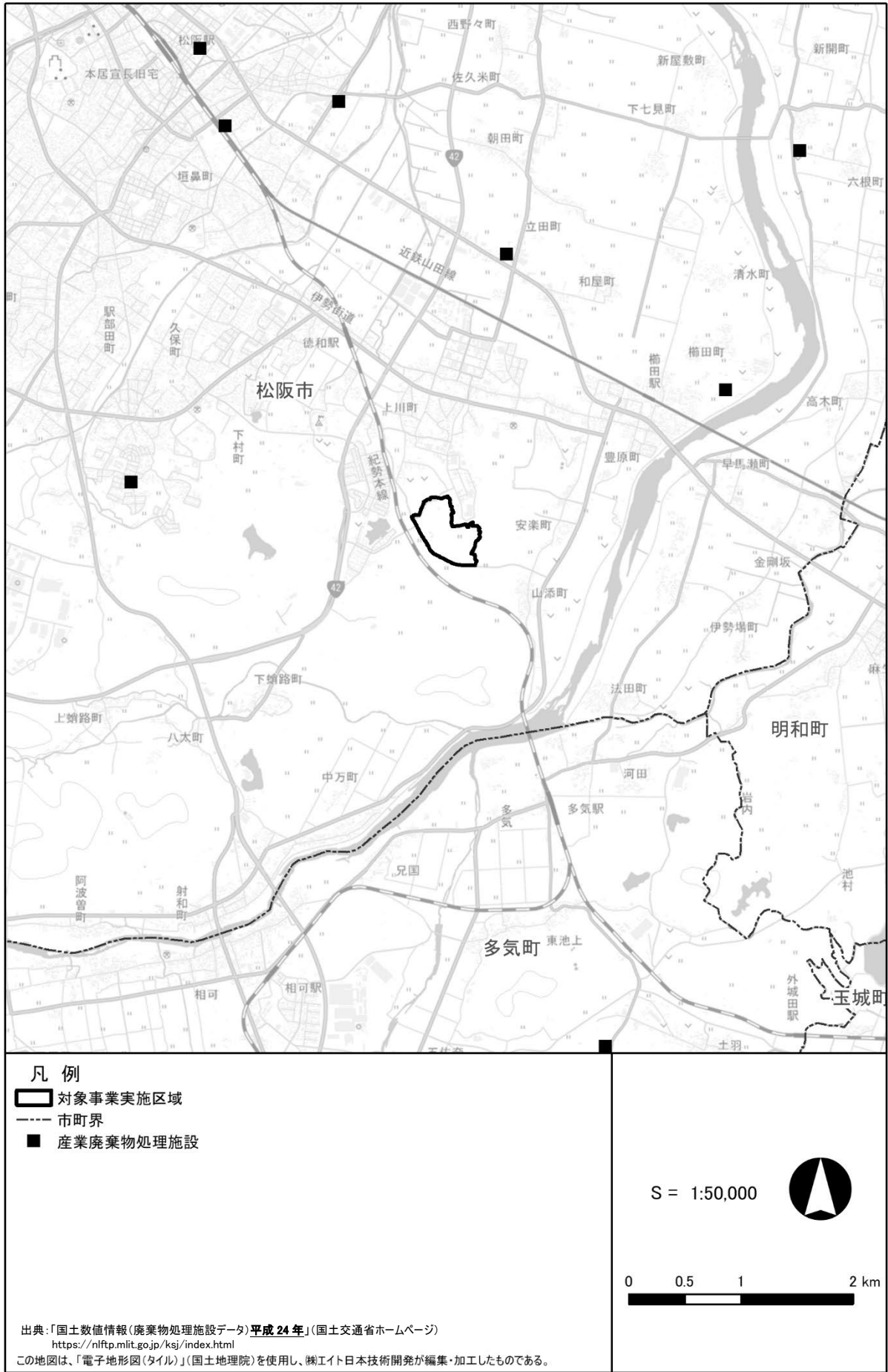


図 3-2-7.4 産業廃棄物処理施設位置図

## 3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容の状況

### 1. 公害防止関係法令等の状況

#### (1) 大気

##### ① 大気汚染に係る環境基準等

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準、有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準、微小粒子状物質に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準は、表 3-2-8.1(1)～(4)に示すとおり定められている。また、環境基準以外の指針値等は、表 3-2-8.2 に示すとおりである。

表 3-2-8.1(1) 大気汚染に係る環境基準

昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号

物質	環境上の条件	備考
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	—
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	—
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

表 3-2-8.1(2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

平成9年2月4日 環境庁告示第4号

物質	環境上の条件	備考
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

注 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

表 3-2-8.1(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

平成21年9月9日 環境省告示第33号

物質	環境上の条件	備考
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

注 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

表 3-2-8.1(4) ダイオキシン類に係る環境基準

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

物質	環境上の条件	備考
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

表 3-2-8.2 その他の大気汚染に係る指針値等

物質	指針値・目標値	根拠
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。	①
二酸化硫黄	年平均値0.017ppm以下	②
二酸化窒素	年平均値0.020ppm以下	②
塩化水素	目標環境濃度0.02ppm以下	③
アクリロニトリル	年平均値 $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	④
塩化ビニルモノマー	年平均値 $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
水銀	年平均値 $0.04\mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下	
ニッケル化合物	年平均値 $0.025\mu\text{gNi}/\text{m}^3$ 以下	
クロロホルム	年平均値 $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	⑤
1,2-ジクロロエタン	年平均値 $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
1,3-ブタジエン	年平均値 $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値 $6\text{ng-As}/\text{m}^3$ 以下	⑥
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値 $0.14\mu\text{g Mn}/\text{m}^3$ 以下	⑦
トリクロロエチレン	年平均値 $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下	⑧

出典

- ①：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」（昭和51年8月13日通知）
- ②：三重県の環境保全目標
- ③：「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（昭和52年6月16日環大規第136号）
- ④：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成15年7月31日中環審）
- ⑤：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第八次答申）」（平成18年11月8日中環審）
- ⑥：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」（平成22年10月15日中環審）
- ⑦：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十次答申）」（平成26年4月30日中環審）
- ⑧：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十一次答申）」（平成30年9月20日中環審）

## ② 大気汚染に係る規制基準

### ア. 大気汚染防止法に係る排出基準

大気汚染防止法では、固定発生源（工場や事業場）から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。

本事業によって設置する施設は大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、特定粉じん発生施設、揮発性有機化合物（VOC）発生施設、水銀発生施設、要排出抑制施設、指定物質排出施設に該当しないが、覆土置場は、大気汚染防止法に基づく「一般粉じん発生施設（面積が 1,000m<sup>2</sup> 以上であること）」に該当するため、一般粉じん発生施設の設置の届出が必要となる。

### イ. ダイオキシン類対策特別措置法に係る排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法では、同法で定める特定施設に対して排出基準が定められる。本事業によって設置する施設はダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設に該当しない。そのため、ダイオキシン類対策特別措置法に係る排出基準は適用されない。

### ウ. 三重県生活環境の保全に関する条例に係る排出基準

三重県生活環境の保全に関する条例では、固定発生源（工場や事業場）から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。

本事業によって設置する施設は大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、三重県生活環境の保全に関する条例に定めるばい煙に係る指定施設、粉じんに係る指定施設、炭化水素系物質に係る指定施設に該当しない。そのため、三重県生活環境の保全に関する条例に係る排出基準は適用されない。



(2) 騒音

① 騒音に係る環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準は、表 3-2-8.3(1)～(3)に示すとおり定められている。また、図 3-2-8.1 に用途地域図を示す。

対象事業実施区域は上川町及び山添町に位置する。上川町は「付表に掲げる区域」に含まれるが、用途地域の指定がされていない。そのため、対象事業実施区域及びその周辺は環境基準の地域の類型が指定されない。

表 3-2-8.3(1) 騒音に係る環境基準

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号  
平成 24 年 3 月 30 日 松阪市告示第 77 号

時間の区分 地域の類型	基準値		該当地域
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌日午前 6 時	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	本市では、該当地域なし
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	付表に掲げる区域のうち、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	付表に掲げる区域のうち、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	付表に掲げる区域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

※付表に掲げる区域

阿形町、朝田町、朝日町、朝日町一区、愛宕町、荒木町、射和町、石津町、五十鈴町、泉町、井村町、上川町、魚町、内五曲町、大口町、大黒田町、大塚町、大津町、大平尾町、白粉町、大足町、垣鼻町、春日町、鎌田町、川井町、京町、京町一区、櫛田町、久保田町、久保町、黒田町、幸生町、広陽町、小黒田町、郷津町、五反田町、御殿山町、桜町、五月町、下村町、新座町、新町、新松ヶ島町、末広町、清生町、外五曲町、高町、宝塚町、立野町、立田町、田村町、田原町、茶与町、中央町、中万町、長月町、塚本町、殿町、豊原町、中町、西之庄町、西町、光町、東町、挽木町、日野町、平生町、船江町、本町、駅部田町、町平尾町、松ヶ島町、湊町、南町、宮町、山室町、獺師町、若葉町

表 3-2-8.3(2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

時間の区分 地域の類型	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌日午前 6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

- 1：車線とは 1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 2：幹線交通を担う道路に近接する空間は、表 3-2-8.3(3)の基準による。
- 3：地域の区分は表 3-2-8.3(1)の地域の類型と同様。

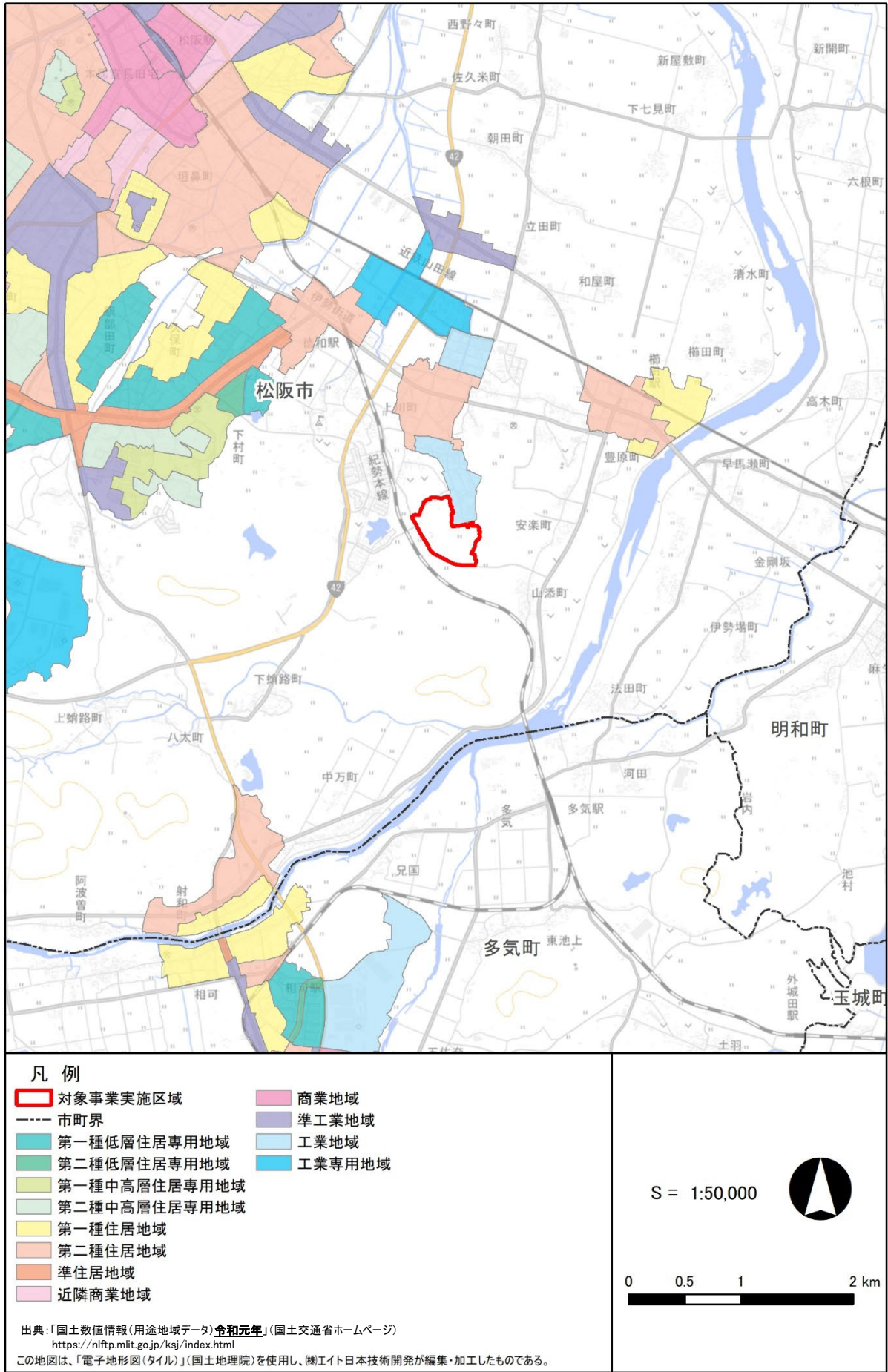


図 3-2-8.1 都市計画図 (用途地域図)

表 3-2-8.3(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

基準値	
昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌日午前 6 時
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考： 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注 1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道である。

注 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下のとおりである。

2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から 15m まで。

2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から 20m まで。

## ② 騒音に係る規制基準等

### ア. 特定工場に係る規制基準

騒音規制法では、表 3-2-8.4 に示す特定施設を設置する工場又は事業場を特定工場等として定め、特定工場には表 3-2-8.5 に示す本市が定めた規制基準が適用される。また、三重県生活環境の保全に関する条例では、表 3-2-8.6 に示す指定施設を設置する工場又は事業場に対して、表 3-2-8.7 に示す排出基準が適用される。

対象事業実施区域及びその周辺は、騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準の対象外であるが、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく騒音の排出基準において「その他の地域」の基準が適用され、定格出力 7.5kW 以上の空気圧縮機や送風機等を設置する場合、指定施設となり届出が必要となる。

表 3-2-8.4 騒音規制法に定める特定施設

昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 324 号

特定施設の種類、規模及び能力
金属加工機械 ・圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。) ・製管機械 ・ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。) ・液圧プレス(矯正プレスを除く。) ・機械プレス(呼び加圧能力が 294kN 以上のものに限る。) ・せん断機(原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。) ・鍛造機 ・ワイヤーフォーミングマシン ・ブラスト(タンブラスト以外のもので、密閉式を除く。) ・タンブラー ・切断機(といしを用いるものに限る。)
空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
織機(原動機を用いるものに限る。)
建設用資材製造機械 ・コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。) ・アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)
穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
木材加工機械 ・ドラムバーカー ・チップパー(原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。) ・碎木機 ・帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。) ・丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。) ・かんな盤(原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)
抄紙機
印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
合成樹脂用射出成形機
鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

表 3-2-8.5 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準

昭和 43 年 法律第 98 号

平成 24 年 3 月 30 日 松阪市告示第 79 号

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前 8 時～午後 7 時	午前 6 時～午前 8 時 午後 7 時～午後 10 時	午後 10 時～翌日午前 6 時
第 1 種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第 2 種区域	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第 3 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 4 種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下

※区域の区分 表 3-2-8.3(1)付表に掲げる区域のうち、以下の区域

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域及び田園住居地域

第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第 4 種区域：工業地域

備考：第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

(1)学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校

(2)児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所

(3)医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

(4)図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館

(5)老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

表 3-2-8.6 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく指定施設（騒音）

平成 13 年 3 月 27 日 三重県規則第 39 号

特定施設の種類、規模及び能力
金属製品の製造又は加工の用に供する <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。)</li> <li>・ 製管機械</li> <li>・ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)</li> <li>・ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)</li> <li>・ 機械プレス(呼び加圧能力が 294kN 以上のものに限る。)</li> <li>・ せん断機(原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)</li> <li>・ 鍛造機</li> <li>・ ワイヤフォーマーマシン</li> <li>・ ブラスト(タンブラスト以外のもので、密閉式を除く。)</li> <li>・ タンブラー</li> <li>・ 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)</li> <li>・ 高速切断機</li> </ul>
空気圧縮機、送風機及びガス圧縮機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
真空ポンプ(原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)
冷房機及び冷却塔(冷房能力が 1 時間当たり 104,000 kJ 以上のものに限る。)
土石用又は鉱物の粉砕の用に供する破砕機及び摩砕機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
土石用又は鉱物のふるい分けの用に供するふるい分け機及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
繊維製品の製造の用に供する織機(原動機を用いるものに限る。)
建設用資材の製造の用に供する <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m<sup>3</sup> 以上のものに限る。)</li> <li>・ アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)</li> </ul>
穀物用製粉機(ロール式で原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
木材の加工の用に供する <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドラムバーカー</li> <li>・ チッパー(原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)</li> <li>・ 砕木機</li> <li>・ 帯のこ盤(製材用は原動機の定格出力が 10kW 以上のものに限る。木工用は原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)</li> <li>・ 丸のこ盤(製材用は原動機の定格出力が 10kW 以上のものに限る。木工用は原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)</li> <li>・ かなな盤</li> </ul>
紙の製造の用に供する抄紙機
印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
合成樹脂製品の製造の用に供する射出成形機
段ボールの製造の用に供するコルゲートマシン(原動機を用いるものに限る。)

備考

- 1: 騒音規制法に基づく指定地域内においては、この表に掲げる施設から法で規定する特定施設を除く。
- 2: 前項に掲げるもののほか、法に基づく指定地域内の特定工場等に設置されるものを除く。
- 3: 工業専用地域内の工場等に設置されるものを除く。

表 3-2-8.7 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく騒音の排出基準

平成 13 年 3 月 27 日 三重県規則第 39 号

区域の区分	時間の区分		
	昼間 午前 8 時～午後 7 時	朝・夕 午前 6 時～午前 8 時 午後 7 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌日午前 6 時
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
工業地域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
その他の地域（工業専用地域を除く。）	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

備考：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

イ. 特定建設作業騒音に係る規制基準

騒音規制法及び三重県生活環境の保全に関する条例では、表 3-2-8.8 に示す特定建設作業に対して、表 3-2-8.9 に示す規制基準が適用される。対象事業実施区域及びその周辺は、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく騒音の規制基準において「1号区域」の基準が適用される。

表 3-2-8.8 騒音規制法及び三重県生活環境保全条例に基づく特定建設作業の概要

昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 324 号

平成 13 年 3 月 27 日 三重県規則第 39 号

特定建設作業の種類
1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2. びょう打機を使用する作業
3. さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6. バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。)を使用する作業
7. トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。)を使用する作業
8. ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。)を使用する作業



表 3-2-8.9 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省、建設省告示第 1 号  
 平成 13 年 3 月 27 日 三重県規則第 39 号  
 平成 24 年 3 月 30 日 松阪市告示第 78 号、第 80 号

規制項目	区域区分	騒音	適用除外
基準値		85 デシベル	
作業禁止時間	1号区域	午後7時～翌日午前7時	①②③④
	2号区域	午後10時～翌日午前6時	
最大作業時間	1号区域	10時間/日	①②
	2号区域	14時間/日	
最大作業日数		連続6日	①②
作業禁止日		日曜日その他の休日	① ②③④⑤

注1 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

注2 区域区分 三重県条例と松阪市告示ともに2種類存在し、基準や適用除外は同様であるが定義が異なる。  
 松阪市告示では区域区分の名称が定められていないことから、便宜上三重県条例と同じ1号区域、2号区域とした。各規則での定義は以下のとおり。

(三重県条例)

1号区域：三重県全域（ただし、工業専用地域及び下記の「2号区域」を除く。）

2号区域：工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域を除く区域

(松阪市告示)

1号区域：表3-2-8.5の区域区分のうち、第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域及び第4種区域の学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

2号区域：表3-2-8.5の区域区分のうち、上記の1号区域以外の区域

注3 適用除外

- ①災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合
- ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要がある場合
- ④道路法又は道路交通法の規定に基づき条件が付けられた場合
- ⑤変電所の変更工事で特に行う必要がある場合

注4 勧告・命令

基準値を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業については、騒音又は振動の防止の方法の改善のみならず、1日における作業時間を最大作業時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

ウ. 自動車騒音の要請限度

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度は、表 3-2-8. 10(1) (2) に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は、3-114 ページに示すとおり環境基準の地域の類型に指定されていないため、本市における自動車騒音の要請限度の区域の区分に該当しない。

表 3-2-8. 10(1) 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号  
平成 24 年 3 月 30 日 松阪市告示第 81 号

時間の区分 区域の区分	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌日午前 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

※区域の区分

松阪市 a 区域：専ら住居の用に供される区域で、騒音に係る環境基準の A 類型該当地域に同じ。

b 区域：主として住居の用に供される区域で、騒音に係る環境基準の B 類型該当地域に同じ。

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域で、騒音に係る環境基準の C 類型該当地域に同じ。

表 3-2-8. 10(2) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号

基準値	
昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌日午前 6 時
75 デシベル	70 デシベル

備考

1：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道をいう。

2：「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定することとする。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

(2) 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

### (3) 振動

#### ① 特定工場に係る規制基準

振動規制法では、表 3-2-8. 11 に示す特定施設を設置する工場又は事業場を特定工場等として定め、特定工場には表 3-2-8. 12 に示す規制基準が適用される。

また、三重県生活環境の保全に関する条例では、表 3-2-8. 13 に示す指定施設を設置する工場又は事業場に対して、表 3-2-8. 14 に示す排出基準が適用される。

対象事業実施区域及びその周辺は、振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準の対象外であるが、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく振動の排出基準において「第 2 号の項の地域」の基準が適用され、定格出力 7.5kW 以上の圧縮機等を設置する場合、指定施設となり届出が必要となる。

表 3-2-8. 11 振動規制法に定める特定施設

昭和 51 年 10 月 22 日 政令第 280 号

特定施設の種類、規模及び能力
金属加工機械 ・液圧プレス(矯正プレスを除く。) ・機械プレス ・せん断機(原動機の定格出力が 1kw 以上のものに限る。) ・鍛造機 ・ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が 37.5kw 以上のものに限る。)
圧縮機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
織機(原動機を用いるものに限る。)
コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力が 2.95kw 以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力が 10kw 以上のものに限る。)
木材加工機械 ・ドラムパーカー ・チップパー(原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。)
印刷機械(原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。)
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kw 以上のものに限る。)
合成樹脂用射出成形機
鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

表 3-2-8.12 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準

昭和 51 年 法律第 64 号

平成 24 年 3 月 30 日 松阪市告示第 82 号、第 83 号

区域の区分	時間の区分	昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～翌日午前 8 時
	第 1 種区域		60 デシベル以下
第 2 種区域		65 デシベル以下	60 デシベル以下

※区域の区分 表 3-2-8.3(1)付表に掲げる区域のうち、以下の区域

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、  
第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考：第 2 種区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

表 3-2-8.13 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく指定施設（振動）

平成 13 年 3 月 27 日 三重県規則第 39 号

特定施設の種類の種類、規模及び能力
金属製品の製造又は加工の用に供する ・ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ・ 機械プレス ・ セン断機(原動機の定格出力が 1kw 以上のものに限る。) ・ 鍛造機 ・ ワイヤフォーミングマシン(原動機の定格出力が 37.5kw 以上のものに限る。) ・ ベンディングマシーン(ロール式のものに限る。)
ディーゼルエンジン(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。ただし、非常用を除く。)
振動コンベア
圧縮機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。ただし、冷凍機を除く。)
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
織機(原動機を用いるものに限る。)
製網機(原動機を用いる結節型のものに限る。)
コンクリートブロックマシン、コンクリート管製造機及びコンクリート柱製造機
木材の加工の用に供する ・ ドラムバーカー ・ チッパー(原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。)
印刷機械(原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。)
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kw 以上のものに限る。)
合成樹脂用射出成形機
鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)
ダイカストマシン
シェークアウトマシン
遠心分離機(洗濯用脱水機を含み、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)

備考

- 1：振動規制法に基づく指定地域内においては、この表に掲げる施設から法で規定する特定施設を除く。
- 2：前項に掲げるもののほか、法に基づく指定地域内の特定工場等に設置されるものを除く。
- 3：工業専用地域内の工場等に設置されるものを除く。

表 3-2-8.14 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく振動の排出基準

平成 13 年 3 月 27 日 三重県規則第 39 号

区域の区分	時間の区分	昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～翌日午前 8 時
	第 1 号の項の地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 号の項の地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	

※区域の区分

第 1 号の項の地域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

第 2 号の項の地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）

備考：第 2 号の項の地域に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

## ② 特定建設作業振動に係る規制基準

特定建設作業振動は、振動規制法及び三重県生活環境保全条例で規制されており、規制基準は表3-2-8.15に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく振動の規制基準においては「1号区域」の基準が適用される。

表 3-2-8.15 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号  
平成 13 年 3 月 27 日 三重県規則第 39 号  
平成 24 年 3 月 30 日 松阪市告示第 80 号、第 82 号

規制項目	区域区分	振動	適用除外
基準値		75 デシベル	
作業禁止時間	1号区域	午後7時～翌日午前7時	①②③④
	2号区域	午後10時～翌日午前6時	
最大作業時間	1号区域	10時間/日	①②
	2号区域	14時間/日	
最大作業日数		連続6日	①②
作業禁止日		日曜日その他の休日	① ②③④⑤

注1 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

注2 区域区分 三重県条例と松阪市告示ともに2種類存在し、基準や適用除外は同様であるが定義が異なる。松阪市告示では区域区分の名称が定められていないことから、便宜上三重県条例と同じ1号区域、2号区域とした。各規則での定義は以下のとおり。

(三重県条例)

1号区域：三重県全域（ただし、工業専用地域及び下記の「2号区域」を除く。）

2号区域：工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域を除く区域

(松阪市告示)

1号区域：表3-2-8.5の区域区分のうち、第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域及び第4種区域の学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

2号区域：表3-2-8.5の区域区分のうち、上記の1号区域以外の区域

注3 適用除外

- ①災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合
- ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要がある場合
- ④道路法又は道路交通法の規定に基づき条件が付けられた場合
- ⑤変電所の変更工事で特に行う必要がある場合

注4 勧告・命令

基準値を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業については、騒音又は振動の防止の方法の改善のみならず、1日における作業時間を最大作業時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。



### ③ 道路交通振動の要請限度

振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3-2-8.16 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は、本市における道路交通振動の要請限度の区域の区分に該当しない。

表 3-2-8.16 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号  
平成 24 年 3 月 30 日 松阪市告示第 81 号、第 84 号

時間の区分 区域の区分	基準値	
	昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～翌日午前 8 時
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

※区域の区分 第 1 種区域：本庁管内の区域のうち、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

第 2 種区域：本庁管内の区域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考：学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は、それぞれの値から 5 デシベルを減じた値以上とし、特定の既設線道路の区間の全部又は一部における夜間の第 1 種区域の限度は夜間の第 2 種区域の値とすることができる。

(4) 悪臭

悪臭防止法に基づき、本市では表 3-2-8.17 に示す規制地域に対して、表 3-2-8.18 に示す工場・事業場等から排出される特定悪臭物質の濃度規制が行われている。

対象事業実施区域は規制地域に含まれない。

表 3-2-8.17 悪臭防止法に基づく規制地域

昭和 46 年 法律第 91 号  
平成 24 年 3 月 30 日 松阪市告示第 85 号

規制地域
松阪市の区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく市街化区域（以下「市街化区域」という。）並びに市場庄町、嬉野一志町、嬉野井之上町、嬉野岩倉町、嬉野上野町、嬉野小原町、嬉野上小川町、嬉野神ノ木町、嬉野釜生田町、嬉野川北町、嬉野川原木造町、嬉野黒田町、嬉野黒野町、嬉野小村町、嬉野合ヶ野町、嬉野権現前町、嬉野算所町、嬉野島田町、嬉野下之庄町、嬉野須賀町、嬉野須賀領町、嬉野滝之川町、嬉野田村町、嬉野町、嬉野津屋城町、嬉野天花寺町、嬉野中川町、嬉野新屋庄町、嬉野野田町、嬉野八田町、嬉野平生町、嬉野堀之内町、嬉野見永町、嬉野宮古町、嬉野宮野町、嬉野森本町、嬉野矢下町、嬉野薬王寺町、小津町、小野江町、笠松町、上ノ庄町、喜多村新田町、久米町、五主町、小舟江町、曾原町、中ノ庄町、中林町、中道町、西肥留町、甚目町、肥留町、星合町及び舞出町の市街化区域以外の区域

表 3-2-8.18 悪臭防止法に基づく規制基準（敷地境界における悪臭）

昭和 46 年 法律第 91 号  
平成 24 年 3 月 30 日 松阪市告示第 85 号

特定悪臭物質	規制基準
アンモニア	大気中における含有率が 100 万分の 1
メチルメルカプタン	大気中における含有率が 100 万分の 0.002
硫化水素	大気中における含有率が 100 万分の 0.02
硫化メチル	大気中における含有率が 100 万分の 0.01
二硫化メチル	大気中における含有率が 100 万分の 0.009
トリメチルアミン	大気中における含有率が 100 万分の 0.005
アセトアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.05
プロピオンアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.05
ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.009
イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.02
ノルマルパレルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.009
イソパレルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.003
イソブタノール	大気中における含有率が 100 万分の 0.9
酢酸エチル	大気中における含有率が 100 万分の 3
メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が 100 万分の 1
トルエン	大気中における含有率が 100 万分の 10
スチレン	大気中における含有率が 100 万分の 0.4
キシレン	大気中における含有率が 100 万分の 1
プロピオン酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.03
ノルマル酪酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.001
ノルマル吉草酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.0009
イソ吉草酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.001

## (5) 水質

### ① 水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域の基準として人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準が定められている。地下水については、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、ダイオキシンについては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準が定められている。

#### ア. 人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類の環境基準

人の健康の保護に関する環境基準を表 3-2-8. 19(1)に、ダイオキシン類の環境基準を表 3-2. 19(2)に示す。人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域について、ダイオキシン類の環境基準は公共用水域、地下水及び底質について定められている。

表 3-2-8. 19(1) 人の健康の保護に関する環境基準

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2：「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3-2-8. 19(2) ダイオキシン類に係る水質等の環境基準

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

項目	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
地下水	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

備考

1：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2：水質の基準値は、年間平均値とする。

イ. 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域について利用目的に応じて水域類型を設定してそれぞれの基準が定められている。河川に適用される環境基準は表 3-2-8. 20(1) (2) に示すとおりである。

新最終処分場から発生する浸出水処理水の放流先河川である真盛川（金剛川水系・2 級河川）は、環境基準の類型指定はされていない。

表 3-2-8. 20(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 C F U / 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 C F U / 100ml以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000 C F U / 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考

- 1: 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
  - 2: 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
  - 3: 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 C F U / 100ml 以下とする。
  - 4: 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
  - 5: 大腸菌数に用いる単位は C F U（コロニー形成単位（Colony Forming Unit）） / 100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- 注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 注 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 注 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 注 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 注 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3-2-8. 20(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考：基準値は、年間平均値とする。



ウ. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3-2-8. 21 に示すとおりである。

なお、地下水のダイオキシン類の環境基準は前掲の表 3-2-8. 19(2) に示したとおりである。

表 3-2-8. 21 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成9年3月13日 環境庁告示第10号

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1: 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2: 「検出されないこと。」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

## ② 水質汚濁に係る規制基準

### ア. 水質汚濁防止法に係る排水基準

水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する事業場(特定事業場)の排水に係る排水基準(一律基準)は、表 3-2-8.22(1)(2)に示すとおりである。排水基準のうち、人の健康の保護に係る項目(有害物質)は、公共用水域に排水を排出する全ての工場・事業場が規制の対象となる。生活環境の保全に係る項目は、1日あたりの平均的な排水量が50m<sup>3</sup>以上の工場・事業場が規制の対象となる。

なお、本事業によって設置する施設は、水質汚濁防止法に基づく特定施設に該当しない。

表 3-2-8.22(1) 排水基準を定める総理府令「水質汚濁防止法」に基づく一律排水基準

【有害物質】

昭和46年6月21日 総理府令第35号

項目	単位	許容限度
カドミウム及びその化合物	mg Cd/L	0.03
シアン化合物	mg CN/L	1
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	mg/L	1
鉛及びその化合物	mg Pb/L	0.1
六価クロム化合物	mg Cr(VI)/L	0.5
砒素及びその化合物	mg As/L	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg Hg/L	0.005
アルキル水銀化合物	—	検出されないこと
PCB(ポリ塩化ビフェニル)		0.003
トリクロロエチレン		0.1
テトラクロロエチレン		0.1
ジクロロメタン		0.2
四塩化炭素		0.02
1,2-ジクロロエタン		0.04
1,1-ジクロロエチレン		1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4
1,1,1-トリクロロエタン		3
1,1,2-トリクロロエタン		0.06
1,3-ジクロロプロペン		0.02
チウラム		0.06
シマジン		0.03
チオベンカルブ		0.2
ベンゼン		0.1
セレン及びその化合物	mg Se/L	0.1
ほう素及びその化合物	mg B/L	10(海域以外に排出) 230(海域に排出)
ふっ素及びその化合物	mg F/L	8(海域以外に排出) 15(海域に排出)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)
1,4-ジオキサン		0.5

注 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3-2-8. 22(2) 排水基準を定める総理府令「水質汚濁防止法」に基づく一律排水基準

【その他の項目】

昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号

項目	単位	許容限度	
水素イオン濃度 (pH)	—	5.8 以上 8.6 以下 (海域以外に排出)	
		5.0 以上 9.0 以下 (海域に排出)	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	160 (日間平均 120)	
化学的酸素要求量 (COD)		160 (日間平均 120)	
浮遊物質 (SS)		200 (日間平均 150)	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30	
フェノール類含有量		5	
銅含有量		3	
亜鉛含有量		2	
溶解性鉄含有量		10	
溶解性マンガン含有量		10	
クロム含有量		2	
大腸菌群数		個/cm <sup>3</sup>	日間平均 3,000
窒素含有量		mg/L	120 (日間平均 60)
リン含有量	16 (日間平均 8)		

注 1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

注 3 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。

注 4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000 mg を超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

注 5 リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

#### イ. 県条例で定める上乘せ基準

三重県では、「大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」により、上乘せ基準が設定されている。本事業によって設置する施設は対象施設に該当しないため、この基準は適用されない。

#### ウ. 三重県生活環境の保全に関する条例で定める基準

三重県生活環境の保全に関する条例による污水に係る指定施設を設置している工場・事業場に対して、基準が適用される。本事業によって設置する施設は污水に係る指定施設に該当しないため、この基準は適用されない。

#### エ. 総量規制

水質汚濁防止法に基づき、伊勢湾に係る地域内の特定事業場のうち、1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上の工場・事業場に総量規制基準が適用される。本市は伊勢湾に係る地域に含まれているが、本事業によって設置する施設は水質汚濁防止法に基づく特定施設に該当しないため、この基準は適用されない。

#### オ. 最終処分場に係る技術上の基準

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場の排水に係る技術上の基準を定める省令に基づく基準を表3-2-8.23に示す。

表 3-2-8. 23 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準

昭和 52 年 3 月 14 日 総理府・厚生省令第 1 号

項目		基準	項目		基準
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと。	ベンゼン	mg/L	0.1 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005 以下	セレン及びその化合物	mg/L	0.1 以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03 以下	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.1 以下	ほう素及びその化合物	mg/L	50 以下
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名 EPN）に限る。）	mg/L	1 以下	ふっ素及びその化合物	mg/L	15 以下
六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200 以下 （アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）
砒素及びその化合物	mg/L	0.1 以下	水素イオン濃度	-	5.8 以上 8.6 以下
シアン化合物	mg/L	1 以下	生物化学的酸素要求量	mg/L	60 以下
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003 以下	化学的酸素要求量	mg/L	90 以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	浮遊物質	mg/L	60 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	5 以下
ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	30 以下
四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	フェノール類含有量	mg/L	5 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	銅含有量	mg/L	3 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下	亜鉛含有量	mg/L	2 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	溶解性鉄含有量	mg/L	10 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	溶解性マンガン含有量	mg/L	10 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	クロム含有量	mg/L	2 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	日間平均 3,000 以下
チウラム	mg/L	0.06 以下	窒素含有量	mg/L	120 以下 （日間平均 60 以下）
シマジン	mg/L	0.03 以下	燐含有量	mg/L	16 以下 （日間平均 8 以下）
チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下			

備考

- 1: 「検出されないこと。」とは、第 3 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2: 「日間平均」による排水基準値は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3: 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
- 4: 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下、同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 5: 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

カ. ダイオキシン類対策特別措置法に基づく維持管理基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく最終処分場のダイオキシン類の維持管理基準を、表 3-2-8.24 に示す。

表 3-2-8.24 最終処分場に係るダイオキシン類の維持管理基準

平成 12 年 8 月 14 日 総理府・厚生省令第 3 号

項目	新設施設の排水基準
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L

キ. 農業（水稲）用水基準

農業（水稲）用水基準を表 3-2-8.25 に示す。農業（水稲）用水基準は農林水産省が灌漑水への依存度の高い水稲を対象に、項目毎に許容限界濃度を検討したものである。農業用水の指標として利用されている。

表 3-2-8.25 農業（水稲）用水基準

昭和 46 年 10 月 4 日 農林水産技術会議

項目	農業用水基準	
pH（水素イオン濃度）	6.0～7.5	
COD（化学的酸素要求量）	6mg/L 以下	
SS（浮遊物質）	100mg/L 以下	
DO（溶存酸素）	5mg/L 以上	
T-N（全窒素濃度）	1mg/L 以下	
電気伝導率（塩類濃度）	30mS/m 以下	
重金属	As（砒素）	0.05mg/L 以下
	Zn（亜鉛）	0.5mg/L 以下
	Cu（銅）	0.02mg/L 以下



## (6) 土壌

### ① 土壌汚染に係る環境基準

環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準は、表 3-2-8.26(1)(2)に示すとおりである。

表 3-2-8.26(1) 土壌汚染に係る環境基準

平成3年8月23日環境庁告示第46号

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

#### 備考

- 1：カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 2：「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3：有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

表 3-2-8. 26(2) ダイオキシン類に係る環境基準（土壌）

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

物質	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

備考

- 1：環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
- 2：環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

## ② 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法では、有害物質使用特定施設の使用の廃止時、一定規模以上の土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合又は土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあると県が認める場合に土壌汚染状況調査を実施する。調査の結果、要措置区域として指定された土地については汚染の除去等の措置実施指示や土地の形質変更の原則禁止が適用される。

「三重県内の土壌汚染の状況」（三重県ホームページ）によると、本市内で要措置区域に指定されている土地はない。

## (7) 地盤沈下

地盤沈下防止を図るために、三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、地下水の採取の規制が行われている。本市は三重県生活環境の保全に関する条例に基づく揚水届け出地域に指定されているが、地下水の採取の規制は行われていない。

## 2. 自然環境保全に係る指定・規制地域の状況

### (1) 土地利用基本計画で区分される5地域

#### ① 都市地域

図 3-2-8.2 に都市地域の位置図を示す。対象事業実施区域は市街化調整区域に指定されている。また、対象事業実施区域北東に位置する上川町は市街化区域に指定されている。

対象事業実施区域周辺は、都市計画法(昭和43年6月15日 法律第100号)に基づく景観地区、風致地区、緑地保全地区、生産緑地地区及び田園住居地区には指定されていない。

#### ② 農業地域

図 3-2-8.3 に農業地域の位置図を示す。対象事業実施区域の周辺では、北西(松阪市街地)方向を除く大部分が農業地域に指定されている。農用地区域に指定されている地域も多い。

#### ③ 森林地域

図 3-2-8.4 に森林地域の位置図を示す。対象事業実施区域の南側及び西側の多くは森林地域に指定されている。森林地域の大半は地域森林計画対象民有林であるが、対象事業実施区域南側には保安林も位置している。

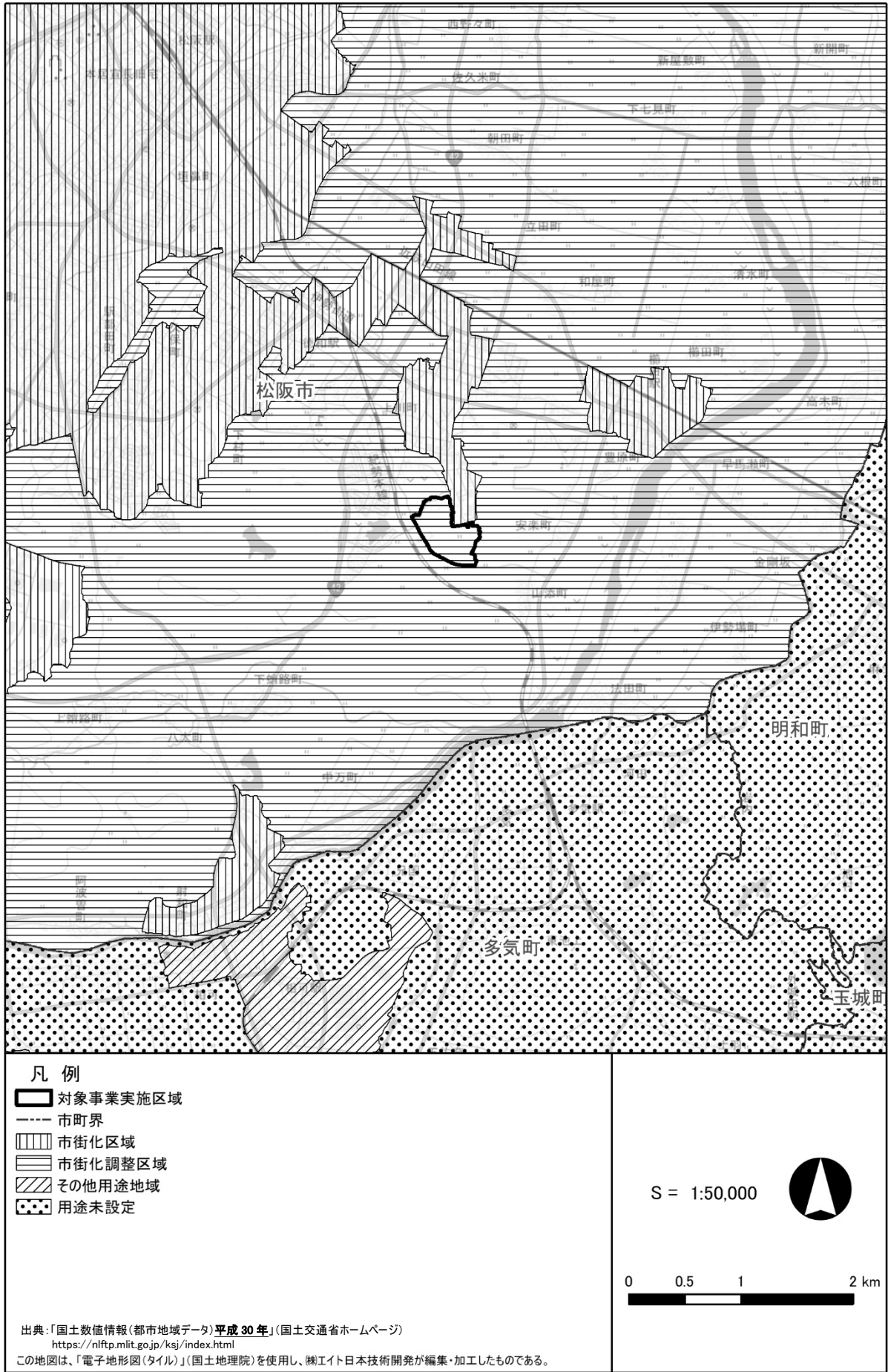


図 3-2-8.2 都市地域位置図

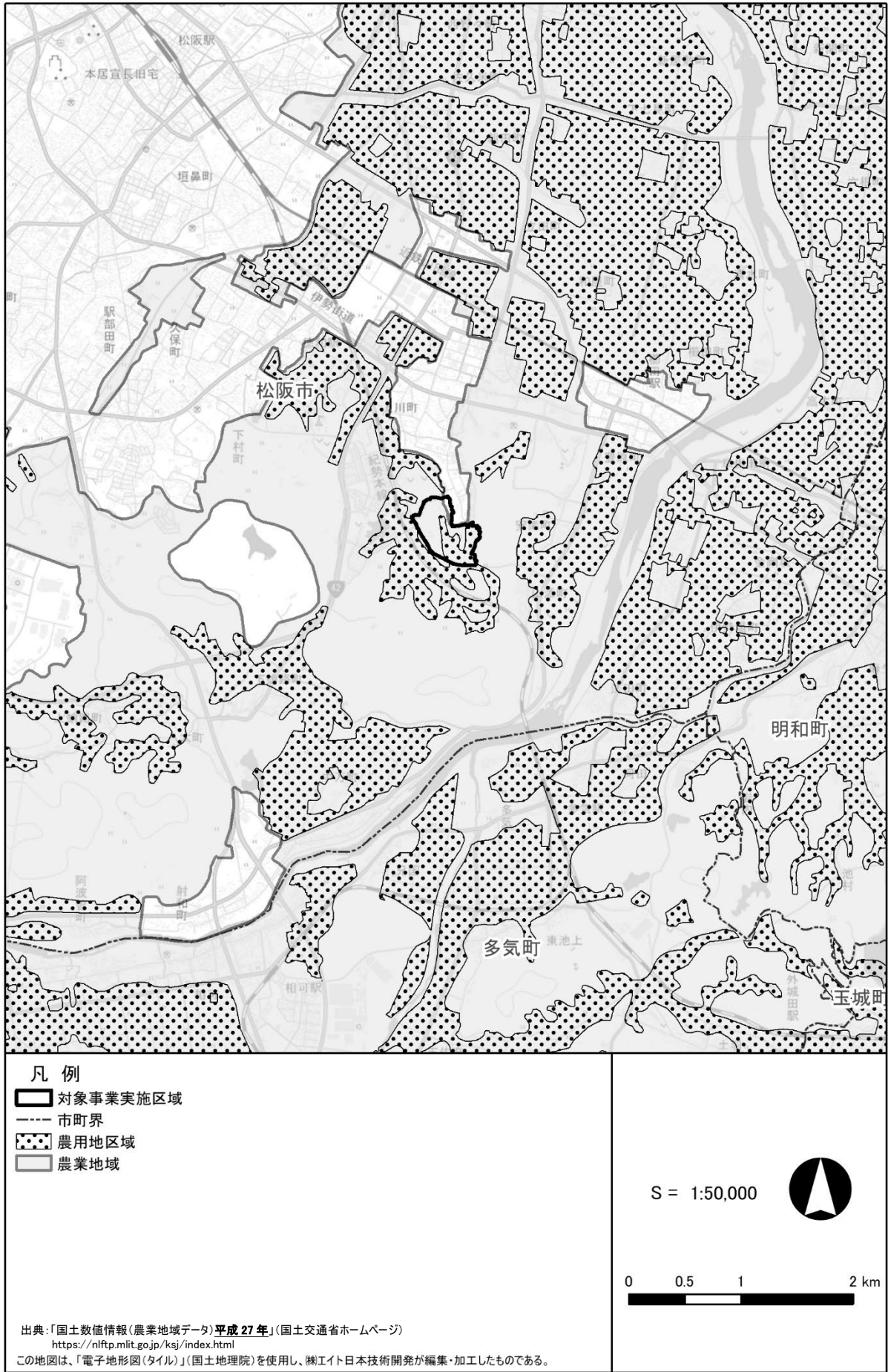


図 3-2-8.3 農業地域位置図

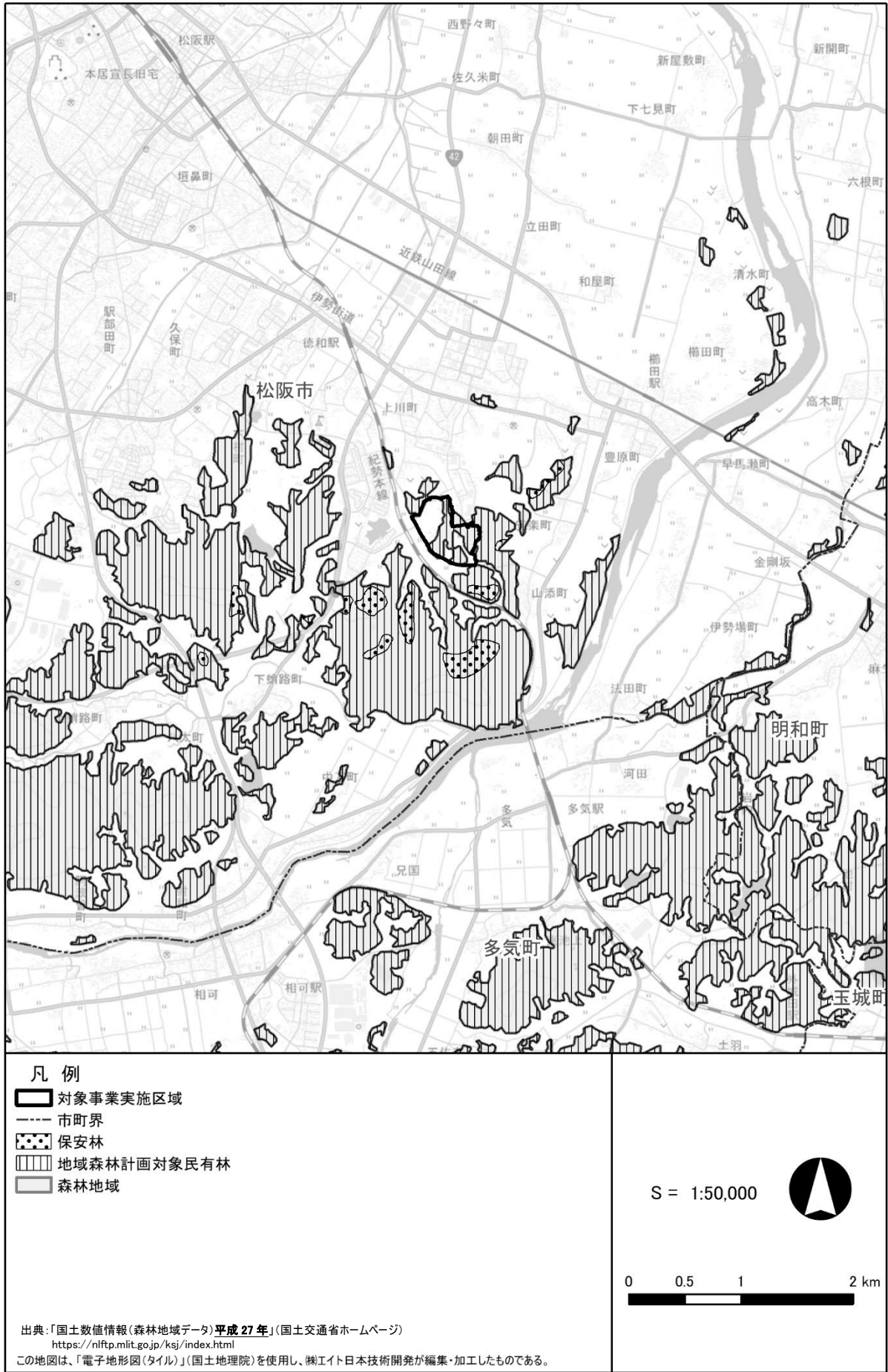


図 3-2-8.4 森林地域位置図

#### ④ 自然公園地域

自然公園区域は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するために設けられた区域で、三重県においては自然公園法に基づく国立公園、自然公園法に基づく国定公園及び三重県立自然公園条例に基づく県立自然公園がある。

対象事業実施区域及びその周辺には、これらの自然公園は存在しない。

#### ⑤ 自然環境保全地域

三重県では、自然的社会的条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを、三重県自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地域、特別地区及び野生動植物保護地区を指定している。

対象事業実施区域及びその周辺には祓川自然環境保全地域が存在しており、位置は図 3-1-8.2 に示すとおりである。

#### (2) 鳥獣保護区

鳥獣の保護等については、鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）が定められている。

対象事業実施区域及びその周辺における指定の状況は、表 3-2-8.27 及び図 3-2-8.5 に示すとおりである。

対象事業実施区域の西側及び東側に県指定の鳥獣保護区が存在している。

表 3-2-8.27 鳥獣保護区等の指定状況

		単位：ha
区分	名称	面積
県指定鳥獣保護区	松阪市神戸鳥獣保護区	441
	松阪市中部台鳥獣保護区	708
	明和町鳥獣保護区	1,445

出典：「令和 3 年度三重県鳥獣保護区等位置図」（三重県ホームページ）



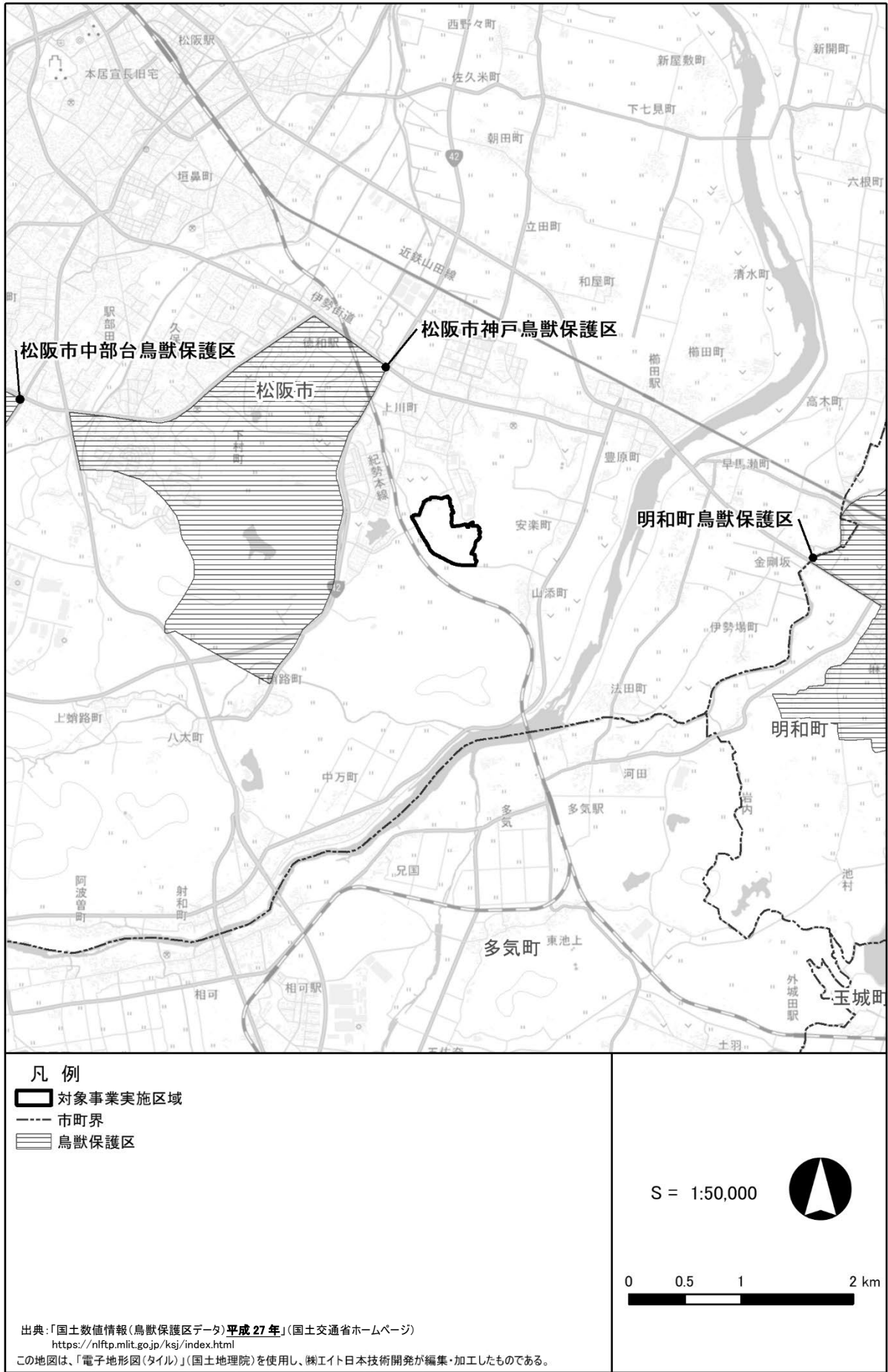


図 3-2-8.5 鳥獣保護区位置図

### (3) 土砂災害危険・警戒区域

対象事業実施区域及びその周辺における土砂災害危険箇所は図 3-2-8. 6、土砂災害警戒区域の指定状況は図 3-2-8. 7 に示すとおりである。

対象事業実施区域に最も近い土砂災害危険箇所は、対象事業実施区域から約 400m 西に位置する急傾斜地崩壊危険箇所である。対象事業実施区域に最も近い土砂災害警戒区域は、対象事業実施区域から約 3 km 南東に位置する土石流、土砂災害警戒区域（指定済）である。

### (4) 洪水浸水想定区域

対象事業実施区域及びその周辺における洪水浸水想定区域は図 3-2-8. 8(1) (2) に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺では、東側の櫛田川沿いや北側の近畿日本鉄道山田線周辺が洪水浸水想定区域に指定されているが、対象事業実施区域は洪水浸水想定区域に該当しない。

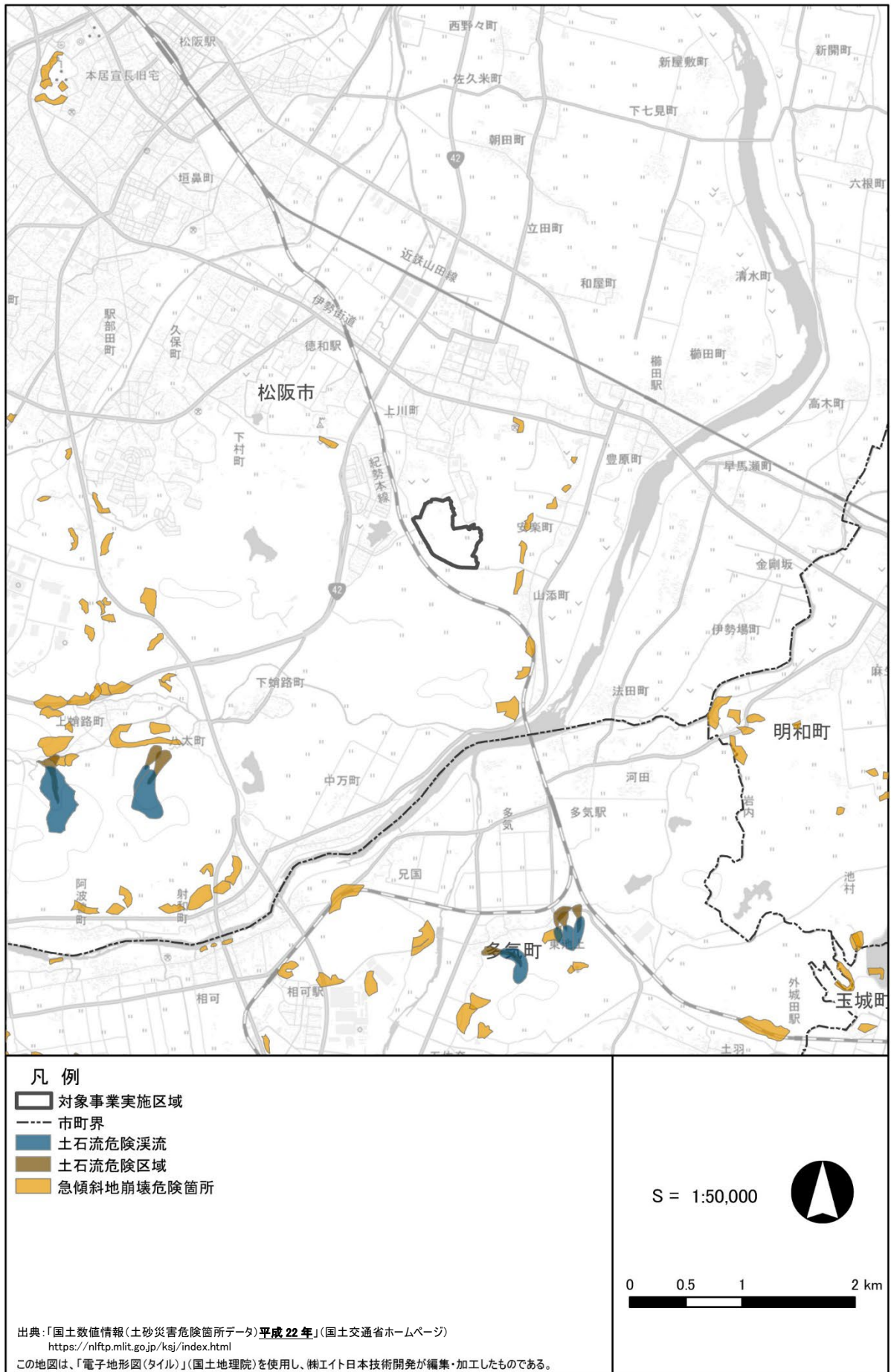


図 3-2-8.6 土砂災害危険箇所位置図

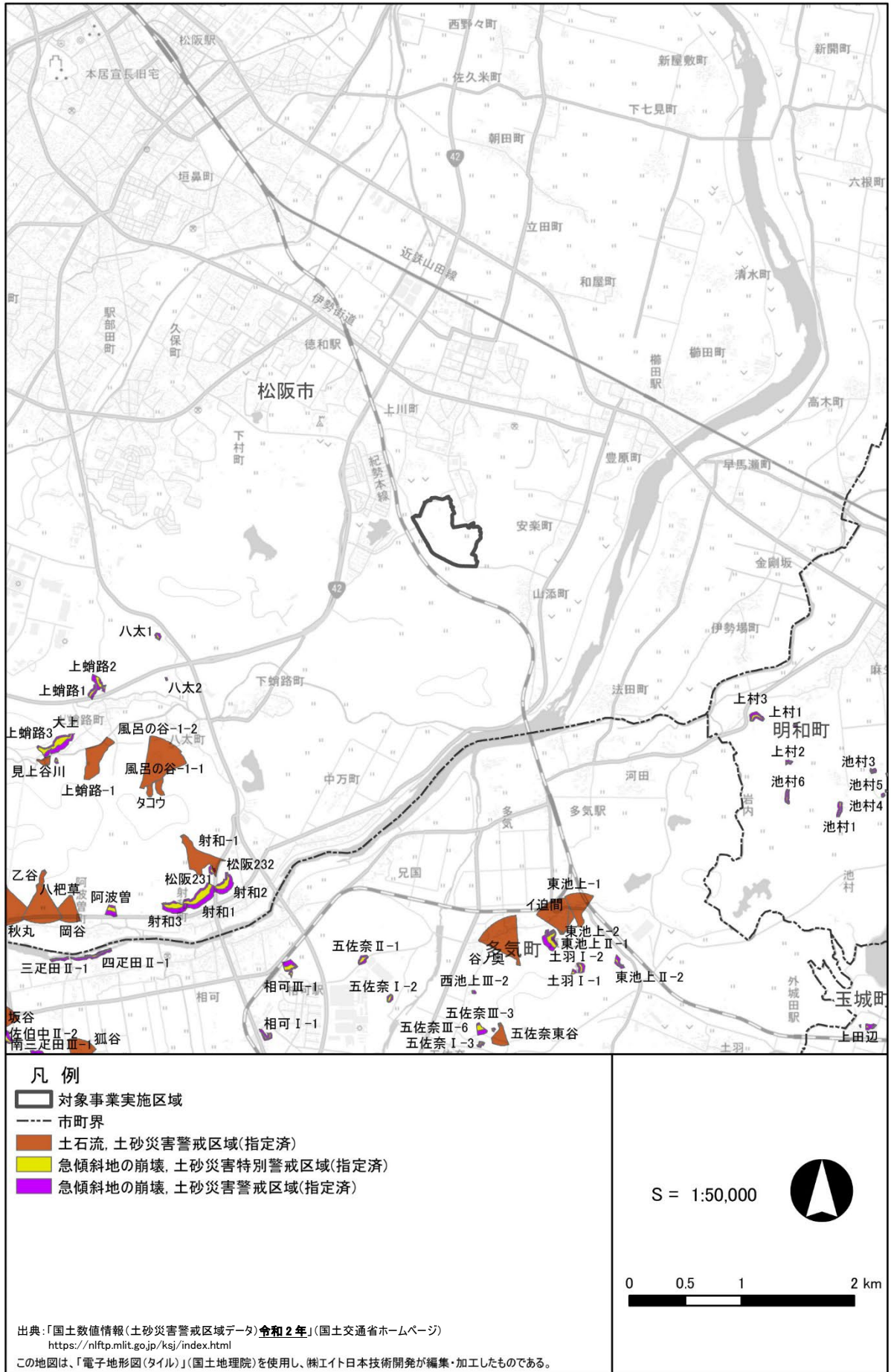


図 3-2-8.7 土砂災害警戒区域位置図



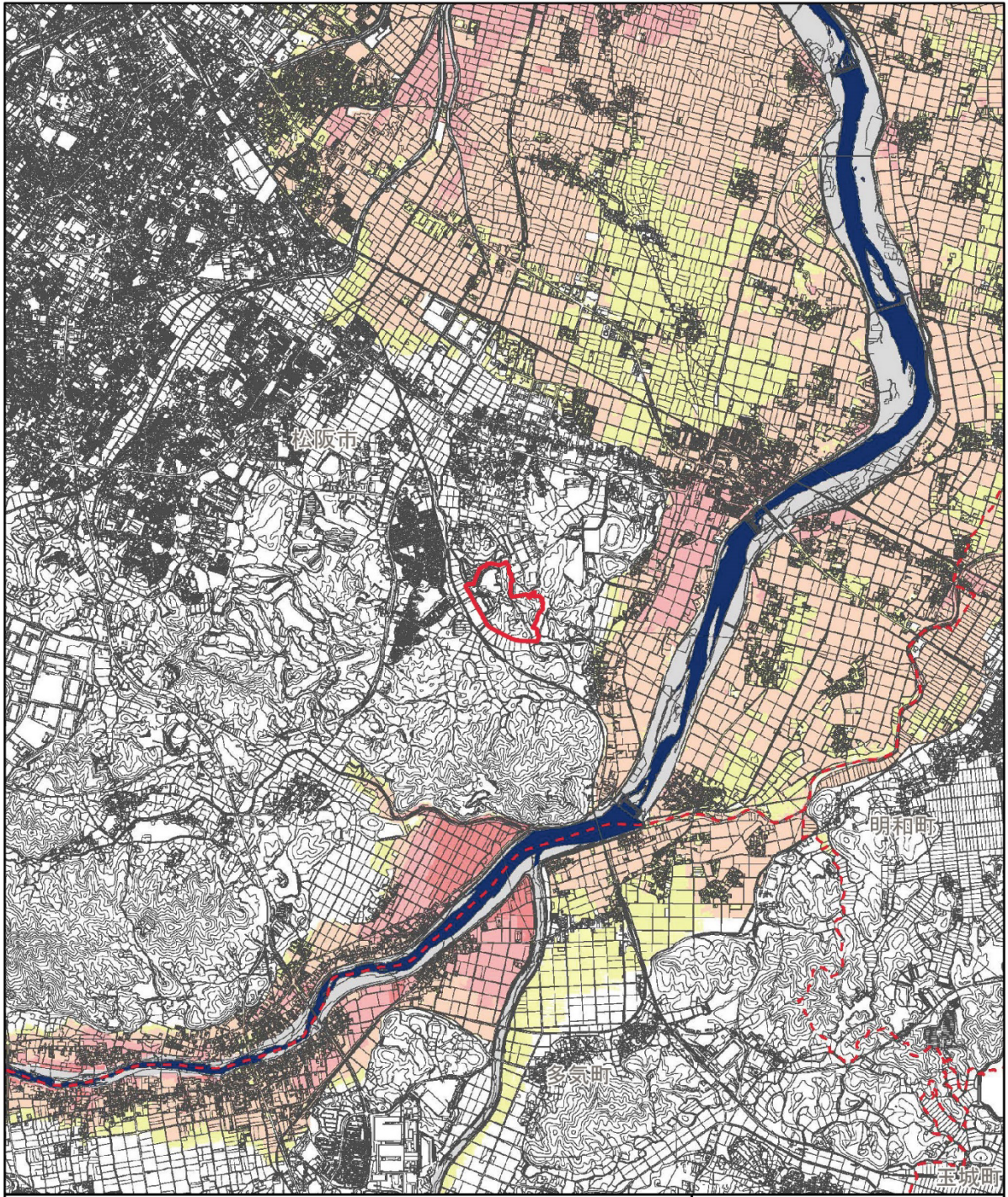


図 3-2-8. 8(1) 洪水浸水想定区域(想定最大規模)位置図



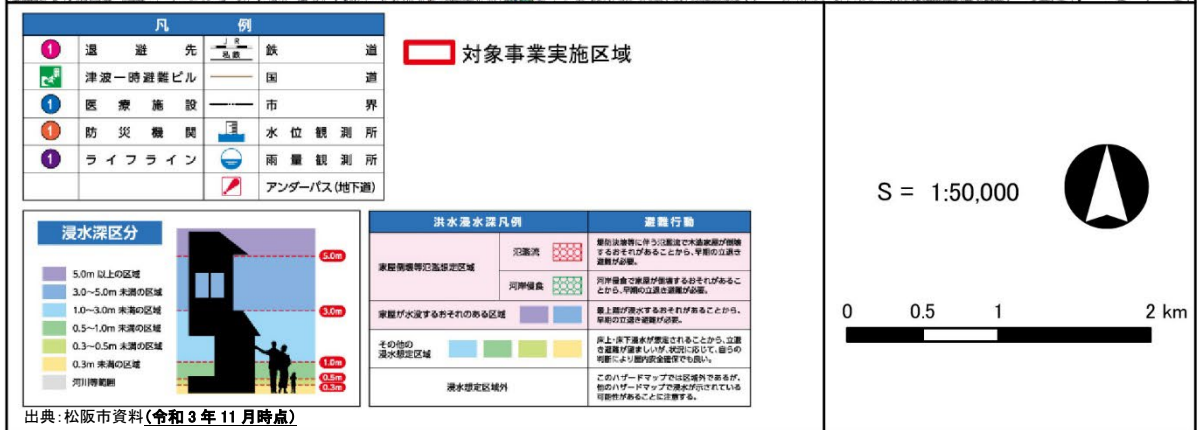
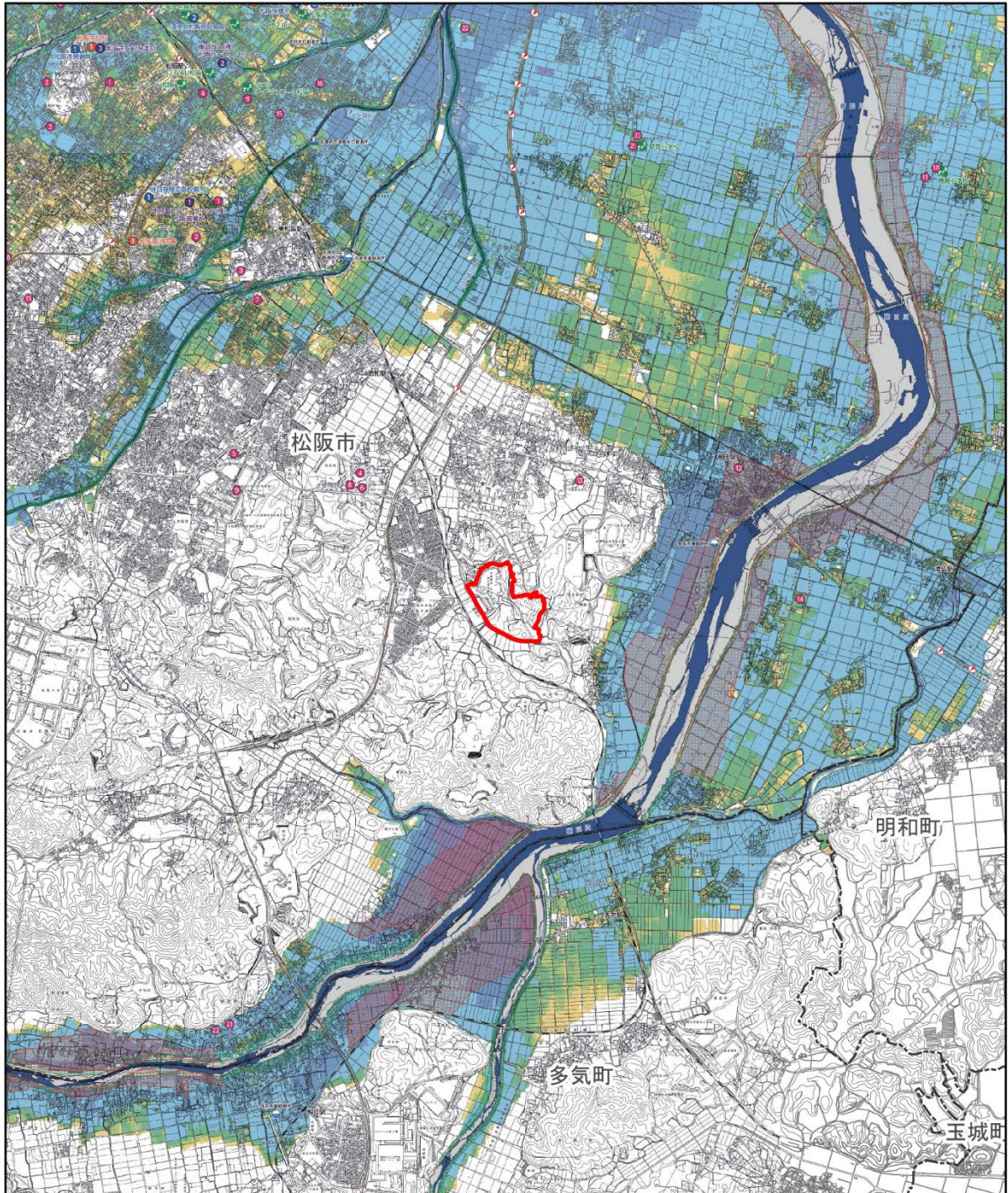


図 3-2-8. 8(2) 洪水浸水想定区域位置図 (松阪市洪水ハザードマップ)



## 3-2-9 その他の事項（行政計画・方針等）

### 1. 三重県環境基本計画（令和2年3月）

「三重県環境基本計画」は、「三重県環境基本条例」に基づき、三重県の環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランとして位置づけられており、環境保全に関する目標、施策の方向及び配慮の指針、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めている。また、「三重県環境基本計画」は三重県の環境保全に関する個別計画及び様々な分野における県の計画における基本的な方向を示している。

### 2. 三重県の環境保全に関する主な個別計画

#### (1) 三重県地球温暖化対策総合計画（令和3年3月）

「三重県地球温暖化対策総合計画」とは、令和2年度までを計画期間とする「三重県地球温暖化対策実行計画」（平成24年3月策定）を改定するとともに、現在及び将来の気候変動影響による被害を防止・軽減するため、三重県の特性に即した適応策を推進する計画を新たに盛り込んだ総合的な計画として策定された。

#### (2) 三重県循環型社会形成推進計画（令和3年3月）

「三重県循環型社会形成推進計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第5条の5第1項の規定に基づく都道府県廃棄物処理計画である。

#### (3) みえ生物多様性推進プラン（第3期：令和2年3月）

「みえ生物多様性推進プラン」は、生物多様性基本法に基づき、総合的、長期的な視点のもとに生物多様性の保全に関する取組を推進するための計画である。

#### (4) 三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（平成25年3月）

「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）」第7条及び第8条に基づき、対策地域内で大気質汚染対策等を計画している。

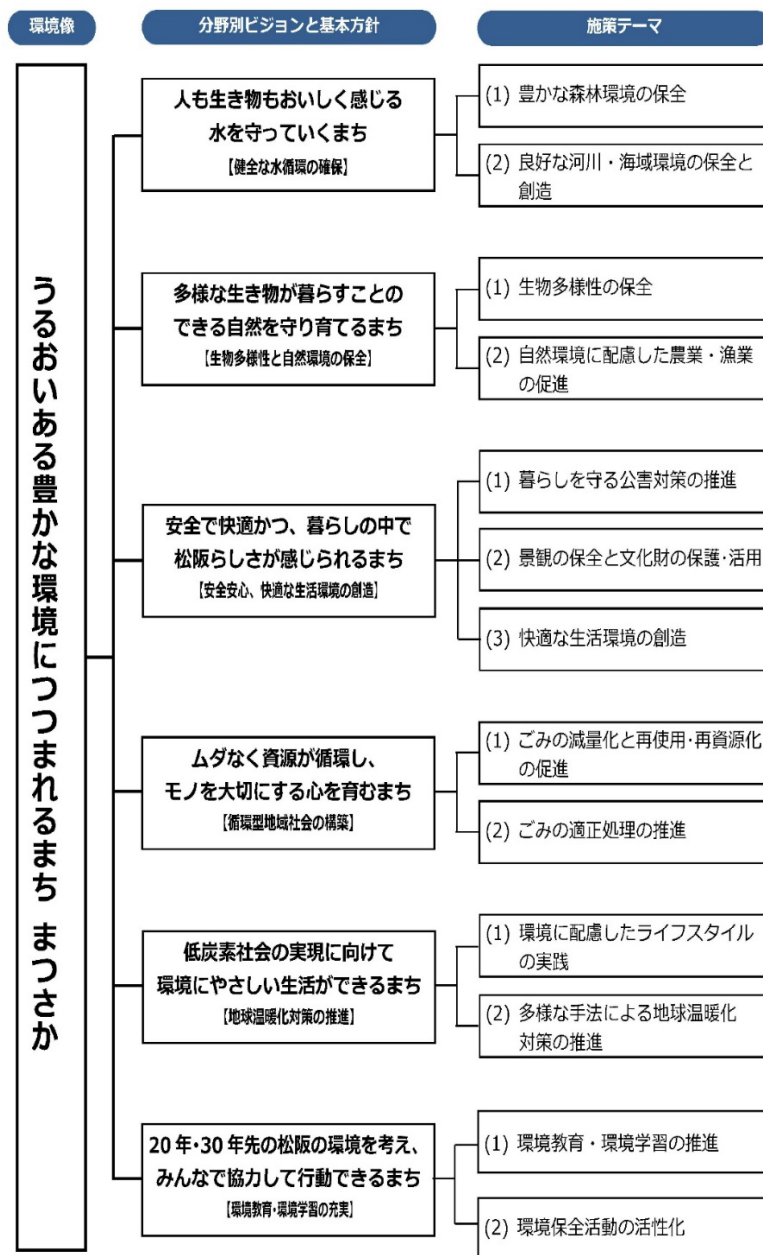
なお、本市は対策地域に指定されていない。



### 3. 松阪市環境基本計画（第二次、平成 30 年 2 月）

「松阪市環境基本計画」は、「松阪市環境基本条例」に基づき、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の内容、環境への配慮の指針を定め、市の環境施策のめざしていく方向と基本的な目標を示し、市民・市民団体・事業者・行政が協働して取組を進めるための指針である。市が策定する個別計画で環境に関する事項はこの計画を基本とする。また、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策・事業や環境に影響を及ぼすおそれのある施策・事業は、この計画との整合が必要である。

「第二次松阪市環境基本計画」の期間は平成 30 年度～令和 9 年度であり、本市全域を対象としている。図 3-2-9.1 に、本計画でめざす内容を示す。



出典：「第二次松阪市環境基本計画 2018－2027」2018 年 2 月（松阪市）

図 3-2-9.1 第二次松阪市環境基本計画の概要

#### 4. 本市の環境保全等に関する主な個別計画

##### (1) 松阪市一般廃棄物処理計画

一般廃棄物処理計画は、市町村の一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にする「一般廃棄物処理基本計画」と、一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに策定する「一般廃棄物処理実施計画」から構成されている。「一般廃棄物処理基本計画」は「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」、「一般廃棄物処理実施計画」は「ごみ処理実施計画」と「生活排水処理実施計画」から構成されている。

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（平成 29 年 5 月）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、本市が定める法定計画である。本市では「質にも注目した循環型社会の形成」を目指している。

##### (2) 松阪市景観計画（令和 3 年 9 月）

松阪市景観計画は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域の区域について、良好な景観の形成に関する計画を定めるものであり、松阪市景観マスタープランの内容に即して策定されている。

本計画における景観計画区域の区分では、対象事業実施区域は丘陵地区に位置している。丘陵地区では松阪南部丘陵、丹生寺丘陵を中心としたなだらかな丘陵地により構成されており、良好な景観の形成に関する方針として、開発・整備された大規模な住宅団地や工業団地、公園などと丘陵地の緑とが調和した、豊かな景観の保全・創出を図る方針が立てられている。

##### (3) 松阪市地球温暖化対策-実行計画（第 5 期計画：令和 4 年 3 月）

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の規定に基づき、本市の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量を削減するとともに、市民・事業者の行う地球温暖化防止に向けての自主的な取組みを促進することを目的に、松阪市地球温暖化対策率先実行計画（エコフィスアクションプログラムまつさか）第 5 期計画を策定している。

計画の期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とし、計画の目標は、本市の事務・事業に伴う温室効果ガスの総排出量を、令和 8 年度において平成 27 年度比で 20.0%削減することを目標としている。